

阿見町議会会議録

平成29年第4回定例会

(平成29年12月5日～12月19日)

阿見町議会

平成29年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	27
◎会期日程	28
◎第1号(12月5日)	31
○出席, 欠席議員	31
○出席説明員及び会議書記	31
○議事日程第1号	33
○開 会	35
・ 会議録署名議員の指名	35
・ 会期の決定	35
・ 諸般の報告	36
・ 常任委員会所管事務調査報告	37
・ 議案第113号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	39
・ 議案第93号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	40
・ 議案第94号から議案第97号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	41
・ 議案第98号から議案第104号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	44
・ 議案第105号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	49
・ 議案第106号から議案第110号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	50
・ 議案第111号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	52
・ 議案第112号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	53
○散 会	53
◎第2号(12月6日)	55
○出席, 欠席議員	55
○出席説明員及び会議書記	55
○議事日程第2号	57
○一般質問通告事項一覧	58
○開 議	59
・ 一般質問	59
永井 義一	59
樋口 達哉	76

川畑 秀慈	80
吉田 憲市	100
海野 隆	117
○散 会	139
◎第3号（12月7日）	141
○出席, 欠席議員	141
○出席説明員及び会議書記	141
○議事日程第3号	143
○一般質問通告事項一覧	144
○開 議	145
・一般質問	145
石引 大介	145
倉持 松雄	158
久保谷 充	164
難波千香子	170
栗原 直行	198
・休会の件	214
○散 会	214
◎第4号（12月19日）	215
○出席, 欠席議員	215
○出席説明員及び会議書記	215
○議事日程第4号	217
○開 議	219
・議案第93号（委員長報告, 討論, 採決）	219
・議案第94号から議案第97号（委員長報告, 討論, 採決）	220
・議案第98号から議案第104号（委員長報告, 討論, 採決）	223
・議案第105号（委員長報告, 討論, 採決）	230
・議案第106号から議案第110号（委員長報告, 討論, 採決）	231
・議案第111号（委員長報告, 討論, 採決）	234
・議案第112号（委員長報告, 討論, 採決）	235

・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査	236
○閉 会	236

第 4 回 定例会

阿見町告示第254号

平成29年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年11月20日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成29年12月5日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成29年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	12月5日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	12月6日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（5名）
第3日	12月7日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（5名）
第4日	12月8日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育（議案審査）
第5日	12月9日	(土)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第6日	12月10日	(日)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第7日	12月11日	(月)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設（議案審査）
第8日	12月12日	(火)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第9日	12月13日	(水)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第10日	12月14日	(木)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	12月15日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	12月16日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	12月17日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	12月18日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	12月19日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[12 月 5 日]

平成29年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成29年12月5日（第1日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
交通防災課長	白石幸也君
道路公園課長	井上稔君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山義一君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成29年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成29年12月5日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議案第113号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度阿見町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第6 議案第93号 阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第94号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第95号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第96号 阿見町下水道条例の一部改正について
- 議案第97号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第8 議案第98号 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第99号 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第100号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第101号 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第103号 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第104号 平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第105号 阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負変更契約について
- 日程第10 議案第106号 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（普通教室）購入）
- 議案第107号 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（特別教室）購入）

- 議案第108号 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（校務備品）購入）
- 議案第109号 財産の取得について（あさひ小学校教材備品（一般）購入）
- 議案第110号 財産の取得について（あさひ小学校図書購入）
- 日程第11 議案第111号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 日程第12 議案第112号 和解について

午前10時00分開会

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成29年第4回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（紙井和美君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

17番 倉持松雄君

18番 佐藤幸明君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る11月28日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成29年第4回定例会につきまして、去る11月28日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から12月19日までの15日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、12月6日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

3日目、12月7日は午前10時から本会議、一般質問、5名。

4日目、12月8日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、12月11日は委員会で、午前11時から産業建設常任委員会。

8日目から14日までは休会で議案調査。

15日目、12月19日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

なお、議案第113号を加えることについて、本日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

議会運営委員会としましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（紙井和美君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月19日までの15日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの15日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（紙井和美君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第93号から議案第113号、以上21件であります。

なお、議案第113号については、本日、議会運営委員会において協議をしていただいております。つきましては、お手元に配付しました日程表により進めたいと思いますので御了承願います。

次に、本日までに受理した陳情書は、要望書（公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会・公益社団法人阿見町シルバー人材センター）及び要望書（一般社団法人茨城県建築士事務所協会）の2件です。内容は、お手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成29年10月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、

お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成29年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、12月1日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（紙井和美君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。

ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、命によりまして、先日行いました産業建設常任委員会所管事務調査について御報告を申し上げます。

去る平成29年11月16日、17日の両日、産地振興及び地域産業等を学ぶために、6次産業化に取り組んでいる農業生産法人株式会社赤城深山ファーム及び地域産業の活性化に取り組んでいる群馬県川場村で視察研修を行ってまいりました。

1日目の赤城深山ファームは、群馬県渋川市北部の赤城山中腹に位置し、平成25年2月に法人化、資本金200万円、従業員は7名で運営し、そばの栽培、加工、販売事業を展開する農業生産法人で、平成26年2月に6次産業化推進整備事業を活用して加工用機械を導入するなど、6次産業化に取り組んでおります。

栽培したそばは、平成23年には全国そば優良生産表彰事業において農林水産大臣賞を受賞、また、平成27年には全国農業コンクールにおいて農林水産大臣賞を受賞するなど、数々の賞を受賞されているということです。

畑は約200ヘクタールを耕作し、夏そばを100ヘクタール、秋そばを100ヘクタール耕作しております。まとまった土地で耕作しているのではなく、渋川市から前橋市にかけての南北30キロ圏内に点在しているとのこと。また、標高差500メートルもあり、3度から4度程度の気温の差があることから、それを活用して、1カ月間種まき期間をずらして作業をしているとのこと。

その畑は、耕作放棄地を国の農地中間管理機構が10年間無償で借り受け、それを国がリフレ

ッシュ事業ということで整備し、そこを10年間無償で借り受けているとのこと。土づくり、畑づくりもこだわり、過去の経験から、そばがらと鶏ふんを使った良質の土壌づくりをしているとのこと。また、農薬を使用しない無農薬栽培に取り組むなど、徹底した品質管理による良質のそばの生産を実現しています。

そのほか、使用する農機具や肥料、また、そばの加工場、備蓄倉庫など、現在取り組んでいる生産・加工・販売といった一連の作業場を見学することができ、高井社長からの懇切丁寧な説明をいただくことができました。

2日目の川場村は、群馬県の北部地域の中心地で、沼田市の北約10キロメートル、県内独立最高峰の武尊山の南麓に位置し、総面積85.25平方キロメートルのうち83%が森林で占められ、耕地はわずか7%の自然豊かな農山村であります。人口は平成27年国勢調査では3,647人、若年層は減少し、高齢者が増加し、高齢化率は40.7%となっております。

村内には、村名の由来となる薄根川を初め4本の一級河川が流れ、また、川場温泉など5つの温泉が村を潤しております。

村の主産業である農業と観光に、環境を合わせた村づくりを推進しております。また、東京都世田谷区とは、縁組協定により都市と農村の交流事業が35年以上続いており、文化・教育・スポーツ・産業・福祉など各分野において、行政から村民、区民同士の交流へと発展しているとのことでした。

川場村は、6次産業化の取り組みを積極的に推進しており、米では稲作農家の有志による生産組合を設立し、川場村独自のブランド化に取り組み、雪ほたかが誕生し、平成19年度から米の食味鑑定コンクール国際大会で8度の金賞を受賞しているとのこと。

また、リンゴやブルーベリー的一大産地とのことで、それを加工したドライフルーツを商品化するなど、地元農産物による商品化が進められております。そこには、味などの均一化を図るため、加工方法等のマニュアル化を徹底しているとのこと。

6次産業化の取り組みについて、平成28年度までは村に6次産業振興室を設置し推進していましたが、平成29年度からは、その事業主体を道の駅川場田園プラザが実施することになり、6次産業化を進めているとのこと。

道の駅川場田園プラザは、農業プラス観光を推進する川場村の産業情報を交流の核として人気の道の駅であります。平成8年には開駅し、面積は6ヘクタールを有し、ファーマーズマーケットやミート工房など18施設が設置され、年間の入場者数は約164万人、リピーター率が7割、売上額13億5,200万円とのことであり、関東好きな道の駅ランキングでは、平成16年から20年まで5年連続1位、平成21年から25年までは5年連続2位、平成27年には観光庁長官表彰を受けているなど、高い評価を受けております。

川場村田園プラザは、村内の第三セクター、世田谷区民健康村、川場スキー場に並ぶ就業の場の拡大が図られているとのことやファーマーズマーケットの出荷登録者数が村内農家の約93%に達していること、お年寄りや企業等退職者、専業、パート主婦等の新しい所得と生きがいの場となっていること、兼業農家に新しい販路が提供されていることなど、川場村の地域貢献が高く図られているとのことであります。

生産者の所得向上は喫緊の課題であります。当町でも、産地振興の取り組みや地域産業の活性化に向け大変参考になると視察研修をまいりました。

以上で報告を終わります。

○議長（紙井和美君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第113号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度阿見町一般会計補正予算（第3号））

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第113号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度阿見町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年度第4回定例会、議員各位には、お忙しい中御出席をいただき、ここに定例会が開会できますことを、心から感謝を申し上げます。

初めに、本専決処分の承認議案につきまして、確認、調整の不備により御報告がおくれ、議案番号が前後いたしましたこととお詫びを申し上げます。今後このようなことのないよう、確認を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

それでは、改めまして、議案第113号の専決処分の承認を求める平成29年度一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に1,973万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ176億5,685万7,000円とするものであります。

その内容としましては、10月22日の衆議院議員総選挙の実施に当たり、歳入で同選挙費に対する県委託金、歳出では同選挙事業関係経費の計上について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上

げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第113号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第113号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第113号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第93号 阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、議案第93号、阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第93号の阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、総合計画を策定することに関し、必要な事項について定めるものであります。

阿見町では、平成26年度に阿見町第6次総合計画を策定し、基本構想、前期基本計画に基づく町政運営を行ってまいりました。この前期基本計画が平成30年度で満了を迎えることから、

後期基本計画を策定し、これをもとに総合的かつ計画的に町政運営を行うことを条例に定めようとするものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第93号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第94号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第95号	阿見町町営住宅管理条例の一部改正について
議案第96号	阿見町下水道条例の一部改正について
議案第97号	阿見町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第7、議案第94号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第95号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第96号、阿見町下水道条例の一部改正について、議案第97号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第94号から議案第97号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第94号の阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、人事院規則及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、育児休業期間を2歳まで延長できる非常勤職員の要件の規定と育児休業の再延長及び育児短時間勤務の再取得ができる要件を追加するものであります。

議案第95号の阿見町町営住宅管理条例の一部改正について申し上げます。

本案は、公営住宅法及び関係省令の一部改正に伴い、認知症患者等の収入申告等に関する緩和措置を追加する等、所要の改正を行うものであります。

議案第96号、阿見町下水道条例の一部改正について申し上げます。

本案は、下水道使用料について、水道料金の改定とあわせ、基本料金を1,000円から1,300円に改定するとともに、下水道の排水設備設置基準について、日本下水道協会が示す下水道施設計画設計指針に合わせるため、所要の改正を行うものであります。

議案第97号の阿見町水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

本案は、水道料金について、住吉地区の給水切り替えに伴う料金体系の整合性を図り、基本水量のない逓増型の従量制を採用するため、一般家庭用の料金体系を見直し、基本料金及び従量料金の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案4件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） おはようございます。

議案第95号の町営住宅の条例の一部改正の部分なんですけども、まず、この説明資料の中でですね、本条例に認知症患者等の収入申告に関する緩和措置の追加というふうに書いてあるんですけども、ちょっと条文をざっと見ていたんですけども、ちょっとそれに該当するところがどこなのかちょっとわからなかったんで、それが1つとですね、あともう1つがですね、今回、この家賃の決定ですか、収入超過者に対する家賃の項目が追加されてるんですけども、実際その町営住宅の中でですね、収入超過者だとかそういった方々が出ているのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。道路公園課長井上稔君。

○道路公園課長（井上稔君） はい、お答えいたします。

まず、1点目の今回の改正の件につきましては、お手元に資料としまして新旧対照表という

のがございます。そちらのほうの4分の2のページをお開き願ひまして、その中、一番上の第13条の4につきまして、こちらが今回の改正の認知症患者の一部収入申告に関する緩和措置の条項となっております。それと、あと30条の第3項、こちらとなっております。

あと、2点目の収入超過者の件につきましてなんですが、実際、今の町営住宅に入居しています入居者の中には、収入超過者というのがおります。毎年1回、収入調査というのをやっております、今現在やっているところなんですが、そちらにつきましても、今後、何らかの対応を考えていかななくてはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃあ、別に、具体的に項目としては書いてあるわけではないわけですね。文章の内容からかな。

それで、あと、今、収入超過者の話が出ましたけども、ちょっと私のほうで聞いた話で、今、町営住宅、結構あきがあつて、何軒かあいてるっていう話はちょっと聞いたことがあるんですよ。それで、以前、もう1年半ぐらい前かな、1回ちょっと聞いたときに、もう順番待ちで大変なんだって話も聞いたんですけども、現状、町営住宅のほうはどのようになっているか、その2点お願いします。

○議長（紙井和美君） 道路公園課長井上稔君。

○道路公園課長（井上稔君） はい、お答えいたします。

今お話にありました空き家の状況につきましてなんですが、済みません、ちょっとお待ちください。

今現在、曙アパートで空き家が17戸ございます。それに対しまして、入居希望者というのが全部で41名いるんですが、そのうちの34名につきましては、18、19号棟といたしまして、平成12年、13年につくりました新しいほうの町営住宅のほうの希望者でありまして、今ある古くからありますほうにつきましては7名希望者がおりまして、そちらにつきましては、今回、空き家の修繕を行ひまして、入居をすぐしていただけるように、今、態勢をとっているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 済みません。あとですね、96号と97号の上下水道のどこなんですけども、これは両方同じ質問なんでちょっと一遍にやりますけども、今回、この料金改定に関しまして審議会が行われて、私も傍聴に参加させていただきました。その中で、審議会で幾つかの

改定案っていうんですかね、出たかと思うんですけども、その幾つかの出た改定案の中で、今回のこの改定案にした背景をちょっと教えてください。これは、上水道、下水道、両方とも同じ意味合いでお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい。今回の案に決まった背景ということなんですが、当然、審議会の中で議論をしていただいて、この案になったということになるんですが、水道につきましては、従前から基本料金、使っていないのに1,800円取られるのはいかがなものかというような議論が議会の中でもたびたびございました。そういうことを受けて、基本料金をできるだけ安くして、10立米以下でも従量制を導入してということで、今回、審議会のほうにお諮りをいただきました。

それと、下水道なんですが、下水道につきましては、28年度決算でも5億7,000万でしたか、とにかく一般会計がかなり過度に入ってるということで、それを脱却しないと、いつまでも一般会計から垂れ流しのような状況になってしまうということで、何とか料金を値上げしたいということで、審議会のほうに諮問をいたしまして、今回、条例改正のような答申をいただいたということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） よろしいですか。ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第94号から議案第97号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第98号 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

議案第99号 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第100号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第101号 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第102号 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第103号 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第104号 平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第8、議案第98号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第99号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第100号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第101号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第102号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第103号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第104号、平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第98号から議案第104号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

まず、議案第98号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に2,074万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ176億3,611万1,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第15款国庫支出金では、民生費国庫負担金で、自立支援医療給付費負担金を増額するほか、介護保険事業に係る低所得者保険料軽減負担金を新規計上。土木費国庫補助金で、狭あい道路整備に係る社会資本整備総合交付金を減額。

第16款県支出金では、民生費県負担金で、自立支援医療給付費負担金を増額するほか、低所得者保険料軽減負担金を新規計上。農林水産業費県補助金で、交付額の確定に伴い、多面的機能支払交付金を減額。

第20款繰越金では、財源調整のため、前年度繰越金を増額。

第22款町債では、総務費で、庁舎改修事業債を新規計上。土木債で社会資本整備総合交付金事業債及び特定地区道路整備事業債を減額するものであります。

次に、3ページからの歳出であります。第2款総務費では、財産管理費で、老朽化により漏水等が発生している役場庁舎空気調和機の更新工事費を新規計上。企画費で、申請者の増により不足が見込まれる3世代同居・近居促進奨励金を増額。

第3款民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金を補正するほか、過年度精算に伴い、臨時福祉給付金に係る返還金を新規計上。障害者福祉費で、更生医療費の増に伴い、自立支援医療給付費を増額。医療福祉費で、過年度精算に伴い、医療福祉費等補助金に係る返還金を新規計上。保育所費で、雇用実績に応じ臨時保育士賃金を減額するほか、南平台保育所及び二区保育所の施設等修繕料を増額。

第4款衛生費で、予防費で不足が見込まれる動物愛護協議会補助金を増額。環境整備費で、申請者の増により不足が見込まれる住宅用LED照明設置補助金を増額。

第5款農林水産業費では、農業振興費で、県の事業採択を受け、産地改革チャレンジ事業補助金を増額するほか、制度利用者の増に伴い、農業ヘルパー活用事業補助金を増額。農地費で、対象地区の確定に伴い、多面的機能支払交付金を減額。

第7款土木費では、道路新設改良費で、用地交渉に不測の期間を要し、今年度着工が困難となった荒川本郷地区区画道路27号線に係る工事費等を皆減。公共下水道費で、公共下水道事業特別会計繰出金を増額するほか、土地区画整理費で、岡崎地区調整池の管理用道路工事費を新規計上。開発費で、荒川本郷地区まちづくり事業に係る食料業務委託料を新規計上。住宅管理費で、年度末まで不足が見込まれる町営住宅修繕等委託料を増額。

第8款消防費では、常備消防費で、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費分賦金を増額。

第9款教育費では、小学校管理費で、吉原小学校及び実穀小学校からあさひ小学校に移設するピアノ等備品類に係る運搬量を新規計上するほか、あさひ小学校体育館に設置する校歌・校訓・銘板の作成委託料を新規計上するものであります。

次に、5ページの第2表、繰越明許費につきましては、荒川本郷地区まちづくり事業に係る町有地の測量業務委託について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

次に、6ページの第3表、債務負担行為補正につきましては、議会だより印刷製本業務ほか11件について、平成30年4月から円滑に業務が進められるよう、3月までに入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、7ページの第4表、地方債補正につきましては、庁舎改修事業債を追加し、社会資本整備総合交付金事業債の起債限度額を変更し、及び特定地区道路整備事業債を廃止するものであります。

次に、議案第99号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に5,364万6,000円を追加、歳入歳出それぞれ62億3,196万4,000円とするものであります。

その主な内容としましては、諸支出金で、療養給付費等負担金の過年度精算に伴い、国庫支出金等返還金を増額するもので、その財源調整のため、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増

額するものであります。

次に、議案第100号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に538万8,000円を追加、歳入歳出それぞれ18億6,459万5,000円とするものであります。

その主な内容としましては、一般管理費で、中間申告見込額に合わせ消費税額を増額するもので、その財源調整のため、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額。下水道事業費で、荒川本郷地区区画道路27号線の工事延期に伴い、防災安全交付金事業として予定していた当該路線に係る雨水管渠工事を同地区の調整池整備工事に組み替えるものであります。

次に、3ページの第2表、繰越明許費につきましては、調整池整備工事について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

次に、4ページの第3表、債務負担行為につきましては、公共下水道等管理システム構築及び公営企業法適用化業務について、法適化スケジュールの見直しに伴い、変更契約の必要が生じたため、債務負担行為の期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第101号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額から5万1,000円を減額、歳入歳出それぞれ1億4,182万2,000円とするものであります。

その内容としましては、一般管理費で、職員給与関係経費を補正するもので、その財源調整のため、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第102号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に822万5,000円を追加、歳入歳出それぞれ31億5,719万4,000円とするものであります。

その主な内容としましては、一般管理費で、介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る委託料増額。償還費で、介護給付費負担金の過年度精算に伴い、国庫支出金等返還金を増額するもので、その財源調整のため、事業費補助金、介護給付費繰入金、事務費等一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額するものであります。

次に、議案第103号、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に565万6,000円を追加、歳入歳出それぞれ8億3,663万7,000円とするものであります。

その主な内容としましては、一般管理費で、実績精算に伴い、療養給付費等負担金を増額。保険事業費で、人間ドック等の利用者増に伴い、健康診断等委託料を増額するもので、その財源調整のため、療養給付費等負担金繰入金を増額するものであります。

議案第104号の平成29年度阿見町水道事業会計補正予算について提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、それぞれ2,000万円を増額するものであります。

その内容としましては、吉原土地区画整理地区の水道管布設工事費支出の増額及び当該工事に伴う県からの工事負担金収入を増額するものであります。また、職員手当の増額に伴い、水

道事業会計第3条に定めた収益的支出を増額するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、浄水場次亜塩素調達業務が平成30年4月から円滑に進められるよう、債務負担行為の期間と限度額を設定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 議案98号の一般会計補正予算のですね、25ページお願いします。この中で先ほど、町営住宅の話も出たんですけども、この土木費の住宅費のところですか、1112の維持管理費の委託料270万ですね。これ、予算で2,894万というふうに今ついてるわけなんですけども、今、町長のほうから不足が見込まれるということを言われたわけなんですけども、具体的にこれはどのぐらい、何戸分っていうんですかね、どのぐらいの修繕になるのか、それを教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。道路公園課長井上稔君。

○道路公園課長（井上稔君） はい、お答えいたします。

今回補正をさせていただきますこちらの業務なんですけど、町営住宅の管理業務を住宅管理センターのほうに委託することに伴いまして、各業務に要する経費を代行していただいている業務となります。

その施設の修繕料としまして、請負金額が2,894万、そのうち施設等の修繕料というのが1,420万ございます。そのうち空き家修繕で、現在、当初予算としまして490万計上しております。その金額に対しまして、今回不足が生じたということでございます。

当初見越しておりましたのが、今現在4軒修繕を行いまして、残り4軒分の修繕費ということになるんですけど、当初想定していた金額よりも経年劣化が激しく、1軒当たりの修繕費がかさんでしまったということで、今回補正をいただくような感じで提出をさせていただきました。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ということは、今年度で4軒だから、この補正を含めて8軒の修繕をするっていうことを考えていいわけですか。

○議長（紙井和美君） 道路公園課長井上稔君。

○道路公園課長（井上稔君） はい。8軒修繕をするということでございます。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第98号から議案第104号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第105号 阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負変更契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第9、議案第105号、阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第105号の阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負変更契約について提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年第4回定例会において議決をいただいた当該工事請負契約に関して、請負金額の変更に伴い変更契約を締結するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求められます。

変更した内容につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第105号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第106号 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（普通教室）購入）

議案第107号 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（特別教室）購入）

議案第108号 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（校務備品）購入）

議案第109号 財産の取得について（あさひ小学校教材備品（一般）購入）

議案第110号 財産の取得について（あさひ小学校図書購入）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第10、議案第106号、財産の取得について（あさひ小学校什器備品（普通教室）購入）、議案第107号、財産の取得について（あさひ小学校什器備品（特別教室）購入）、議案第108号、財産の取得について（あさひ小学校什器備品（校務備品）購入）、議案第109号、財産の取得について（あさひ小学校教材備品（一般）購入）、議案第110号、財産の取得について（あさひ小学校図書購入）、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第106号から議案第110号までの財産の取得について提案理由を申し上げます。

議案第106号、あさひ小学校什器備品（普通教室）購入について申し上げます。

本案は、平成30年4月から開校のあさひ小学校で使用する児童用の机、椅子等を新たに購入するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月16日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

議案第107号、あさひ小学校什器備品（特別教室）購入について申し上げます。

本案は、平成30年4月から開校のあさひ小学校で使用する特別教室の机、椅子等を新たに購入するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月16日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

議案第108号、あさひ小学校什器備品（校務備品）購入について申し上げます。

本案は、平成30年4月から開校のあさひ小学校で使用する職員室及び会議室の机、椅子等を新たに購入するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月16日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

議案第109号、あさひ小学校教材備品（一般）購入について申し上げます。

本案は、平成30年4月から開校のあさひ小学校で使用する授業用の教材備品を新たに購入するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月30日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

議案第110号、あさひ小学校図書購入について申し上げます。

本案は、平成30年4月から開校のあさひ小学校で使用する図書を新たに購入するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月30日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案5件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第106号から議案第110号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第111号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第11、議案第111号、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第111号の稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、国の広域行政圏施策が見直され、広域行政圏計画策定要綱が廃止されたことに伴い、稲敷地方広域市町村圏事務組合においても、組合が共同処理する事務のうち広域市町村圏計画の策定等について、現計画の終了をもって廃止するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づく組合規約変更の協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第111号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第112号 和解について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第12、議案第112号、和解についてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第112号の和解についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年9月15日に実穀地内の町道1250号線で発生した道路欠損箇所での車両損傷事故に伴う損害賠償について、裁判によって係争中でありましたが、裁判官から和解を提案されたことから、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔をお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第112号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午前10時57分散会

第 2 号

[12 月 6 日]

平成29年第4回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月6日（第2日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
情報広報課長	遠藤康裕君
道の駅整備推進室長	湯原一博君
交通防災課長	白石幸也君
危機管理監 (交通防災課副参事兼課長補佐)	押切俊樹君
環境政策課長	柳生典昭君
国保年金課長	小林俊英君
道路公園課長	井上稔君
生涯学習課長兼 中央公民館長	松本道雄君

○議会議務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成29年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成29年12月6日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成29年第4回定例会

一般質問1日目（平成29年12月6日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 永井 義一	1. 選挙での投票率向上に向けて 2. 国民健康保険制度の移管における国保税の問題について	町 長 町 長
2. 樋口 達哉	1. 平成29年10月22日頃、阿見町に影響を及ぼした、台風21号などに対する対応について	町 長
3. 川畑 秀慈	1. 阿見町の生涯学習について	教 育 長
4. 吉田 憲市	1. 阿見町の道の駅事業の現況と常設型の住民投票条例設定について	町 長
5. 海野 隆	1. 空き家対策の現状と今後のスケジュールについて 2. 東京電力への放射能対策費用の請求について 3. 原子力災害広域避難計画の現状について	町 長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承ください。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（紙井和美君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、8番永井義一君の一般質問を行います。

8番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） どうも皆さんおはようございます。日本共産党の永井義一です。

今回一般質問、私金曜日に出したんですけども、金曜日の段階で1番目ということで、3番か4番ぐらいかなと思ったんですけども、トップバッターでやらさせていただきます。

早速一般質問に移ります。

選挙での投票率の向上に向けてです。今年の10月、小選挙区289議席、比例区176議席の全合計465議席を争う衆議院選挙が行われました。この選挙は小選挙区比例代表並立制と呼ばれ、小選挙区は何人立候補しても1人しか当選できず、死票が多く出る制度です。しかし、比例区は得票数に応じて各政党への議席が配分される仕組みで、こちらは民意が反映されています。この選挙制度を採用している国々の7割強では、比例区の議席が多くなる仕組みをとり、民意を議会の中に反映させています。日本のように小選挙区の議席が全議席の62%を超えるような国は少数となっています。

今回の選挙で、自民党は小選挙区で得票率47.82%を獲得しましたが、議席占有率では74.39%に上ります。冒頭にも述べましたが、この小選挙区制度は大政党に有利な害悪がくっ

きりとあらわれています。選挙制度においては、国民の意思が国会の議席数にあらわれるような制度にしなければなりません。今回の質問での投票率の向上に向けた取り組みでも、有権者が政治・選挙に関心を持つような施策が必要ではないでしょうか。

この投票率、特に今回は若者に対しての投票率向上について、質問をいたします。

2016年、平成28年の7月の参議院選挙より選挙権が18歳以上に引き下げられました。18歳選挙権は、2015年現在で世界の192カ国中176カ国が実施されており、今や世界の趨勢となっています。日本でもこの年に240万人もの有権者が増え、阿見町でも約1,300人が新たな有権者となりました。しかし、投票率で見ると依然として50%前後を推移しており、若者に合った選挙制度とはなっていないのでしょうか。

選挙のときに投票先を決める1番の媒体は選挙公報と言われています。しかし、10月の衆議院選挙では、選挙公報が新聞に折り込まれたのが公示日数日たってからでした。急な国会の解散総選挙も大きな要因ですが、公示期間の前半までには広報が手に届いていなければなりません。また、ここで問題になるのは、若者の新聞離れです。新聞の購読率は65.6%と、ほぼ3軒に2軒の割合ですが、30代以下では43.7%、20代では37.0%にまで落ち込みます。彼らのニュースソースの取得手段は、ネットでのニュースが1番です。実際、表をちょっと私見てるんですけども、20代で1位がネットニュース、2位がテレビ、3位がブログやSNS、4番目にやっこの新聞が来ます。30代でも同じような形で、新聞が上位に来るのが60代・70代ということで、そういった状況です。

そこで伺いますが、町としてSNSを活用した選挙公報活動をどのように考えますか。

次に、期日前投票についてです。ここでちょっと資料を配付したいので、お願いします。

○議長（紙井和美君） はい。

○8番（永井義一君） 今お手元に資料を配付させていただきました。これをごらんになっていただくとですね、平成22年から実施された選挙の一欄です。ここで注目されるのは、期日前投票の割合です。ちょうど真ん中のところにありますね。18歳から実施になった28年の参議院選挙、下から3段目の網かけで右に18歳と書いてあるとこなんですけども、この部分からですね、期日前投票の割合が3割を超えています。今年10月の選挙は台風の影響もありましたが、投票率の半数以上が期日前投票です。この表を見ただけでも若者の投票行動は投票日の当日ではないことがわかるかと思います。

今回私も期日前投票に行きましたが、庁舎内での長蛇の列で、1時間以上待ちました。投票に来た方が、この長蛇の列を見て何人も帰っていくのを見ました。隣の牛久市では、市内4カ所に期日前投票所を設け選挙を行い、投票率は53.3%でした。阿見町には、期日前投票所が1カ所しかないことが投票率低下の原因ではないでしょうか。町として、期日前投票所を増やす

考えはありますか。その点について、お伺いたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、永井議員の一般質問にお答えをいたします。

選挙での投票率向上に向けてについて、お答えをいたします。

1点目の、SNSを活用した選挙広報活動をどのように考えますか、についてであります。

町選挙管理委員会では、選挙の際に立候補者の政見などを記載した選挙公報を新聞折り込みにより各世帯へ配布するほかに、町ホームページに掲載することで、若年層を含むインターネット利用者への周知啓発を図ってきたところでございます。また、近年多くの自治体において、ホームページでの周知にとどまらず、フェイスブックやツイッターなどのソーシャル・ネットワークワーキング・サービス、いわゆるSNSを利用した情報の発信が行われております。

町としましても、これらのツールを活用することで情報伝達の複線化及び多様化を図ることは、特に若年層に対しての選挙啓発に有効な手段であると考えております。現在、情報広報課においてSNSの活用に向けて整備を進めているところであり、環境が整い次第、選挙管理委員会において選挙啓発に活用していただきたいと考えております。

2点目の、期日前投票所を増やす考えはありますか、についてであります。

期日前投票所は、現在、役場庁舎内に1カ所設置しております。

期日前投票所の増設については、現在、検討しているところですが、選挙事務の適正な執行の観点から、人員については正職員の配置が適当と考えており、現状の職員体制では必要な人員の確保が難しいと判断しております。また、夜間における投票用紙や投票箱の管理に対するセキュリティ上の課題もあることから、現時点での期日前投票所の増設は難しいと考えております。

しかし、期日前投票所の増設は、選挙人が投票しやすい環境づくりをするという観点からも、大いに意義があるものであることから、近隣市町村の状況等を調査研究し、人員確保等の問題の解消に努め、選挙管理委員会と協議を進めながら、引き続き期日前投票所の増設を検討してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） はい。今の回答の中でですね、SNSの件なんですけども、この回答書に書いてあるとおり、現在情報広報課においてSNSの活用に向け整備を進めているところですよというようなことが書いてあるんですけども、これは具体的にはどのような形で進めてい

るのか、ちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。情報政策課長遠藤康裕君。

○情報広報課長（遠藤康裕君） お答えいたします。

ただいま阿見町の情報環境におきましては、全てのPC、各職員の机の上に乗っているPCは県と国のネットを通じて行っており、開放することが不可能な状態です。そして、各市町村におきまして開放しているPCについては、別途それを立てなければいけません。ですので、現状におきましては、共用パソコン等を考えた上で、それを公開できるよう条件の整備に努めているところです。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ちょっと想定外の答弁だったんで。要は国の……。町のパソコンが国と県につながってるというんですか、あれは。どういう言い方になるのかわかりませんが、いや、ここに、回答書に書いてあるとおりね、フェイスブックとかツイッターなどのSNSというのは例にはなってます、上がってるんですね、回答書に。ですから、情報広報課としては、そういった形を考えているのかなと思ったんですけども、今の遠藤さんの答弁だと、何となくSNSで発信することができないというような形での答弁だったと思うんですけど、その辺もうちょっとわかりやすく説明してください。

○議長（紙井和美君） 済みません。先ほど情報政策課長と言いましたが、情報広報課長です。情報広報課長遠藤康裕君。

○情報広報課長（遠藤康裕君） はい。済みませんでした。

SNSの発信においては、外に開かれた情報環境が必要です。その中で、阿見町の現在の情報環境において各PC、職員の机の上に乗っていますけど、これは全て県のネット及び国のネットを通じて、外への発信は不可能な形になっています。これを可能にするためには、別途、別系統のPCを設置する必要があります。そのためには、そもそもの情報コンテンツの中身から全て新たに整備する必要があります、それは喫緊にすべきことですので、その可能性を今整備しているところです。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ということは、町のPCからSNSとして発信するということは、かなり先な話になるっていうふうに理解してよろしいわけですか。

要は、ここに整備を進めているところだと。普通これを読んだら、もうすぐ、じゃあいろんなツールを使って発信できるのかなと思ってしまうんですけども、今の課長の答弁ですと、まず別のPCを設置することが必要ですと、今答弁ありましたよね。ですから、要はかなり先のことになってしまうんですか。それ、ちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） 情報広報課長遠藤康裕君。

○情報広報課長（遠藤康裕君） はい。この状況に至ったのは2年前の情報テロがあってから、そのような形で国及び県において情報環境の整備が喫緊の状況で進められてきたところではあります。これに対して、新たに対外的情報を発信するためには、一通りの設備をそろえるとともに、その体制をつくっていかねばなりません。このためには、現況においてそれを整備する条件と、及び対応を考慮中ですので、時期的なことに関して言えば何年先ということではなくて、いかにそれが整備されるか、情報を整備されるかということになってきます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ちょっとこの一般質問でですね、ヒアリングを行ったときにこの話が一切出てこなかったんで、私は今ちょっと面食らってる部分なんです。実際このPCの環境の話がね、なかったんでね。

で、私のほうとしていろいろ考えた部分がちょっとあって、それをお話させていただきますと、その投票率アップに関してどのような手段があるのかなと。で、今のこの町のパソコンとはちょっとできるできないの問題があるかとは思いますが、一般的にはフェイスブックだとかツイッターの発信、選挙管理委員会としての発信っていうのも1つ考えたんですよ。

それとあと、いかに投票率を上げるかっていうことも考えまして、まずは投票に行ってもらうために、どういうことをしたらいいのかなってこともいろいろ考えてまして、1つの例として商工観光課なんかもね、タイアップして、期日前投票に行った方には予科練平和記念館の割引券を差し上げますとか、そういったね、おまけつきみたいな感じもやったんですけども、そういった情報をSNSで発信していくっていう方法もあるんじゃないかと思って、今ちょっと考えていたんですよ。

ですから、今のね、課長の話だと、まずはその前の段階、国・県とは別なPCを設置するってことであるんですけども、ですから、ここに書かれてる答弁書の中では、やはり今課長が言った答弁とね、ここに書かれてる答弁ってのは、ちょっと違うんじゃないかと思うんですよ。ですから、できれば今の状態なんかもね、この答弁書に書かれていただければ、もうちょっと違った角度での質問ができたのかなと思うんですよ。

それは1つの今回話が出なかったってことで、ちょっと言っとくんですけども、私の頭の中で考えたところではそういった形でね、いかに投票率を上げるかっていうことを考えました。で、その今の方法が町のPCでできるか否かってのは、また別問題としまして、多分他の都道府県というか市町村の中でも同じような形でやられてるところあるかと思うんですけども、そういった形で町としてはPCの問題はちょっと置いといたとしても、別個に投票率を上げる方

法，SNSを使う使わないはともかくとしまして，そういったのは具体的に何か考えてることはありますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長青山公雄君。

○総務課長（青山公雄君） それではお答えいたします。

町の選管といたしましては，投票率向上ということで，一応，月並みではございますけれども，広報車を使った啓発，また防災無線等を使った啓発，また新有権者18歳以上になられた方に対して小冊子を誕生日が来た人に送って，選挙の啓発を行っているところでございます。また今，永井議員さんが言ったように，SNSが使えるようになれば，うちのほうから永井さんが言ったような発信もできるのではないかと考えておりますけれども，今の段階ではちょっと難しいのかなと。

先ほど永井さんが打ち合わせしたときには，そういう話しなかったっていう話だったんですけども，その話の段階ではそこまでちょっとうちのほうで情報がもらってなかったものですから，一応そういうふうに見えるように整備を進めてるところだっていう話だったんで，ああいう話になってしまったんですけど，申しわけなかったと思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今，青山課長のほうからそういう話が出て，その辺の総務部の部分ではなかなかPCのね，状況もわからなかったっていうのがあって，それは理解できました。私もね，まさかこういった問題があるっていうのはね，全然感覚としてなかったんで。ただ，そのPCの問題が解決，クリアされた段階ではですね，いろんな形でぜひともそういった啓発活動を含めて投票率アップに対してですね，いろんな形でやっていただきたいと思います。

それで，もう1つのですね，期日前投票の件なんですけども，いろいろ調べていましたら，今回，この前の10月の選挙でですね，全国1位だった山形県があるんですけども，これ投票率が64.07%。全国平均の53.68%を10.39ポイント上回ってるということが書いてありました。県の選管のほうはですね，急な解散で準備期間が短かったものの地道に取り組んできた。18歳選挙権や期日前投票などの啓発活動が功を奏したと分析していると，山形県の選管のほうでは言っております。

その期日前投票のほうなんですけども，これは総務とのね，ヒアリングの中でいろいろ話が出たんですけども，まず期日前投票に関してちょっと1つ質問したいのはですね，全国ではかなりこの期日前投票所を増やそうということで，冒頭にも述べたとおりね，牛久市なんかでは4カ所あるんですけども，その人員の問題が出てました。人員の確保が難しいと判断しておりますっていう回答があるわけなんですけども，具体的にお聞きしたいんですけども，これ1カ

所にですね、何人ぐらいの人員が必要になるか、ちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長青山公雄君。

○総務課長（青山公雄君） それではお答えいたします。

選挙によっても告示期間が違うんで違うんですけれども、町の選挙であれば事務従事者が5人程度ですね。5人。事務従事者ですね。それと立会人さんが2人、あと管理者が1人つてことで8人は必要になりますね。また衆議院なんかの場合は公示期間が長いんですので、衆議院の場合は事務従事者6人、立会人2人、投票管理者1人つてことで9人ですかね。で、参議院の場合、もっと長くなりますんで……。あ、当日は一緒ですんで、あとは延べで行きますと、衆議院の場合は事務従事者で66人、参議院の場合は96人、知事選で80人、県議選で40人、町議選で20人、町長選で20人、それぐらいの人員は必要になります。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今の数字の中で延べで66人とかそういった数字ですよ。わかりました。

まあ、はっきり言ってね、今の町の仕事の中で人員が足りてて潤沢に……。潤沢って言い方おかしいけども、足りてやられてるっていう部署はなかなか少ないんじゃないかとは、これは思います。ただ、やはり選挙期間、町の選挙の場合にはね、5日間っていう選挙期間なわけなんですけども、その中でやはりこういった、この前みたいな特殊な事情があったかと思うんですけども、この前のやつでは先ほどの私がお配りした表の中でも、半数以上が期日前投票で動いてると。まあ台風の影響があったかと思うんですけども。

それで、ちょうどこの、私が先ほどお配りした表をつくってた中でちょっと気になったのが、一番右に期日前なして、仮に期日前投票というシステムがない場合どうなるのかなっていうんで、これは単純計算なんですけども、18歳選挙権が始まった28年の7月以降は30%台になってしまうということで、やはり若者の選挙投票当日の行動の弱さってのがあらわれてるかと思うんですけども。

この期日前投票の投票所なんですけども、ちょっとお伺いしたいんですけども、普通の選挙ですと当日8時から8時までですか、やられてると思うんですけども、この期日前投票の場合には、ほかの市町村でいうと駅前ですとか、あとスーパーの中ですとか、いろんな形でやられてると思うんですけども、この時間に関しては各市町村の中で自由に時間は決めることができるんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長青山公雄君。

○総務課長（青山公雄君） はい、お答えいたします。

期日前投票所を何カ所も設置している市町村は、1カ所だけは8時半から8時まで。そこだ

けはあけとくしかないんですけれども、1カ所だけあけとけば、ほかの場所は自由に時間は決められます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃあですね、1カ所だけは決まった時間、ね、なってるということで、阿見町の場合には庁舎の中にまず1カ所ある。それはまあ決まった時間でやってもらってという形なんですけども、もうちょっと弾力的に運用していただいでですね、仮に本郷ふれあいセンターでは9時から5時までですよとか、そういったような形でね、ちょっと弾力的に運用していただきたいと思うんですよ。

この期日前投票なんですけども、やはり全国的にもね、増えてます。やっぱり阿見町でも、当日、この前私が行ったときに長蛇の列を見て帰ってしまった人が、その後もう1度来たのかどうなのかっていうのはね、非常にわからない部分なんですけども、やはり少しでも庁舎と別なところでもう1カ所あるんでしたら、特に本郷地域人口増えてます。ですからそういったところにですね、もう1カ所置いていただければ、もうちょっと増えるんじゃないかと。課長のほうとね、ちょっと話したときにね、いや、そんな変わらないよって話もありましたけども、でもこれはやってみなきゃわからない部分があると思うんですよ。

ですから、人員のね、配置は必要になってくるかもしれませんけども、とにかく今の阿見町の人口の中で、やはり1カ所よりはもう1カ所つくったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。幸い回答の中にもですね、期日前投票の増設のところが最後のパラグラフの中で「しかし」っていうところから始まっています。ですから、いろんな環境等々あるかと思うんですけども、ぜひともですね、選挙人が投票しやすい環境づくりということですね、やっていただきたいと思います。

来年2月にはね、町長選がございます。今からですから、とても今回の町長選でそういった期日前投票所ってのは時間的に無理かもしれませんけども、将来的にはですね、そういったところも考えていただきたいと思いますので、これで1問目を終わります。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） それでは、2問目に移ります。

国民健康保険制度の移管における国保税の問題について、お伺いします。

9月議会でも質問しましたが、県では国民健康保険税の第3回試算概要が出されました。前回の回答では、保険額は上がるが金額はよくわからないとのことでしたが、第4回茨城県国民健康保険制度移行準備委員会が行われ、その資料に基づき、今回の試算である程度形が見えてきたと思います。試算内容をお知らせください。

また、9月議会でも話しましたが、現行でも高い国保税をさらに上げることは、負担する町

民にとって死活問題です。基本的に国保税は町の考えいかんで下げることができます。今回の県の移管に合わせて何とか下げる、または現状維持するための施策を町は考えるべきです。

現在15%の滞納世帯——これは昨年6月1日現在ですが、ありますが、そこを増やさないための町の取り組みについてお伺いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、国民健康保険制度の移管における国保税の問題について、お答えをいたします。

1点目の8月の第3回試算概要についてであります。

概要の精度が判断する材料となるほどではないため、未確定であるという前回の回答のとおりです。現在は、平成30年度当初予算編成に反映させるため、10月に国で仮係数の提示を行い、県で事業費納付金の算定を再度行っており、11月の第4回茨城県国民健康保険制度移行準備委員会で、市町村ごとの納付金額が公表されました。町が納付する事業費納付金は、14億7,500万となります。このうち国民健康保険税で集めるべき金額が12億7,500万で、今回の納付金額の提示を受けて、同時に示された標準保険料率をもとに、平成30年度の国保税率の検討に入ったところです。現時点でも仮の段階であり、確定となるのは、12月の国の確定係数提示から後の1月算定を経てからになります。

2点目の、国保税を引下げる、または現状維持するための施策についてであります。

国保税は歳出の医療費の動向に左右されることから、医療費を削減し、納付金算定に影響を与える医療費水準を下げることで、国保税率の上昇の抑制の大きな要因となります。町では、今年度よりデータヘルス計画に基づき、保健事業を本格的に展開するところであり、そうした事業を継続して行うことが、事業費納付金を削減することにつながるものと考えております。

また、滞納世帯の割合は御指摘のとおり約15%となりますが、平成28年度現年度分収納率は93%、滞納繰越分収納率は26%と県平均を上回る実績であります。低所得者へは7割・5割・2割の国保税軽減制度の適用を促すよう、所得の税未申告者に勧奨通知等も行っております。

そうした中でも納付困難な滞納世帯に対しては、短期保険証・資格証明書等を活用し、納税相談等の個別相談を行うなど収納課等、関係部署との連携を図りながら、引き続き、きめ細やかな対応を行ってまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今回のこの質問、9月議会に続いて再度質問するわけですけども、これは県のほうでね、いろいろ準備委員会やって、最終的に11月28日でしたか、やられてるということで、かなり動いてる部分なんで、再度今回質問したわけなんですけども。

で、まずちょっとお伺いしたいんですけども、この回答書の中の1ページ目の下のほうにで

すね、町が納付する事業費納付金は14億7,500万円となります。このうち国民健康保険税で集めるべき金額が12億7,500万円というような形で書かれております。でですね、まずお聞きしたいんですけども、この14億7,500万円と12億7,500万円、この金額の差というのはどういう形になりますか。お答えをお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

この差額につきましては、町に独自に入ってくる国庫補助金とかもありますので、その分については差し引く形で、税として集めなきゃいけないのは12億7,500万ということです。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 要は、町として町民の方々から集める金額が12億7,000万円ってことなんですけど、ちょっと確認なんですけども、この12億7,500万円のいきさつに関しては、激変緩和措置がなされた結果だということだと思っていいですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

この12億7,500万円につきましては、激変緩和措置後の金額ということでございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃあ、その激変緩和措置なんですけども、前回9月議会で質問したときには、ちょっとまだ私自身もよくわかってなかったんで再度お伺いするんですけども、この激変緩和措置は幾らぐらいで大体何%なのか、ちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 激変緩和の措置額なんですけども、国の試算におきましては2億2,223万2,000円という試算が出てございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そういった形で激変緩和措置がされて、町民の方から集める金額が12億7,500万円という形になるんですけども、ちょっとここでお伺いしたいんですけども、これが仮係数の中での平成30年度の数字かと思うんですけども、平成29年度の国保税の町が集めた、集めたって言い方……。の金額っていうのは、ちょっと幾らか教えてください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。平成29年度の当初の予算書で申し上げますと、国民健康保険税でですね、国保税の総額としては11億1,365万円、これが平成29年当時の国保税の予

算ということになってございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そういうことは9月議会でも答弁がありましたけども、上がるんじゃないかっていう部分に関しては金額的には上がると思っていいわけですね。で、もし今回の仮係数の試算でも構いませんけども、1人当たりどのぐらい上がるのかも、もしわかればお願いします。平均でいいです。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） あくまでも今の段階で仮算定ということでございますので、基本的には引き上がるということになると思います。今申し上げましたように、平成29年度当初予算の国保税予算額よりも今回示された平成30年度の必要保険料総額の額のほうが大きく上回っているという状況でございますので、引き上げざるを得ないのかなというふうに考えてございます。

で、今日の新聞報道等にもございましたけども、仮算定における平成29年度の保険料必要額と平成30年度の保険料必要額の差というのが公表をされてございます。あくまでも平成29年度、制度改正になったときにどれくらい上がるかと、どれくらいになるかという額と、今度は平成30年度の仮算定の額、あくまでも仮算定の額同士の比較でございますので、ちょっと勘違いされちゃうといけないんですけども、ただ、その仮算定の額同士で比較しますと33市町村で増加ということで、1人当たり県の平均で2,462円増えるだろう。で、当町の場合は2,612円1人当たりの保険料が増えるというように仮算定のほうでは公表されてるというところです。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 私も県のほうから取り寄せた資料で合ってたんで、ちょっと安心したんですけども。ただ、これあくまでも仮。実際29年度もまだね、終わってないわけですし、30年度も仮の計算なんでね、大体そうだって仮の計算になるんですけども、やはりその2,612円が上がってしまうという形があると思います。

その中で、その国保税の引き下げに関して、また施策を考えていただきたいという話になるわけなんですけども、今回の回答の中にですね、「医療費水準を下げることで国保税率の上昇の抑制の大きな要因となります」、このように書いてあります。その中でデータヘルスの話が出てくるわけなんですけども、この前ですね、ちょっと私、医学部の元教授の先生と話をする機会がありまして、その先生の話の中でですね、生活の中で体を動かすことが昔より少なくなってきた。そういったことが生活習慣病が増大しているんじゃないかという話がありました。その結果、医療費の増加が健康保険財政の悪化につながっていると、その先生はおっしゃってました。

実際考えてみれば、昔から比べれば非常に便利な世の中になってきて、電話1つにしても昔はね、電話置いてあるとこまで歩いてとりにいくわけだけど、今は携帯ですし、掃除にしても洗濯にしてもね、掃除なんてのは勝手に掃除機が掃除してくれるということで、体を動かさないような生活になっている背景があるかと思うんですけども。

その先生がですね、その後にお話されたことがですね、この阿見町の中での運動環境、これが不足しているんじゃないということで上げてました。で、散歩、ランニング、水泳、水中ウォーキング、アスレチックなどを行うことを推奨してるということをおっしゃってました。その中で、1年中使用できる温水プールが効果的だとも話してました。その話の中で、ひたち野うしくのところで温水プールが小学校にありまして、そこにその先生の知り合いの人も会員になって行ってるというような形で、阿見町の人結構そこに来てるってことも含めて、そういった状況がありました。

また今週の月曜日ですか、いきいき学びの町AMI推進会議、私も参加させていただいてるんですけども、この推進会議の中でもですね、阿見町の生涯学習推進計画のアンケートってのがありまして、その中でも屋内プール、スポーツジム、総合体育館の要望が多くなっているというアンケート結果なんかもあります。ですから、この今回の回答のね、データヘルス計画ということもありますけれども、やはりもっとう、気軽な形での町民の運動したいという要求はある程度あるんじゃないかと、私は思います。その中で、日常的に運動することによって生活習慣病が減り、医療費が削減されるというふうな形もあります。

ですから、私のほうはですね、その話を聞く中で、町の健康増進のためにもですね、そのような施設が必要じゃないかと私は思うんですけども、それについては町としてどうでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。議員おっしゃられたとおり、生活習慣病の予防については運動するというのが非常に大事だということで、町のほうでも5つの合い言葉ということで、1日に10分以上今よりも運動しましょうということで、今全町民に対して普及推進をしているところでございます。

確かに私もランニングを好きでやってるんですけども、自分自身の話しで行きますと、特定健康診断を受けてメタボリックで特定保健指導というのを2回受けました。で、保健師さんの指導を受けまして体重を減らすと、ランニングで減らそうということで減らしました。ただ1回目のときは、ちょっとやり過ぎて疲労骨折しまして、また元に戻ってしまいました。で、2回目、再度今度は積極的支援ということで、また保健師さんに指導を受けまして、それから毎日続けてまして、体重とかその日どういうものをやったとか、間食したかとか、自分でチェックするようにしてます。

で、町の健康づくり課のホームページでも、この5つの合い言葉の体重編というところを見てくださいと、そういうようなものが利用できる表が載ってございますので、ぜひ御活用いただければ、非常に励みになり目標になります。そういうことで、実際に体重が減るだけではなくて、善玉コレステロールが増えて血圧も下がって、それから血中濃度とかも全て6カ月後に改善をしたということでございます。

で、この運動を続けるということは、まさしく生活習慣病予防につながると。ひいては医療費の抑制になる、そして医療費の抑制になることによって当然国保税も引き上げしなくても済むとということになりますので、非常にここは重要なところであると思っております。町としても、これについては非常に大変推進をしていかなければならない部分であろうと思っております。

それにつきましての施設の整備ということになりますと、ちょっと私のほうからお答えするのは難しい部分なんですけども、保健福祉の部分としましては、そういう健康づくりに向けた運動も含めてですね、町民の皆さんにそういう趣旨を普及していきたいな、いろんな場を活用してですね、この5つ合言葉を普及して、町民全員が健康になるように推進をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 健康づくり課のPRということでね、ありがとうございますっていうんですかね、これは何と言っていいかわかりませんが。ただね、部長がよく昼休みに走っている姿は私も見ますけども、なかなかあそこまでのね、マラソンっていうんですかね、できる方も少ないんじゃないかとは私は思うんですけども。それで疲労骨折ということで、今話初めて聞きましたけども。

それで、やはり高齢になってくると、どうしても足腰膝が、特に膝なんかよく痛くなってくると思うんですけども。私思うには、やっぱり歩くにしても走るにしても、膝とかそういうのを使う、足首を使う、そういった中でなかなか痛くて走れないっていう方がいるかと思えます。その中で、先ほどの先生の話じゃないんですけども、水中ウォーキングね、これは浮力がつくわけで、足腰にもね、特に膝なんかにもね、かなり負担がかかなくて運動できると。また水の抵抗を受けるわけですから、走ってるのと同じくらいの水の抵抗を受けて水中歩行ができるということで。まあ、国保税をね、いかに下げるかっていうことで健康の話になってしまってますけども。

ですから私、この前先生にちょっとお話聞いたときにはそういった話もあったんで、飯野部長のところね、こういった建物をつくるつくらないってのはまた別な話かもしれませけども、やはり今おっしゃったような形だけじゃなくて、やはりそういった膝が痛いとか、そういった人たちに対しても運動ができる施設ってのが町に必要なんじゃないかってことは、私も話を聞いて

て思いました。今回、はい、わかりました。じゃあつくりましょうってことにはもちろんならないわけなんですけども。

そうなるとですね、じゃあ今回の部分で2,612円が平均として上がるということが前提としてわかっているわけなんですけども、じゃあそれをですね、今回その国保税を上げないためにはどうしたらいいのかってことを町として考える必要があるんじゃないかと私は思います。その中で、前回この間国保税に関しては一般質問する中で、法定外繰入れの話が出ます。で、これちょっと事前に部長にお話しといたんでわかるかと思うんですけども、県のほうの資料で見ますと、阿見町のほうで法定外繰入れという形で数字が出ております。で、これについてちょっと調べてくれということをお願いしてありますので、それをお願いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 県の資料のほうで法定外繰入れということで、平成27年度における法定外繰入金としましては阿見町で9,129万1,120円という資料がございます。これにつきましては、決算補填等を目的としたものではございませんで、内容としましては地方単独事業の医療給付費波及増分、いわゆるマル福制度実施に伴う医療費増大分に対する繰入れということで、医療福祉費の波及増分それから保健事業費分を繰り入れたというものでございます。従いまして、従来から決算補填等を目的とした法定外繰入れについては実施していないということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ということは、このマル福の部分で阿見町のほうとしましては、自己負担金なんかもね、なしにしてるということで、じゃあそういったところがこの県のほうでの一般会計の欄に出てるっていうふうに認識してよろしいわけですか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 地方単独事業ということですので、町で独自に中学3年生までやってる部分と、あと、そもそも県でマル福やっておりますので、それも含めて県と町で実施している分、両方合わせてマル福全体への波及分ということでございます。で、地方単独事業によりまして一部負担金が法定割合より軽減されてると。マル福ですのでね。この場合には一般的には医療費が増戸、当然増えるという傾向にございますので、この波及増分については、その性格上当該自治体が負担するものということでされているところがございます。町としてはその部分を繰り入れをしているということでございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） とりあえずマル福のほうの状況はわかりました。となるとですね、今

回の中で冒頭述べましたけども、やはり払いたくてもなかなか払えない、頑張っ払って人がいて、今回値上げになってしまうという算定結果になっているということで、町としてはですね、今日の茨城新聞の中で出てますけども、33市町村上昇見込みということで、その中で常陸太田市の担当者は「今回示された標準保険料率まで引き上げるのは難しい。加入者に負担がかからない方法を考えたい」、担当者の人はそういったことを言っているわけです。

常陸太田も増になるわけなんですけども、阿見町としまして、ただ単に国の制度、県の制度が変わるから保険料がこんだけ上がりますよというのではなくてですね、現状厳しいぎりぎり払っている方がやっぱりいるということを考えていただいて、またなおかつ回答書でもありましたけども、短期保険証ですとか資格証明書を出せばいいっていう問題じゃないと私は思うんですよ。これをなるべく少なくすることが町の施策じゃないかと思うんですけども、今回その二千幾らか平均で上がるっていうことに関して、町としてはもうちょっと今の新聞ではないですけども、具体的にどういうふうな形で考えているのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

基本的には医療費を減らすということが大前提で、健康づくり保険事業に積極的に取り組んでいくということが大前提になろうかと思えます。ただ今回の仮算定、実際に決まってくるのが、1月下旬ぐらいに確定されたものが出されますので、その後具体的な税率の算定ということになってきますけども、当然町としましては一気に大幅な引き上げになると、当然被保険者の負担増ということにつながっていきますので、なるべくそういう被保険者の大きな負担増、一気な負担増ということにならないようには配慮をしていきたいというふうに考えてございます。

実際に具体的にはですね、繰越金をその必要保険料額に充てていくとかの対応策を検討していく必要があろうかと思えます。ただ繰越金につきましても、単年度に一気に充当してしまいますと、その年は上げなくて済むかもしれませんが、繰越金の額が決まっておりますので、翌年度・翌々年度というところでまた一気に引き上げということになるかと思えます。激変緩和措置につきましても、段階的に緩和される額は少なくなっていくしますので、そういったことも踏まえまして、ある程度中期的な視野に立って、その繰入金等の措置等も視野に入れましてですね、急激な負担にはならないようには配慮をする必要があるかなというふうに考えてございますが、実践には確定された数字が出た後、具体的な検討に入っていくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今部長のほうから繰越金の話が出ましたけれども、平成28年度のね、決算の中で繰越金が5億408万5,000円という数字が決算上上がっております。で、いろんな形で被保険者に対して大幅な増税にならないような形でね、各市町村で考えていただけるかとは思うんですけども。

その中で、先ほど私は一般会計からの繰り出し、これはほかのところ、やってる部分はかなり県内でもあるかと思うんですけども、その中では、今回のこの改定に際して一般会計からの繰り出しを国としてはやめろとは言っていないわけなんですよ。ですから、それを多分ほかの行政区の中では、繰出金を多くして保険料は変わらないのにしようとか、そういった施策をとるところもあるんですけども、まあ阿見町としましては、今まで国保に関しての一般会計からのね、繰り出しは、法定外繰入れはやってないということなんで、改めてそれも1つの方法じゃないか私は思います。

それと同時に、この特別会計決算の中で国民健康保険支払準備基金ってのがあります。これも2億8,000万ですか。平成28年度の基金の残高があります。ですから、基本的に私のほうとしては国保税を下げてくださいというのが町に対する要求があります。その中で、今回上がってしまうということなんですけども、今言ったような形での一般会計からの繰り入れも含めて、この準備金の繰り入れっていうんですかね、そういったことは町としてはどういうふうな考えにあるか、ちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。まず一般会計からの繰り入れでございますけども、先ほどは繰越金の活用を検討していくということでございました。で、国民健康保険の会計なんですけども、これは国庫負担と、それから目的税であります国保税で賄うというのが基本的に特別会計のルールでございますので、ルール分以外に一般会計から繰り出しを行うということにつきましては、結果的には国保加入者以外の皆様からの税金を投入することになりますので、国保に加入されてる方と他の医療保険加入者の方の公平性の観点から、一般会計からの繰り出しは当町としては行わないというのが基本的な考えでございます。

で、国保は国保法に基づく全国統一の制度でございますので、制度の課題等につきましては国において検討されるべきものではないかなというふうに考えてございます。これについて国のほうでも追加公費の投入ということで、平成30年度以降も毎年3,400億円ということで、それは今回の激変緩和の財源にも充てられているということでございます。

それから、基金のお話ございましたけれども、支払準備基金、御指摘のように2億8,000万円ございます。で、現行条例の中では、医療費の支払いに困難が生じた場合等を想定してございますけども、制度改正後は医療費の支払い自体は県が行うということになりますので、こ

こら辺のの基金の使い方等については、今後条例改正等の必要が出てくるのではないかなというふうに思っています。これ、まだ具体的に国・県のほうから示されてございませんので、こら辺の扱いについては、今後、国・県の動向を注視して町も対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 一般会計からのね、繰り入れに関しては前回と同じ回答というか、町のスタンスがそういった形になっているということであれなんですけども、今回の基金の繰り入れっていうんですかね、取り崩しというんですかね、それに関して県のほうでもですね、そういった今部長の話の中で県とか国の中でその積立基金、こういった形でそれを補填するのことが、県のほうを注視していくということなんで、これはぜひとも注視していただきたいと思うんですけども。ただ、これ県がやらないからやらないんだっていうよりも、これは独自でできる部分もあるんじゃないかと私は思うんです。ですから、この2億8,000万ですか、この基金の取り崩し、こういったのも含めてですね、ぜひとも考えていただきたいと思います。

その中で、今回ね、こういった新聞の中で、一面に茨城新聞に出たわけなんですけども、これに関してね、やはりこの新聞記事を読んだ町民の方々も、やはりその国保税に関して上がるんじゃないかと、またもうちょっと関心を持つような形になるかと思えます。で、先ほど常陸太田市の話を出しましたが、やはりこの44市町村の中で33が上がる。その中で阿見町も上がるということが入っております。ですから、ぜひともですね、この市町村、最低でも現行の国保税を維持できるっていうんですかね、値上げにならないような形でですね、その基金の取り崩しも含めて、町のほうとしてですね、こういった形になるかわかりますけども、国保ね、被保険者を守るという立場からですね、ぜひともそういった形でやっていただきたいと思えます。

で、正確な数字はどっちにしろ年明けになって、来年4月から実施されるということなんで、かなり忙しい部分かと思うんですけども、そういった観点をですね、考えていただいて、国保のほう引き上げにならないような形でお願いしたいと思ひまして、これで一般質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで、8番永井義一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

会議の再開は午前11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番樋口達哉君の一般質問を行います。

5番樋口達哉君の質問を許します。登壇願います。

〔5番樋口達哉君登壇〕

○5番（樋口達哉君） 無所属の樋口達哉です。よろしくお願いいたします。

平成29年10月22日、日曜、2つのインパルス、衝撃が日本列島を揺さぶりました。皆様御承知のとおり、1つは衆議院選挙、そして2つ目が台風21号です。超大型で非常に強い台風21号サオラーは、925ヘクトパスカルのスーパー台風に成長しながら21日沖縄の南海上を速度を上げながら本邦に向け進みました。

また、全国的に大荒れになるという予報の中、衆議院選挙は投票日を迎えましたが、茨城県内も大雨と強風に見舞われ、強風の影響と見られるけがで2人の方が救急搬送されました。水戸地方気象台は、県内のほぼ全域で大雨の警報を発表し、雨量は常総市で24時間当たり76.5ミリを観測し、観測史上最多を記録いたしました。東京電力によると、倒木による断線が原因で、午後2時ごろからは日立市で約1,000世帯が停電、茨城空港では茨城・神戸間など国内線3便が欠航したそうです。

このような状況の中、私は交通防災課及び道路公園課を中心としたスタッフの皆さんが、不眠不休で対応されるの確認さしていただきました。それでは今回、台風21号の接近に際し、阿見町がとった対応、問題点、今後の対策等についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、平成29年10月に阿見町に影響を及ぼした、台風21号などに対する対応について、お答えをいたします。

1点目の、阿見町がとった対応についてであります。

台風21号による町内での降水量は、総雨量で110ミリありましたが、降雨及び暴風による大きな被害はありませんでした。一方で、小規模の倒木、局地的な道路冠水等の発生があり、その対応をしたところであります。

町では、台風接近に伴う10月22日14時17分の大雨警報発表と同時刻に、町民生活部長以下交通防災課9名、道路公園課3名の合計13名の職員をもちまして警戒配備体制を設置・運営し、選挙開票事務等終了後には道路公園課の全職員を参集させ、町民生活部長以下26名により町内パトロール、倒木の撤去、道路冠水の通行止めの処置等を実施するとともに、町の建設業組合及び建設業協会と締結した災害時における応急対策業務協力に関する協定に基づき、各業者の

協力を得て町内パトロール、応急処置等を実施いたしました。

2点目の、問題点についてであります。

今回は、国政選挙と台風襲来が重なった二重の対応であったため、選挙事務に携わった職員を引き続き台風対応業務に従事させました。この対応については、職員の体力面や精神面の疲労度が大きかったと認識しております。

今後は選挙等の町の重要な事務事業に対しては、交通防災課や道路公園課等の危機管理に従事する職員の運用について考慮したいと考えております。

3点目の、今後の課題・対策等についてであります。

風水害に対しては引き続き、平素から急傾斜地、冠水箇所を把握する等の減災、防災に留意するとともに、防災関連団体との協定締結を推進し、情報収集態勢の強化等に努めていくことにより、今後も多様な自然災害等の特性に応じ、柔軟かつ迅速・的確に対応してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。世の中で怖いものは地震・雷・火事・おやじ・津波・竜巻・風水害などと言われております。昨今、地球温暖化の影響で本邦周辺の海水温が上昇し、悪天をもたらす低気圧などが発達しやすい気象環境になりつつあります。これまで災害の比較的少なかった阿見町だからこそ、今後は決して油断できないと危機感を持っております。

そこで今回の台風21号に際し、危険見積もりや危険予知等、それに伴う阿見町地域防災計画風水害の18にある配備基準、これらをどのようにお考えでしたでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

台風21号の予知についてでありますけれども、台風21号は超大型で非常に強く、予想進路も近畿から関東を通過する予報であり、また台風の数日前から降雨があったため河川の越水、急傾斜地の土砂災害、暴風雨による倒木等の被害発生を予想しておりました。

また、配備基準につきましては、被害の予想に基づき交通防災課と道路公園課を主体とした警戒配備体制での対応が的確であると判断し、被害状況を見きわめながら地域防災計画における配備基準に基づき、警戒配備体制をとったものでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） それでは、危険予知や配備基準など、災害対象要領を考える上で大事な資料になります気象情報収集、これについてはどのように行われたのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

気象情報の収集につきましては、主として水戸地方気象台のホームページを最大限に活用するとともに、テレビの天気予報等をですね、併用して気象情報を収集しております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） 気象情報は、予報と現況に分けることができます。予報に基づき現況、これは実際の状況はどうなっているのか、適宜確認することが重要です。町内の被害状況はどうなっているのかなど、町内各地区の情報を電話やメール、できれば写メール等で収集できるよう、情報収集に協力していただける対象を各地区ごとに確保をしてはいかがでしょうか。

それでは、今回小規模な倒木、道路冠水が発生いたしました。その時期、場所、状況及び処置について伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

町の職員で対応した小規模な倒木、道路冠水の状況等ではありますが、町の倒木につきましては、10月22日の12時30分ごろ、若栗北地区で発生し、倒木により道路交差点を塞いだことから、倒木を撤去し処置いたしました。その他、町内パトロール中に発見した小さな倒木は数件ございましたが、パトロール中に逐次除去いたしました。

また道路冠水等ではありますが、10月23日の午前0時ごろ、実穀地区で道路陥没1カ所、道路冠水1箇所を発見したため、直ちに全面通行止めにし牛久警察署等に通報するとともに、陥没箇所等は雨水が引いた後、業者により復旧工事を行い、23日月曜日の15時に片側交互通行にし、24日火曜日の午前10時に全面通行可能となりました。その他、小さな道路陥没が数カ所ありましたが、町内パトロール中に職員により常温合材を使用し、逐次補修したところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） では、御答弁にもありましたが、町の建設業組合及び建設業協会と締結した、災害時における応急対策業務協力に関する協定に基づき行った応急処置等はどのように実施されたのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

町の建設業組合及び建設業協会と締結した協定に基づきまして、10月21日土曜日に台風襲来時の町域のパトロールを行っていただくことを依頼し、22日の台風通過時には組合及び協会の

パトロール計画によりパトロールを行い、主として折れた枝、倒木の除去等を行っていただきました。幸いにして復旧工事等が必要な被害はなく、町内パトロールを無事終了したところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） 今回御協力いただいた、建設業組合及び建設業協会の方々に心から感謝申し上げます。

このように、災害発生時の町民の皆様の御協力は不可欠であると考えております。災害発生時の各地区における被害状況の現地確認を、各地区ごとの地区防災組織などと連携してできないでしょうか。これは、各地区の防災組織、消防団、自衛隊隊友会などに現地の被害状況の確認、偵察などお願いできないかということについてお伺いをいたします。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

現在、町では各行政区の地区防災計画の策定を支援しております。各行政区の共助を強化しているところでございまして、今後は防災訓練等を通じて、町などの公助と連携いたしまして、被害状況等が収集・共有できる体制をですね、逐次整備してまいりたいと考えております。また議員のほうから今出ました自衛隊OBで構成される隊友会との災害協定も締結し、隊友会の組織力を活用した情報収集体制の整備等に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） 町長の2点目の御答弁にありました、国政選挙と台風の2正面对処に職員の体力面や精神面の疲労度が大きかったとございますように、災害対処時には長期間いかに業務を行いながら的確に対応するかということが重要になると考えます。東日本大震災当時も、多正面にわたる対応に混乱されたことではないでしょうか。

そこで、災害発生時の業務継続計画、通称BCPの阿見町の有無。また、その今後の整備予定等についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 危機管理監押切俊樹君。

○危機管理監（交通防災課副参事兼課長補佐）（押切俊樹君） 町の業務継続計画BCPにつきましてお答えいたします。

町の業務継続計画につきましては、鋭意策定中でございます。現在、計画本文を概成し、各課等の非常時優先業務につきまして絞り込み及び精選をしてる段階でございます。今後の整備予定でございますが、年内に各課等の非常時優先業務を整理いたしまして、2月を目途に完成

させたいと考えております。計画の適用につきましては、次年度平成30年度当初から適用と考えております。次の議会におきまして、この計画の内容に関し御報告したいと考えております。以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） 小気味のよい御答弁ありがとうございました。今後もスタッフの皆さん以下ですね、阿見町の守護神としてですね、防災減災に備えていただきたいと思います。

また、今後整備が期待されます、今御答弁にもありました業務継続計画BCPにつきましても、一刻も早い整備と実行を要望させていただくとともに、その実効性を今後も確認させていただきます。

質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで5番樋口達哉君の質問を終わります。

次に、12番川畑秀慈君の一般質問を行います。

12番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従い質問をいたします。

民主主義国家の目的は、詰まるところ全ての人の個人における尊重を保障し、実現することです。憲法で言えば、第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」、この実現ということである。この条文に従うならば、国民の誰もが個人として尊重されるのであり、それは生命・自由・幸福追求の権利を一人ひとりの個人において保障することによってなし遂げられるのであります。

3点目として、国政・政府の最大の任務、これはそこにあります。国家は個人の幸福を実現するために存在するという、この思想を歴史上最も早く表明した人民はアメリカ合衆国の人々です。1776年の独立宣言に明記された、そこには人民の生命・自由・幸福追求の権利は自明なものであり、それを保障することが政府の任務であると記され、それをなすことのできない政府は改廃されなければならないと明文化されています。それゆえに人民の幸福を実現し得ない当時のイギリス帝国主義による支配権力は当然廃止されなければならないし、廃止することが人民の義務であったと述べています。これが前述した憲法第12条に述べられている革命権・抵抗権と、ここに掲げた13条の個人の尊重・政府の任務の史的起源であります。

さて、憲法第13条が生命の権利を基本的人権の最初に掲げたことには異論はないと思います。この生命の権利が、憲法の前文第9条の規定による平和的生存権、第25条の生存権規定などに

直結することを思うかもしれません。しかし、それではその権利を実現するためのより具体的な健康であるための知識はどこで得られるのか。個人が自由に生き、行動する権利についても、それを求めて人類は歴史的な戦いを起こしたと思われます。それをなくしては、そもそも民主主義がなり立たないことについて異論はないと思われます。

学問の自由や表現の自由、婚姻の自由、その他数多くの基本的人権の条項とのつながりを意識していきます。しかし、例えば職業選択の自由を個人自らのものとし、その職業的生き方を自己選択にするためには能力が必要であります。個人における幸福追求の権利はどうであろうか、誰もが幸福でありたいと願っています。だが、その求める幸福は、個人において独自のであり、千差万別であります。したがって個人個人の幸福追求権を保障するとは、それらの独自の特色の持つはずの幸福を得るため、社会的条件を担保するというところにほかならない。

しかし、その権利を行使して自らが求める幸福がどのようなものであるべきかを決定するのは、自己自身であります。この判断の基礎となるべき能力は、どこで得るのだろうか。つまり生命・自由・幸福追求の権利のいずれもが、個人個人における教育・学習の営みなしには実現し得ないと言えます。言いかえると、個人の尊厳の保障は憲法に描かれてるあらゆる基本的人権を、個人個人に保障することによって初めて具体化されるが、その場合教育・学習をする権利は、それら基本的人権の一部に含まれるだけではなく、個人個人の基本的人権に優先して保障されなければならない、このように記されています。

それぞれの基本的人権ごとに教育・学習権が付随しており、個人個人においてそれぞれが具体化することによって、初めてそれぞれの基本的人権が個人の権利となるというべきかもしれません。このように、教育・学習とは、その権利は個人個人が自らの生き方、自らの幸福度を決定実現するために、基本的人権の扉を開き、一人ひとりに必要な全ての権利と人間的能力を獲得するための鍵があります。

このようなことがユネスコの学習権宣言1985年、これに記されております。さて、これらのことを改めて確認してみますと、教育学習は本来的に一人ひとりの人生設計とその実践に属する営みであります。教育学習権はその社会保障になるということであります。ちょっと難しい論文の内容ですが、要は学び続ける、学ぶことによって一人ひとりが自分自身の幸福追求する権利を明確にして進むことができる。その社会学習また生涯学習、非常にこれは大事な部分を占めております。

そこで質問をさせていただきます。

阿見町の生涯学習について。

- 1点目、阿見町の生涯学習をどのように捉えていますか。
- 2点目として、阿見町の生涯学習の現状について伺います。

3点目、阿見町の生涯学習のこれからの進め方、どのように進めていくのか。

この3点をお尋ねいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 川畑議員の、阿見町の生涯学習についてお答えします。

1点目の、生涯学習をどのように捉えていますかですが、生涯学習とは、与えられるものではなく、自ら実践することで、自分にあったやり方を選びながら、生涯を通じて行うものです。教養を高め、自らの人生を豊かにするだけでなく、周りの方とともに活動することにより人づくりから地域づくりへつながると捉えています。

また、近年の社会情勢の変化、少子高齢化、地域の課題に対応しながら、地域・学校が相互に連携し、情報を共有して学習することにより、よりよい町づくりへと活動を展開していきたいと考えております。

2点目の、生涯学習の現状についてですが、町では、平成2年11月に、いきいき学びの町AMIを宣言しました。これにより、学習活動を「一人いち学習・いちスポーツ・いちボランティア」という基本理念に基づき、人が輝き・まちが活きる・学びのまちを目指し、基本目標を立て事業を進めております。

生涯学習の拠点である公民館・コミュニティセンターは、町民が講座や講演を通して学習活動の成果や情報を共有する場となります。

生涯学習を振興している社会教育団体や同好会は、社会教育、芸術文化、スポーツ、レクリエーション、ボランティアに至るまで、さまざまな分野で活動をしています。

さらに、町の特徴のある取り組みとして、地域住民に向けた学習拠点となるよう各小学校地区で、ふれあい地区館事業として住民による運営委員会を組織し、各専門部会では、さまざまな事業に取り組んでおります。

ふれあい地区館の活動は、地区によっては参加者も固定化している傾向があり、地区の実情を踏まえ、取り組みについて、今後検討していく必要性を認識しております。

3点目の、生涯学習のこれからの進め方についてですが、現在、平成30年度から平成34年度までの生涯学習後期推進計画の策定を行っているところです。策定に先立った町民アンケートの結果を総括すると、学習成果の活用により、生涯を通して自分自身やまちづくりに役立つ学習が重要と認識しております。

今後、協働のまちづくりを推進していく中で、多くの住民が主体者となり、よりよいまちづくりができるように進めてまいりたいと考えます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。それでは再質問に移らさせていただきます。

ちょっと再質問では、現状の細かい公民館、また生涯学習についての取り組み状況をお聞きしていきたいと思います。

まず公民館、またコミュニティセンター、ふれあいセンターでの生涯学習の取り組み、この状況、内容について説明をしていただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

各公民館、ふれあいセンターでの生涯学習の取り組み状況についてですが、公民館、各ふれあいセンターについては、地域住民にとって最も身近な学習拠点というふうに捉えてまして、さらにですね、そこが地域住民にとって交流の場となってるというふうに認識しております。

そういったことから、例えば一例ですけれども、公民館では講座や講演を開いたり、地域住民による発表会・作品展示、そして阿見町にあります文化財や歴史資料などの展示を行ったりしています。そういったことから、この公民館がですね、町民学習の場となったり、町民の中の情報発信の場となってるとも思っております。

で、あと具体的な取り組みとしましては、社会教育登録団体がございますが、そちらについて生涯学習を奨励しているという視点から、施設利用——会議室とかですね、部屋の利用に関しまして利用料金を減額するという支援を行っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） そうしますと生涯学習振興してる社会教育団体の活動、その内容をちょっとお聞きしたいと思います。団体の数、またその人数、またどんな分野があるのか。お願いいたします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） それでは、私のほうからちょっと、現場サイドの細かい部分の話になるかと思うんで、お答えさせていただきます。

まず社会教育団体なんですけど、これは社会教育法の10条になりますが、ちょっと公の支配に属さない団体で社会教育に関する事業を行うことが主たる目的となっております。町でも多くの社会教育団体が公民館・ふれあいセンターで、その活動しておるところです。

活動によるその内容なんですけど、これは社会教育団体のほうで講座や教室をきっかけで、受講者たちに学習していただく。で、学習した受講者が自分たちでやろうという機運が高まり、自主的につなげてるということでございます。

御質問の登録団体、それから人数、分野についてでございますが、団体数としましては29年度、今現在のところ167団体ということになります。人数は2,668人——登録人数が2,668人となります。3点目の分野につきましては、かなりその社会教育団体の分野が広いということでございます。で、分野につきましては美術、それから生活文化、それから音楽、語学、スポーツ、ダンス、料理、古典、文学、その他ということでございます。美術については13団体、生活文化については29団体、音楽については20団体、語学8団体、スポーツがちょっと多くて46団体、ダンス24団体、料理12団体、古典3団体、文学3団体、その他なんですけど自然保護とかマージャンなんかなんですけど、その他で9団体ということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） そうしますと、社会教育団体の活動、また登録団体数、わかりました。

次に、ふれあい地区館での取り組み状況、これを教えていただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

各小学校地区において、これふれあい地区館なんですけど、町民の自主事業として地区館活動ということで展開してございます。この取り組みの内容につきましては、運営委員会から運営を支える各委員会と専門部で組織しまして取り組んでございます。

その主な事業の内容としましては、各専門部会で事業を展開してますけど、例えば高齢者部会、女性部会、成人部会、青少年部会、それから体育部会という部会が基本的にはございます。各地区では名称がちょっと若干違うところもあるんですけど。高齢者部会は、多い事業としましては健康体操とか、シルバーリハビリ体操、それから最近ちょっと多くなりましたがグラウンドゴルフ、輪投げ関係がございます。女性部会は、やはり料理に関するものが結構多いということです。成人部会については、健康志向のところでは健康に関するものとか、ちょっとしたハイキングなんかが多いです。青年部会については、創作粘土とかバルーンアート教室とか映画会ということでございます。あとは体育部会につきましては、ソフトバレー、卓球、親子バドミントン、体力測定でございます。

この地区館の大きなちょっとイベントというもの、年に1回のふれあい地区館祭りと、それからスポーツ交流会というものがあまして、発表の場とか交流の場となっております。ちょっと評判がいいのは世代間交流ということで、各部会と連携して3世代交流で交流を深める。子供、親、おじいちゃんおばあちゃんが3世代で交流を深めるような昔の遊びとか輪投げ等が、評判が非常にいいでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ふれあい地区館の予算，大体650万ぐらいあったと思うんですけども，この予算，使い方そしてまた内容に関して，どのようなものに使ってその内容はどうか，お願いします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

まず予算のほうなんですけど，このふれあい地区館事業というのに対して，町は交付金ということで支出をしてございます。この金額が，先ほど650万ということで，約658万1,000円でございます。各小学校全ての合わせた交付金ということで。これを8小学校地区でございますんで，このうち7割の分を8小学校地区に均等に割る。で，残り2割を小学校地区の行政区割に割るということ。さらに，その最後の1割を8小学校地区の人口割ということになってまして，これはふれあい地区館の交付基準要綱からの規定によるものでございます。で，各小学校地区において，行政区，人口等占める割合がちょっと違うんで，若干の違いがございます。

もう1つ，ふれあい地区館の予算としましては，阿見ふれあい地区館設置規則の定めから地区の集会所，行政区の集会所を借り上げて学習をする際に，使用料として1回当たり1,400円支出してございます。28年度の実績としましては，お届け事業を含め395回ということで55万3,000円ということになります。それから，ふれあい地区館の活動事業の中で，いろいろコーディネーター役として社会教育指導員を教育委員会が委嘱しております。8小学校地区8名分で1,000万ほどになります。ふれあい地区館活動事業としては，今申し上げました交付金とお届け事業の借上料と委嘱の人件費と合わせまして1,800万ほどになります。

そのほかに，どんなものを町でやっているかと申し上げますと，地区館活動の中で移動学習による行政バスの使用や，あとは社会教育施設ということ，公共施設のほうの貸し出しのサポート的なものを行ってございます。

交付金の使い方につきましては，活動費として各小学校地区に交付してありますが，さらにその交付金を部会のほうで配分してまして，多くの内容は講師謝礼ということと，あと参加賞を含めた報酬費，管理費，消耗品等でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 今，お届け事業，また移動学習という件が出てまいりました。これに関してお願いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） はい、お答えします。

お届け事業ということでございますが、これは生涯学習の視点から町がちょっと独自にやっ
てんですけど、人を集めても身近な行政区に、今までそれ集めてたんですけど、それを身近な
行政区に届ける通称行ってる事業のことなんです。それで、先ほど申し上げた395回のうち168
回、行政区の集会所とか集落センターとかいろいろあるんですけど、それがふれあい地区館が
行ってるお届け事業ということと、そのほかに227回ございますが、それはふれあい地区館の
同好会が借りてやっているとということになります。場所は今申し上げたように公会堂、集会場が
多いということです。内容は、講師を呼んで健康体操をやったり、映画会、あと歴史の勉強会
と、防犯関係の教室とか交通安全とか、いろいろさまざまなことをやっております。

それから、移動学習でございますけど、町内では給食センターを施設見学、部会のほうでこ
んな見学をしたいということになりまして施設見学して、ツムラとか。県外では国立博物館と
か、美術館とか。結構、県内・県外ともそういう移動的な学習をバスを借り上げて部会のほう
でやっているとございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） さまざまな活動をふれあい地区館のほうでされてるようなんですが、
このふれあい地区館活動の成果ってのは、どんなふうに総括をしてるかというか、評価されて
おられますか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

ふれあい地区館活動は、町民自主的な活動でございまして、その目的っていうのは生涯学習
のほうで3つ捉えてございます。1つ目というのは、学習機会っていうのを増やすということ
です。2つ目は活動の実践、それから3つ目はコミュニティー地域づくりということでござい
ます。参加いただいた方は喜んでやっているとございまして、個人自身の満足が当然あると
思います。あと身近な方との交流も深めると判断してございます。

地区間交流というのは、やはり大切なことで、各ふれあい地区館で地区館祭りを発表の場と
して、いろんな人が集まって、ふれあい地区館スポーツ交流会によってつながり等を深めると
判断してございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） これらの活動を通して、そういういろんなことがメリットとして挙
げられると今ありましたが、総体的に評価をされて、その評価した中でどういうことが課題と

して浮かび上がってきてるでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

先ほどの答弁の中にもありました参加者の固定化っていうことで、同じ人が同じことをやってるっていう、そういうことはちょっと否めないところがございます。毎年同じようなプログラムになってしまう傾向があるじゃないかということもございます。で、町ではほら、生涯学習の視点に立ちまして、いつでも・どこでも・誰でも参加できることを進めていますが、同じ方がそういったとこなんで、新たな方が自発的に学習してもらえそうな企画も考えなくてはいけないということは思っております。

あと、毎年これ運営にかかわる人が年度初めに新たに加わってくるんですけど、いろんな方がいらっしゃいます。で、役員から大変という声も聞きますが、やってるうちにその大変も感じなくなってやりがいを感じている方も多いということを実際聞いてございます。で、ふれあい地区館活動は、基本的には町民の自主的活動であることで事業を展開してございます。自分たちが工夫してるケースも申し上げますと、いろいろアイデア出しながらやってるんですけど、第一小学校地区館の事業でも、教室的な事業としてコーヒーの入れ方など工夫しまして新たな取り組みの中で発見して好評をいただいているので、ちょっと、ようなことでございます。

で、おおむねのことを申し上げますと、町の評価としましては、参加者には全体的に喜んでやってもらってると思いますが、地区館全体と考えると、参加以外の方が、本当に学習したいというニーズがあってもちょっと埋もれてる、潜在化してるということがわからない状況もあります。で、町民の自主事業として、これからどうやって整理してよいかというのは、ちょっと摸索してるところでございます。時代がちょっといろいろ変わるんで、そういったところは考えていかなくちゃならないと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 先ほど、後期基本計画でアンケートをとられたとあります。その内容は分析されて、どのように把握されてるのか。それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

後期基本計画策定に当たりましては、昨年10月にちょっとアンケート調査を実施してございます。これは5年前に同じように前期の分で、基本計画策定時に調査した項目と同じような設問をしております。比較できるようにって形なんですけど。

その対象は18歳以上29歳まで、それから30歳以上60歳まで。それは10歳刻みなんです。で、

60歳以上80歳までということで、5段階の年齢層から各層で400人。トータルしますと2,000人ということで、回収は580人ということになりました。その中で、アンケートの中で生涯にわたって学び続けること、それは必要ということで9割以上の方がお答えしてございます。

また、ふれあい地区館に参加したことがあるという方は3割程度ということでございます。参加したことがある内容では、やはりイベント——祭りとか多くの人が集まるところ、そこに7割を占めてまして、参加してないっていう理由の中には、仕事・家庭の理由とか、時間がない、ゆとりがない、そういう理由が約半数占めてるとというのが、結果的にはそんなアンケートの概要でございます。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時01分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 午前中最後の質問は、後期基本計画に関してアンケートをとられた、その内容をお聞きしました。

では次に、その結果をもとに、この計画はどのようにたたいていかれるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

先ほどちょっとアンケートの内容を説明さしてもらいましたが、アンケートに関して申し上げますと、学び続けたいという割合が非常に高いということでございます。で、アンケートの意見からは、その内容で、初めての方にも参加しやすいようにしてほしいとの意見なんかもあることから、引き続き活動内容について、さらにPRできるようにしていくように考えてございます。

あと各地区の意見については大切なことと思っておりますが、どのような活動をしたいのかということで、計画というものを立案する前に地区として例えば学びたいこと、そういうものを伺う必要があると思います。特に、長い間このふれあい地区館活動においては継続してきたことがございまして、社会教育指導員の、ある程度そちらの力をかりてございます。で、社会構造の変化、情勢の変化、少子高齢化ということで、各地区の実情も違うとは思いますが、単発的な事業の個々の楽しみよりは、本当に必要な地域づくりの活動に注視していきたいと思いま

す。

で、計画につきましては、生涯学習課職員も地域の方と話し、町民感覚というのを養う機会をつくっていきたい。漠然でございますけども、そんな計画づくりに絡んでいく必要があると思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 前回の臨時会において、視察報告をさせていただきました。阿智村の住民自治をいかに豊かに発展させてきたか。そこにやっぱり社会教育、生涯教育、公民館が大きな働きをしてきました。で、阿智村の視察に関しては、実は4年前からスケジュールを立ててやっと今回4年後に行けたというようなことで、前々からその実情、内容、そしてまた障害者施設の「夢のつばさ」のでき上がったその裏話じゃないんですが、どういうことを苦労されてきたのかなんかも、スタートの段階から実際に行ってみて知りたかったというのがありまして、それを知ることができました。

非常に地域の課題、そういう自分たちの思いというものを公民館に持ち込み、そこから教育っていう場を通して大きく発展させてきた。これを学んでまいりましたが、その活動の中の大きなポイントってのは、阿智村の村づくり委員会ってのがありました。この村づくり委員会と公民館活動、これをつなげる取り組みから学んだこと、これを町に照らし合わせてみたときに、どのような思い、感想を持たれたか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

私、視察のほうに行かしていただいたんですけど、今川畑議員のちょっとお話しあったように、阿智村の公民館活動というものは、住民が主体者となって活動してございます。自主的な学習グループが育ってる、そういう村でございました。いろんな課題に取り組んでございます。で、地域の課題を村が取り上げて、村づくりに発展させた。で、持続可能な公民館活動ができていますもの、お話も聞くことができました。また、公民館活動を通して公民館の職員と村の職員が地域づくりの実践活動をしてございます。そういった説明もございました。

阿智村と阿見町の人口規模と地域性から単純に比較はできませんが、取り組みの中でも常に発展性を持たせて進めていく必要があると感じておるところでございます。公民館を何かのきっかけで、「夢のつばさ」もあるように、1人の職員があらゆる機会を活かしまして、身近な場所において学習することができるように、地域づくりの場とするようにする。そして町も1人の学習から地域の方同士が同じ問題を共有しながら、ちょっと時間がかかるかもしれませけど、学習成果を地域につないで広げていければよろしいかなと、そういったことでいい町ができれば

ばと思っているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 方向性の話が出てきましたが、具体的に町の中でどのようにして進めていったらいいか、どのように考えておられるか、お願いします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

まずふれあい地区館活動というものの特筆的な活動がありますけど、社会教育指導員と職員が地域に入って、地域の持つ課題についてちょっとかかわってみようかと、そういう考えがございまして。今まで社会教育指導員のほうに、活動がお任せ的なものもありましたけど、ちょっとそういうことによって地区……。いろんな地区ございまして。実情は違いますが、絞り込んだ上で地区館活動から地域の課題とか、地域づくりの課題を掘り起こせるように、仕掛けていくんですかね、そういうものをしていく必要があると思っております。

あとは、今までどおりのやり方が踏襲化してはいますが、現状を把握しまして、まず生涯学習課の職員同士が課題は何か話し合うことによって、いろんなことを考えていかなければならないと思っております。その先に、町が目指しております協働のまちづくりの中で、地域も学んで行政職員も学んで、必要があるというような全庁的な取り組むべき生涯学習に関する課題があるかと思っておりますので、そういったところをちょっと進めるというか、そういうこと目標を持って進めていく必要があるんじゃないかと思っております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 今町が目指している協働のまちづくりの中で、地域も学び行政職員も学ぶ必要があると、このような話がありました。それに取り組むことに、いろいろと今の現状では進みにくい、また進められないような、そういう壁があるんじゃないかと思うんですが、そのようなことを進めたときに、進めていくときに障害となるような、そういう壁はどのようなものでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

各行政部署におきましても、やはりいろんな生活課題に係る事業を行っていると。福祉の問題、高齢者の問題、環境・道路、いろいろ生活問題があると思っております。その上で、例えば生涯学習課の職員が、それを聞き入れ、全部が全部ってのはなかなかいかないと思うんですが、職員の間でもそういう生涯学習、学びっていうこと、そういう意識が根づくのであれば、所管の業務も多分進めやすくなると思っております。

今、後期基本計画のほうのものでは、やっぱり庁内的な、全庁的な取り組みの中では、本部会議とか課長で組織している部会がございまして、その生涯学習計画をつくるばかりでなくて、いろいろあるんだったら、そういったものを活用しまして、町の中でも学びを通して町民感覚が養われる、職員が意識の向上のためにそういった提案がね、できればよろしいかと思えます。

で、言うならば、やっぱりいろんな意見を、考えを地区の人と聞いて、問題を掘り起こして整理することがまずは必要なのかって感じはします。そういったところで、町の中でもいろいろ考えなくちゃならない部分って隠れてるんじゃないかと思ひまして、まずはやれるところからやるとすると、そういった庁内での話なんです、その前に生涯学習課職員でちょっと話し合っ、学んでいくっていうのも必要なことだと思ひてございまして。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。新しいものを計画を立てて、まずは新しいやり方を模索しながら進めていくとなると、やはりそこには創意工夫も必要でしょうし、やはり学んでいくところで、いろんな解決策が見つかってくるのかなと思うんですが、ちょっと紹介したいことがあるんですね。

私もよく地方自治の勉強で池上先生のところに行って学んできましたけども、若いころから、日野市の職員として20年ばかりやって、土日はもう講演で、もう全国飛び回って、有休も使って職員のときからやってたっていう、ある意味で日野にすごい職員がいるって有名だった人なんですけども、その人がこのように、自治体の職員の方に対する講演の中で、こんな話をちょっとしてまして。

「自治体で働くことは、今話したこととは無関係ではないんです。地域の中で人がお互いに励まし合っ、学び合っ、生きる社会をどうつくるか。豊かな人間関係の社会をどうつくるかということに、政策づくりからその実施に至る全ての場面で心を砕いていくことが自治体職員の仕事のスタイルだと思うんです」、このように言われています。そして「自治体職員は誰の立場、誰の目を見て仕事をするかが、今こそ問われていると思うんです。そのときの大原則こそ、先に話した住民には幸せを求める権利がある。行政は、その条件をつくるためにあるのだ」って、こういう話なんです。

で、協働ということに関しては、今も話出ましたが、阿智村で前村長の岡庭さんの話でも私は深いなと思ひて感じたことがございまして。阿智村では、住民自治は住民主体の行政をつくり上げてきてます。その中で、1つ職員の方が非常に勉強してます。職員研修も定期的に全職員が参加してやるような職員研修をやってます。議会も勉強してます。地域住民も生涯学習、社会教育、公民館を通して学んでます。そういうことから、行政の側が住民の要望を単に取り入れるのではなくて、住民とともに考えながら住民側からの提案を待ち、政策化し、必要な情報

は常に提供する。そういうスタンスなんですね。

で、事業等の計画実施に当たって、住民の間での協議や決定を重視して、行政の都合で物事を決めない。こういう形なんです。その自治体の規模にもよりますから、大きくなればなるほど、それはなかなか難しくなってくることでありますが、やはりその辺の感覚、意識っていうのは、非常にこれは大事になってくるかと思います。

そして、もう1つこういうことも阿智村でやっていますね。従来は住民が住んでる地域の行政要望は、この前も話しましたが、年2回開かれる行政懇談会で出される。日常的には、その地域の地区の村議会議員が持ち込んできます。それが一般的だった。で、地区内の御用聞き的な役割を議員は持っていた。もう今、阿智村はそういうことは受け付けないと。地域の課題・要望は議員は持ってくるなど。地域の中でよく話し合っただけで協議をして、それで決定したことを行政のほうへ持ってきてほしい。

それには地域住民の人たちも学ばなければそこまでのことはできませんし、1人ではできない。みんなで協力して、みんなで話し合っただけでやっていく。要するに、阿智村の協働っていうのは、その地域の住民同士がつながって物事を考え、学び合っただけで決めていくことを協働と言ってるんですね。行政側と住民とが協働ではなくて、そこまで落とし込んでやっていると。今急にそれをやれっただけでもなかなかそうはいかないで、その仕掛けをこれからちょっとつくっていかなくてはいけないのかなって、ここは思っております。

そういうこと踏まえまして、この講座・講演に関して、その予算の使い方、決定、それによっても住民が学ぶことに予算を使うのか、そうではない単発的な講演であったり、いろんなことをやることに使うのかによっても大きくこれは結果が異なってくると思うんですね。限られた予算で、実は1人当たりの予算、この社会教育にかけてる予算ってのは阿智村も阿見町も一緒であります。で、話変わりますけども、学校給食で視察に行ってきたところも特別なお金は全然使ってません。みんなのやっぱり話し合いの中で協議をして、学んで勉強して、そしてやり方を変えてきて素晴らしいものをつくり上げる。そうすると、予算化してお金をかければいいってもんではなくて、やはり目的を何に絞り込んで、どういう形で使うかがこれは非常に大事になってくると思うんですね。

そこで、ちょっと現状をお聞かせ願いたいと思います。現在、講座・講演、これはどのように決めて、予算割をして計画を立てているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

公民館ふれあいセンターの講座・講演等でございますが、まず公民館講座なんですけど年に2回、前期と後期に分けてございます。講座の予算は各館で予算計上しまして、全部合わせま

すと463万3,000円でございます。教室事業を含めると480万ということになります。内訳は、中央公民館で147万、君原公民館80万、かすみ公民館81万3,000円、本郷81万、舟島74万でございます。

内容につきましては、ちょっと27年度の前期から29年度の前期分までの5期分なんですけど、前期講座が155講座ということになってまして、その内容を分けると運動系・芸術系・生活系・語学ということになります。状況としましては、高い順から並べると生活系が45%、運動系が34、芸術が12、語学が5%、その他ということになってございます。やり方は講座の終了時にアンケートをとります。そのアンケートをとって受講生のほうで継続したいという旨の意見が多いことから、次回も継続してる模様でございます。

講座の実施に当たっては、講師謝礼金ということで対応してございまして、1講座につき5回から10回講座、1回当たり町内で講師先生の謝礼が7,000円、町外で9,000円ということになります。要望等を受けて行うなどは余りなく継続してるというのがほとんどの状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。あと講演会、生涯学習の事業でいろいろあったと思うんですが、その辺、音楽とか文化とか芸術分野、その辺のところと、あとは大学の専門講座等もやってるかと思うんですが、その辺の内容もわかればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） はい、お答えします。

まず1点目の講演会講座ということでございますが、生涯学習事業というまず予算事業のくりの中で、音楽・文化・芸術分野、これはステージを使ったショーということで、28年度は能楽、お好み園芸、ミニライブ。講話による講演会ということで家庭教育の講演会、それからおたわ史絵さんの講話の話なんですけど、そういうのがございまして、一応予算のほうは350万と定額で毎年毎年計上はさしていただいております。で、そのうち講話ということなんですけど、それが350万のうち78万ということで、総額の22%を占めてございます。参加につきましては、おたわ史絵さんが260人、家庭教育のほうはどちらも本郷ふれあいセンターでやったんですけど300名ということになってございます。

あと2点目の大学専門講座でございますが、産学官連携ということで茨城大学と連携協定により、専門性の高い公開講座を前期後期合わせて昨年度は10回やってございます。で、連携協定の中で依頼して決定していますが、ちょっと内容的なものは大学のほうにお任せしてるよう

な状況でございます。で、今年度の後期講座では、ちょっとお願いしたいことをこちらから伝えまして、運動習慣関係で県立医療大学——これは県立医療大学とも連携協力に関する協定書がありまして、その中で生涯学習の連携協力というものが明記されていまして、茨城県立医療大学の講師先生のほうでお願いしてるところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、わかりました。これに関して、また前後、若干すると思うんですが、講座・講演これは最終的にどっかで決定するかと思うんですが、その決め方はどういう形で決定されてるんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

公民館講座は、前回のアンケートを踏まえまして、館長会議、月に1回やってるんですけど、館長会議——5館の館長が一堂に会しまして、その中で講座の決定なんかしてございます。で、社会教育委員会とか公民館運営審議会とか、そういうところに諮ってることでございませぬ。公民館条例では、やはり公民館事業と活動については、公民館運営審議会を置くことができる旨の規定がございまして、本来その公民館活動の事業の実施に当たっては、諮問し答申するっていうことになってますが、25年度までは公民館運営審議会で報告や事業内容について説明してました。

現在は社会教育委員会に統合しまして、年2回の中で起こっておりますが、実際のところ内容は初めの計画と年度末の報告という形になってございます。社会教育委員会のほうは、特にこの講座内容の決定にはかかわってこないんで、公民館長のほうで決めてるということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 今、年に2回社会教育委員会の会議の中で公民館事業について話も出てきましたが、この公民館事業について社会教育委員会の会議の中でどのような取り扱いだったか。また公民館活動や事業の方向性からも、やはりこれは十分な審議が必要だと思います。社会教育委員会と公民館運営審議会の委員会について過去の経緯、経過を踏まえて、どのように今考えていらっしゃるか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

社会教育委員会でどのようなことの議論で審議されたかということでございますが、先ほど

ちょっと申し上げましたように、1回目が計画っていうのが4月にやりまして、2回目の報告っていうのはその年度の2月にやっています。当然1回目の計画の時点ではもう予算が決まっていますので、その中でこんな講座をやりますっていうことの報告的なものに。それも計画ですっていう話はさしていただいています。2回目の2月は、実際年間通して行ったことをちょっと確認していただくっていうことで、特にその中でこうしてもらいたいとか、そういう意見っていうのは、講座の件では出てない状況でございます。

あと社会教育委員と公民館運営審議会委員ということの2つの委員会がございますが、それぞれ目的自体が違います。実際のとこ一緒になっちゃってるとこあるんですけど、先ほど申し上げたとおり25年からちょっと一緒になったんですけど、社会教育委員会は社会教育法の中で定めて教育委員を置くことができるということがございまして、行政と町民のパイプ役、それから家庭地域の教育力向上に貢献するとか、そういうお役目がございます。

一方の公民館運営審議会につきましては、社会教育法についてこれもやっぱり公民館に運営審議会を置くことができると規定してございまして、内容は公民館長の諮問に応じて公民館事業活動の企画実施について調査審議する、そういう中身でございます。町でも公民館条例の4条に公民館運営審議会の設置規定がございます。役割的には公民館運営審議会は、公民館活動の振興や、あとは地域住民との調整・組織化とか、そういうものが明確になってございます。で、実際のところ社会教育委員会のほうに入り込んでんですけど、この社会教育委員の中でちょっと年2回ということなんですけど、その中で対応してるということになってございます。済みません。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。今社会教育委員会の話が出てきましたが、この委員会の人たちへの人選、どういう方たちというか、団体であったりそういうところのある程度代表の方が出ておられるのかなと思うんですが、その辺のメンバー構成の内容をちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。

社会教育委員なんですけど、阿見町の社会教育委員条例というので定めがございまして、定数ということ、委員会の構成の定数なんですけど15人以内とするという定めがございまして。委員はどういう人に委嘱してるかという、学校教育及び社会教育の関係者とか、あとは家庭教育向上に資する活動を行う者と学識経験者ということになってございます。で、社会教育委員の今のメンバーなんですけど、15名の定数のうち10名委嘱してございます。所属っていいまして、母体っていうんですか、どこからというのですが、学校長代表、それと区長会、町議会、

子ども会育成会連合会，社会教育認定団体，県立医療大学，ボランティア連絡協議会，それとスポーツ推進委員会，それから民生委員児童委員協議会，で最後がPTA連絡協議会，以上10名となっております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい，ありがとうございます。これで大体今の社会教育，生涯教育のあらまし，町でどういうことを取り組んで，大枠が，聞いてらっしゃる方もわかったんじゃないかと思うんですが。

ここでちょっと私も提案をさせていただきたいなと思います。今回のこの，いきいき学びの町AMIに関しては，平成2年にこのスローガンがつくられて，もう27年たっております。

「いち学習・いちスポーツ・いちボランティア」っていう，それはそれでいいかと思うんですが，やはりそれをするによって何を指すのかって，その辺のところは意外と明確に見えてこない。やはり，この概念理念，そういうものをきちんと深めて，目標をちゃんと明確にしていくともっと具体的な走り出しができるのかなといったところは感じております。

阿智村に行ったときは，その辺はもう明確で非常にきちんと積み上げてきております。それと多分社会教育，生涯教育の概念。どういうことなのかって，何のためにやるのかといったところの深い議論が今まではなかったんじゃないかと思うんですね。どうやって発展させていけばいいのかって，そもそもこれは何なのかって。これ冒頭にちょっと論文読ませていただいた，この内容を見ても，人間の幸福追求権ってのは実際に住民の皆さんがそれを獲得するには，学習しないと獲得できないということが明確なんです。学ばなければわからない，学ばなければやはりそれは自分たちが獲得することができない。

そうすると学ぶことを担保し保障するのはどこだっていうと，やっぱり各自治体で，今で言えば公民館であり生涯学習のそういう場で，これは学ぶ機会をきちんと担保していくことによって，豊かな地域社会づくりの中に住民の人たちが主体的に入っていて，やはりそこは担って，町を豊かにしていく。本人たちも生きがいを持ってまた自分のやりたいこと，目的を見つけて邁進するってことができるんで，やはりこれはぜひ社会教育委員会の持つ本来の役割を果たしていくのであれば，そこに入ってくる人たちも意識の高いきちんと学んでいる人，学ばなければきちんと学ぶ人を。やはりこれは入って一緒に学び合いながら，この計画を立て，つくり，そして推進をしていっていただきたいと，私は1つこれは要望したいと思います。

それと会議の開催の時期と回数に関しても，多分これでは毎年決まっていることを定期的にやっていること。多分教育長の言葉で言うと，これは仕事ではなくて作業だっていうような，そういう言い方されるかと思うんですが，やはりその辺のところも，発展的に何かやろうと思ったら，このタイミングの2回ではとてもじゃないけど少な過ぎるし，やはり真剣な議論の積み重

ねがあって初めて新しいものができます。ですから、この辺のところも全て考えた上で、後期計画をきちんと立てていただければと思います。

それと、公民館。これに関して阿智村の「夢のつばさ」の件がありました。障害者の保護者の方たちが5人こたつに入ってお茶を飲みながら、ミカンかじりながら子供たちの将来どうしようと言ったぐち話じゃないんですが、その辺の話からスタートして、それが公民館に持ち込まれた。で、公民館のそこの責任者、主事の方は、よくぞ公民館に持ってきてくれたと。これは障害者の問題、それだけの問題ではなくて、ノーマライゼーションをどう捉えていくか、囲い込んでその人たち隔離していくのではなくて、みんなで一緒に平等に生きていくのにはどうしたらいいか。これは学習して深めていこうといったところから、これはでき上がってきてます。

ですから公民館に関しては、これも提案で、地域地域の相談窓口になっていただけると、その地域の課題を学習に……。ただ単に担当課に行って問題をぼんと解決する、また地域の議員さんに頼んで、その要望を伝えてやる。そういうことではなくて、やはり窓口用の地域に持っていき、そこで学び合いの方向性に持っていったらうと、本当に生きた形でのこの生涯学習っていうのができるんじゃないか、こう思います。そうすることによって、住民一人ひとりが物事を主体的に捉えて考えていく。何が欲しい何をしてほしい、それでお願いしてやってもらうんじゃなくて、じゃあ自分たちだったらどう考えるべきなのかって、これみんなで学ぼうよって、問題意識持ってるんだから。そういうふうに行ってくと、多分これからのいろんな計画を立てるときに、コンサルの使い方なんかも最小限で私は済むような気がします。

ですから、その辺の公民館の役割、地域の相談窓口、何でもあそこに行けば相談できる。早急に担当課に引き継がなきゃいけないこともあるでしょうけども、でも、ちょっと待って、これは学ぶことなんじゃないかといったところもあるかと思えます。そうしますと、多分予算の使い方、そしてまた講座の内容も大きくこれは変わっていくと思います。そういう形でちょっと進んでいけば、やはり年に1回そういう発表会を設けたりとか、やはり学習の成果、学び合いの成果をみんなの前で発表して、お互いに刺激をし合いながら、学習を深めていけるような、そういう生涯学習、社会教育の、そういう場をつくって、これから行けばいいかと思えます。

今、相談窓口って話をしました。生涯学習の自分はこれもずっと課題で、なかなか難しくてわからなかった部分もあるんですが、実践していくやり方として非常に可能性が大きいんですね。例えば、新しい小学校にプールがないっていう問題が結構近辺では前々から議論に、建築当時からなってます。そういうことも逆に言うと、そのことをテーマに学習をするというのも1つの大きな学び合いの場。じゃあ、つくることによって住民の皆さんが、どういうプールだったらいいのか、プールってそもそも何なのか、スポーツってのはどういうことなのか。

やっぱりスポーツをするっていうことも基本的人権の1つであるし、そうなってくると、どういう形のプールを求めるのか。学校に1つ1つ夏場だけ使うプールがいいのか、全天候型1年間ずっと使えるプールがいいのか、そういうものをこれから整備していったほうがいいのか、そういう話も多分出てきて、建てるだけではなくて、その管理・運営・維持はどうしていくのかっていうのも、全部やっぱり住民の皆さんが一緒になって学んでいくと、やはりこれはただ単にあれが欲しい、これが欲しいではなくて、これは学習の材料としても非常に私は効果的だと思うんですね。

また二区北の水路にふたがかかってない。ちょっと要望を受けて私も行きましたが、どういう形で解決するのがいいのかなっていうと、やっぱりこれも生涯学習の場で、あそこの水路がくさいって、いや、それ、どうやればあの問題解決できるかというのも住民の皆さんみんなで、やっぱりこれは話し合い、やっぱり学び合いの中で解決策を見出していく。あそこを簡単に全部取りかえて丈夫なU字工を入れて、コンクリートのふたをしてやってくれって話になると、数億というお金がかかります。そういうことを今、果たしてあそこでやれるのかってなると、そもそも根本論で、環境っていうのはどう考えるかってとこまで突き詰めていくかと思うんですね。

非常にこれは発展性がある内容ですし、また今歩いていますと、免許を返して足がない。公共交通をどうするか。「あみまるくん」だけで対応できるかっていうとできない。近い将来間違いなく公共交通のそういう要望が大きくなってくるかと思います。そういうものも地域住民の皆さんが欲しいって議員さんに頼んだり、行政に要望したり、町長への手紙で手紙を書くのではなくて、やはりその地域地域で自分たちで考える、自分たちで学ぶっていうことをやはりしていく。また、そういうことが自由に問題意識を持ったら学習ができる、学び合いができる、そういう仕掛けをこの公民館、生涯学習の中で組み入れていただけると、やはり地域の人たちが主体的に自分たちのこととして捉えて施策提案まで。これは、やりようによってはきちんと持って行ってできると思います。

ですから、いろんなこと、地域の問題であったり、将来のことであったり、課題であったりというのは、全部この生涯学習に組み入れることができるんで、そういう意味ではぜひ新しい計画の中には、こういうことを踏まえてやっていただきたいなと思います。

最後に教育長にちょっとお尋ねしたいと思うんですが、今までずっとこう延々と一般質問をしてきましたが、何度か主権者教育が日本の場合は欠けてるよねって話はしたこともあるかと思うんですが、最終的にはその主権者教育をどう捉えていくか。教育の1つの目的とは何かと簡単に言うと、自ら考え、自ら行動し、その責任は自分でとるといったところまで行けるかどうか。そこを人のせいにして誰かに頼んだり、考えることをやめるのではなくて、自ら考え

る、自ら行動する。そうなる、やはり主権者教育、主体者としての地域の一人ひとりになっていかなきゃいけないと思うんですが、その辺のところは教育長、どうお考えでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。また、川畑議員の提案、真摯に受け止めたいと思います。

住民主体ということなんですが、先日の読売新聞、皆さんもう既にお読みになってると思いますが、読売新聞に「地球を読む」という欄があります。その中で、いつも注視して読ませていただいているんですが、劇作家の山崎正和氏が高等教育無償化は愚策という論題で、学ぶ意欲と能力の問題を論じていました。一見、高等教育無償化いいことじゃないか。でも読んでいくと、山崎氏の言ってること、なるほどと。つまり彼が言ってる学びの格差が拡大してしまうとか。あるいは今、けさもニュースになってましたが経済格差と学びの機会が報道されていましたが、経済格差同様学びについても格差是正の必要性を私は感じています。

先ほど講演会の話がありましたが、講演会、いかにいい話を伺っても、帰りにいい話だったねで終わったら、気分的にはそれは価値があるかもしれませんが、私は何の意味もないと思います。そのいい話を自分の生活の中に主体的に取り入れていく、それがなかったら予算をかけた対費用効果はいかがなものかなと私は感じます。

自分自身考えれば、人間ドックの後の管理栄養士のお話、私は言われること決まって結構ですって言うんですが、運動と食事、聞いただけで検査して何にもならないですよ。先ほどの飯野部長のように努力をすれば改善されますが、それと同じことだと思うんです。ですから講演会を開いたら、アンケートをとるで終わるのではなくて、参加した人がどう自身の中に、生活の中に取り入れていくか、そういう仕組み、企てを主催者側でも考えていく必要があるのかなというふうに感じております。

生涯学習、以前もお話しましたが、生涯学習と学校教育って並列のように論じられますが、大きな生涯学習体系の中に学校教育があるわけで、その前に今度は、県で最近言い出しました就学前教育、家庭の教育の重要性が打ち出されて、今そこから始めてるので、これからの子供たちはそういう教育をしっかり受けて出てくるのかなと。

今日も給食皆さんいただいたと思うんですけども、話題になりました。好きなものしか食べないんだよねって。残菜の質問もいただきましたけど、こないだもお話しましたが、学校教育の中で私が子供のころ、これ食べなかったら昼休みなしって、多分皆さんあったと思います。人権も何もない教育を受けてきたと思うんですけども、それが今できない。じゃあ、そういう好き嫌いさせてるのは誰かと。学校教育じゃないんですよ。家庭教育の中で、食べるんだよってお話を就学前にしっかりしてくる。そういうところからスタートしてますので、茨城県の

ほうでも就学前教育，力入れてますので，段階を踏んで，発達段階を踏まえた主体的な住民をつくる教育行政に携わっていきたいと思ってます。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい，ありがとうございます。るる長い一般質問にはなりましたが，今回この生涯教育1つでちょっと深めて，新たな取り組み，糸口，またそういうものが見えてくればいいなと思って質問させていただきました。これの質問のやりとりの内容も実は松本課長とさんざんいろんな議論を積み重ねた上で，ある1つの形になってやりとりができて，自分も明確な形で提案ができたと思います。

これからも生涯教育，社会教育，本当にこれを充実させて，阿見町をもっともっと明るく一人ひとりが自信を持って生きていける，そういうまちづくり，その根幹はやはり教育にあるということで，よろしくお願ひしたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（紙井和美君） これで，12番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に，16番吉田憲市君の一般質問を行います。

16番吉田憲市君の質問を許します。登壇願ひます。

〔16番吉田憲市君登壇〕

○16番（吉田憲市君） 皆さん，こんにちは。ようやく自分の番が回ってきたなというところでございます。

私は，事前に通告をしておきました次の点について，質問いたします。

阿見町の道の駅事業の現状と，常設型の住民投票条例設定についてであります。

阿見町の道の駅事業計画が，平成32年度完成を目標に想定されており，事業費総額が約20億円となっております。21億円かもわかりませんが。金額となっております。その事業の内訳，整備計画及び進捗状況をお伺ひいたします。また，その事業の資金計画についてもお伺ひをいたします。

次に，全員協議会において阿見町第6次総合計画，平成30年度から3か年実施計画が示されましたが，その中で事業費に対する財源不足が取り上げられており，平成30年度から32年度の3か年で不足額合計金4億9,800万円表記されております。さらに，今後の見通しとして国体開催，道の駅整備等の主要施策に引き続き取り組むと。このために，平成31年度までは依然として財政需要が集中し，財政調整基金に頼らざるを得ないと。

さらに，今後は公共施設の長寿命化を目的とする大規模改修工事，要するに阿見町では25年以上，また古いものでは50年たってですね，公共施設が70を超えてあります。その中で，その修繕及び解体，それから建て替え，そういうものがですね，すぐ目の前に来ておるわけでご

ざいます。財政調整基金に頼らざるを得ないと。

さらに今後は、安定的で持続的可能な財政運営を図るためにも基金の取り崩しが課題とならないよう努めるとともに、一定の事業量にとどめる必要がありますと。そのためには、引き続き事業の見直し、事業規模の縮小、休廃止、さらなる歳出削減に全庁的に取り組む必要があると記載されてあります。

そこで財政調整基金の残高に目を向けますと、平成30年度は1億2,600万円繰り入れると。年度末残高が25億9,000万円。31年度には1億9,900万円の財調の繰り入れ、年度末残高が23億9,100万円。その後は繰入額ゼロで推移をしておるようでございますが、34年度まで基金残高は23億9,100万円と推移すると想定されていると、この間全協での資料がありました。

一般的に財政調整基金残高は、標準財政規模の10%が適当であると言われております。平成30年度から平成34年度の歳入の推移予測を見てもみますと、14億5,200万円の減額となっており、財政調整基金の繰り入れは平成32年度から34年度まではゼロと予測しておりますが、万一財調の狂いが発生した場合には厳しい財政運営になりかねません。

さらに、28年度決算において経常収支比率が91.4%と、かなりの財政が硬直化しております。これ100%になったらですね、入ってくるお金より出るお金が多いということで財政破綻という形にもなりかねません。

そこで、事業費総額金20億円を投じて道の駅を今現在建設する必要があるのかどうか。常設型の住民投票条例を制定し、町民の多くの皆さんのお考えをお聞きになり、判断を新たにしてはいかがでしょうか、町長にお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町道の駅事業の現状と常設型の住民投票条例設定についてお答えいたします。

道の駅整備事業につきましては、平成28年度より道の駅整備推進室を設置して事業に取り組んでおり、平成32年度の開業を目指しております。事業費は約20億円を予定しており、内訳といたしましては、実施設計、埋蔵文化財調査、不動産鑑定等の委託費が約1億4,000万、用地及び物件移転補償費が約2億、造成費が約6億5,000万、建築費が約9億4,000万、その他備品等が約7,000万となっております。財源といたしましては、農林水産省の交付金事業の活用を想定しており、約1億4,000万を見込んでおります。その他は一般財源及び起債となります。

また、当道の駅は、国道及び県道バイパスの道路管理者である茨城県とともに整備を目指している一体型道の駅として、既に県と用地取得等に関する覚書を結んでおります。現在は、具

体的な整備の分担について協議を進めております。

整備計画及び進捗状況につきましては、これまでも全員協議会などで御説明してきましたように整備区域は約2.6ヘクタール、駐車場は大型車なども含め198台のスペースを予定しております。建築物につきましては、24時間利用可能なトイレ及び情報棟、農産物販売などの物販棟、食事などを楽しんでいただく飲食棟の3棟と、トオリニワと呼んでおりますイベントスペースに屋根を設けることにしております。主要建築物の面積は、約2,000平方メートルを想定しており、現在、実施設計において詳細を精査しているところです。

事業の進捗状況につきましても、これまで御説明してきたように、平成32年度の開業に向け、おおむね順調に進んでおります。今年度は、実施設計に着手するとともに、用地買収にも着手し、現在約8割の地権者から契約をいただいております。そのほか、11月より埋蔵文化財の発掘調査を開始しており、県の教育庁の指導を仰ぎながら調査を進めております。平成30年度から本格的な造成工事に着手し、平成31年度に建築工事を予定しております。

運営面については、平成28年に公募を行い、民間企業7社から応募をいただきました。いずれも道の駅や類似施設の実績がある団体でした。審査の結果、株式会社ファーマーズ・フォレストを指定管理予定者として選定させていただきました。平成29年9月には、農産物生産者や加工品など出品者向け説明会を開催しましたところ、約150名もの参加がありました。現在、ファーマーズ・フォレストにおいて、生産者から農産物などの出品についてエントリーを受け付けている状況です。このように運営に関しましても期待が寄せられていると感じると同時に、改めて気持ちを引き締め、事業を遂行してまいります。

私自身の政策、マニフェストはもとより、これまで議会からも何度も町行政施策及び予算要望において、道の駅の整備推進の要望をいただいております。財政状況を含めさまざまな角度から検討を行った上、事業を進めてまいりました。また、事業に関する予算措置につきましても、町民の皆様の代表である議員各位の御承認をいただき成立し、執行させていただいております。このようなことから、条例を制定し住民投票を行うことは、考えておりません。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） どうも御答弁ありがとうございました。答弁の内容がですね、非常に浅くてですね、すーっと通り過ぎちゃったような感じがいたします。この答弁書の中でですね、その他の財源がね、一般財源及び起債と今うたっておりますけれども、そこでですね、この起債ですね、起債の内訳についてを御説明いただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 財源の内訳という形で説明させていただきます。

交付金が1億4,000万、起債が15億8,000万、一般財源といたしまして2億8,000万、計20億

です。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 交付金のですね、1億4,000万のですね、何の交付金なのか。それをお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 農水省のですね、農山漁村振興交付金です。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 農山漁村振興交付金、これいろいろ計算方法あるみたいですが、これはですね、あくまで予定額ということで、1億4,000万満額をここに載せてるようですけども、これ一時ですね、1年半ぐらい前かな、3億6,000万を予想してたんですね、それが急遽1億4,000万という試算になったわけですよ。そこら辺の内訳でですね、農山漁村振興交付金、これはですね、最終的には幾らぐらいになるんですかね。そこをお願いします。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） まずですね、1年前に全協等でですね、一応説明したときはですね、4億3,000万という説明をしております。これはですね、建物をですね、変更していますけども、変更前の建物の面積の地域振興施設の建設費の50%ということで見ておりました。その後ですね、対象面積とかですね、工事費の限度額も加わりまして、農水省のですね、規格っていうか、補助金の要綱が変わりまして、それでですね、試算しますとですね、1億4,000万という形になります。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 全協での説明でですね、1億4,000万という話は聞いたんですね。あと、それからですね、3桁国道のね、休憩所として国・県・国土交通省とですね、県の施設を設置するというので、1億円見込んでるんだって話聞いたんですが、それはどうなってますか。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 今ですね、県とはですね、道路管理者という形で協議を行っております。でですね、協議を行ってるのはですね、道の駅がですね、県と一緒にやる一体型として考えております。金額に関してはですね、まだですね、確定はしておりません。今ですね、県とですね、協議をしておりますけども、一応一体型と一緒にやっていくというような協議。今後ですね、整備の区域や金額を含めて、また管理のほうも含めてですね、一応協議を行っていくということで、金額については確定しておりません。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） そうすると、以前の全協ですら、説明を受けた農山漁村交付金が1億4,000万、県からの休憩所のね、施設建設で1億円と。2億4,000万のですね、お金があるんだよという話を聞いたんですが、これはあくまで予定で確定してないということですね。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） はい、そうです。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） そうしますとね、起債が13億3,140万円でしたっけ。それとですね、一般財源で2億4,000、それと国庫支出金で1億9,300万、総額。そして小計が3桁国道のですね、休憩所で1億ということで、財源の内訳が18億6,600万ということになってますが、これが2億4,000万がですね、例えば増えるということがないとすればね、減るということでしょうから、そうしますと起債がですね、また増えると。こういうことでよろしいんですか。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） その前にですね、ちょっと財源の内訳の確認という形でやらしていただきたいと思います。恐らく議員さんが手元にある資料はですね、3か年の当初のですね、計画の金額だというふうに思います。で、予算につきましてはですね、随時ですね、確定した事項とか進行中の事業の制度とか、国とか県の指導がありまして金額が変わってくるということが、ちょっと言わしていただきたいと思います。

現在ですね、先ほどちょっと財源内訳でも言いましたけども、国交付金の内訳がですね、1億4,000万、起債が15億8,000万、一般財源が2億8,000万ということで、計20億というふうに考えてます。それでですね、今ですね、まだ県のほうがですね……。1億円というのは、今までの経験からそのぐらいじゃないかという、経験というか今までの実績から1億円ということで考えてますけども、まだ確定していませんので、一応交付金が1億4,000万、起債が15億8,000万、一般財源が2億8,000万と考えてます。でですね、その金額がですね、減ると、もらえないということであれば、起債または一般財源のほうから補充しなくちゃいけないというふうに考えてます。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 私は素人なんでね、ちょっとわからないんですけども、起債を起すのにはですね、起債の目的ね、それから限度額、それからですね、起債の方法、それから利率、償還の方法をね、立てないと、起債っていうのは起こせないと思うんですが、この起債の償還方法はどうなってますか。

○議長（紙井和美君） 財政課長青山広美君。

○財政課長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

当道の駅の整備の起債につきましては、地域活性化事業債を活用する予定でありまして、こちらのですね、借用条件ですけれども、借り入れ方法としまして証書借り入れ。借り入れ先が銀行等の引き受け資金となっております。それから利率のほうですけれども年5.0%以内、償還期間が15年以内、据置期間がなしということで、茨城県からの起債同意書で借り入れ条件が定められているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） いずれにしてもですね、今の予定額で行くと、2億4,000万を除いたですね、おおよそがですね、起債でやるんだという話になるんですけども、これやはり15年の償還期間を設けるということで、この道の駅はつくるわけですよ。そうすると、これは当然償還しなけりゃなりませんから、いつも背負ってる金額ですね。それでよろしいですか。

○議長（紙井和美君） 財政課長青山広美君。

○財政課長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

確かにそのとおりでございます。償還をするものでございます。ただしですね、この起債につきましては交付税措置が30%ほどございますので、その分は国のほうで負担をするということになってございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） そうですよ。地域活性化事業ということで30%のね、その考えはあるようですね。じゃあ、起債の内訳はわかりました。

次にですね、道の駅のですね、用地買収がという答弁がありましたんで、用地のですね、買収の契約の状況をお願いします。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 用地の取得状況ですね。まず人数から言いますと、件数ですけども22件中19件、面積におきましてはですね、約66%です。契約額につきましても約66%の契約というふうになってます。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） こないだ道の駅推進室から資料もらってきたやつなんですけども、まさにそのとおりの答え言ってるんですけども。地権者22名、それで19名が契約済みだよということですね。面積が66%確保しましたということです。予算もやっぱり66%で1億490万3,369円という金額がですね、ここに発生してくると思うんですけども、この売買契約のですね、契約条項、特約条項っていうの何かつけてるんですか。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 特にですね、特約っていいですか、前払い金と後払い金、そういうのはありますけども、そのほかに特約事項っていうのはありません。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） こないだお聞きしに行ったときには、まだ支払いはしていないんだということなんですけども、前払い金というのは特約で入っている契約者もいるんですね、そうすつと。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 契約の内容ですけども、まずですね、契約が成立いたしますと、その時点でですね、前払いを7割お支払いします。登記が完了したということになりますと、残りのですね、3割を支払うというようなことになっております。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） そうすると、この契約者19名のうちですね、その7割支払ったというのですね、何名いて、それで金額的に幾ら支払ったんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 人数はちょっとあれですが、支払い額という形で言いますと、1億5,766万8,455円の予定の中でですね、1億167万3,369円を支払っております。約ですね、65%の支払いです。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 総額で1億5,766万8,455円という金額は確定してるんですよ。それで契約者が86%。66%は予算で組んでますよということで、1億490万3,369円ということですよ。そうすると、ちょっと話が違うような気がするんですけど、契約者が86%、それでですね、これ前払い——支払いしたのか支払いしないのかわかりませんが、その金額が1億490万3,369円となって66%と。金額が合わないですね。これ残りのですね、地権者、これはですね、まだ契約もしていないんでしょう。その状況どうなってるんですか。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 22名中3名が契約をしてないということです。契約がですね、先ほど言いましたとおりですね、1億480万3,369円で、支払ってるのが1億167万3,369円です。ですから、その差額がですね、残りの金額だと、後から払う金額だということです。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） そうすると、土地代金は1億5,766万8,455円なんですよ。で、前

払い金として7割払ったんでしょ。全額払っちゃったの。7割の前払い金を払ったんですよ。その辺の整合性どうなってるんですか。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） はい。7割払った方と全額払った方がいるということです。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） ですから、先ほどお伺いしたようにね、全額払った人と2つの契約があるんですか。ついたら、あなたはさっきはね、前払い金ですよという話したんだよね。だから合わない、これ。じゃ、ごめんなさいね。それでですね、この契約内容はこうなんです。これ支払ったですね、時期はいつですか。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 支払った時期はですね、ちょっと人によって異なりますので、それはちょっと調べないとわからないんですが、手元にはちょっとございません。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 用地が全部買収できないと、この計画もできませんので、きちんとですね、特約条項、それからそういうものがあればですね、きちんと遂行するような形で進んでいくのかなというふうに思います。

それともう1つですね、ここで前回お伺いしたときにはね、31年度の3月に支払うんだよと回答いただいたんですが、何か今日の回答ですと、何か前払い金は全部払っちゃったんだと、全額払った人もいるんだということなんです。こないだ事前にですね、お聞き行ったときの31年度の3月に支払うんだと。まだ支払いはしていないんだって話は、あれはうそですね。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 私、年度末に支払うという話は、ちょっとしたという覚えはないんですけど。3月に支払うという話はしてないと思うんですけど。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 年度末が変わっちゃうのかな、じゃあ。年度末って普通3月ですよ。その前にね、30年度の12月に支払うかもしれないという話もしてるんですよ。そうすると、支払いは、まだ支払ってないんですね。支払ってないって話をこないだお聞きしたときは言ってたんですけども、じゃあ勘違いということでもいいんですかね。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 説明が悪かったかと思いますが、登記が終われば支払うという形になってます。登記が終わればっていうか……。登記が終われば支払うという

形になってます。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 何か私が今質問してるのと違うようなんだけど。こないだ私がお話ししたお話っていうのは、勘違いだったんですねって聞いただけですよ。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） そういうことかと思えます。そういうことかと思いませんけども。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） じゃあ、これはそういうことで勘違いがあったということで終わります。

それとですね、今度3か年実施計画に基づいて、私この一般質問しちゃったんですよ。それで、こないだいただいた、これかな、公室からいただいた3か年実施計画の4ページの、この表に基づいてね、一般質問したんですけども、後から気がついたんですけどね、いろいろ予算ベースとかね、いろいろ調べてみますと、どうもね、29年度でね、財調繰り入れがですね、6億4,000万してるんですよ。これ29年度の予算ベースでね、計算すると。そうするとですね、この30年度にですね、ここに1億2,600っていう形が出てくるんですが、これ金額が違うんじゃないかと思うんですが、気がつきましたか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。財政課長青山広美君。

○財政課長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

3か年実施計画書ですね、歳入歳出の財政見通しの表のことかと思えますけれども、確かに平成29年度の当初予算ではですね、財調の取り崩し額を約6億円というふうに見込んでございました。30年度の3か年実施計画の推計に当たりまして、中長期財政計画をですね、見通しのほうを立てた段階でですね、今後3年間、平成30年から32年度の実施計画事業を組み込んだ中でですね、平成29年度の取り崩し額はゼロと推計をしまして、その政策経費分を含めた中で平成30年の形式収支——歳入から歳出を差し引いた額で1億2,600万円が不足するというところで、この額を財政調整基金から繰り入れるというような計画を立てたところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） あとね、もう1つ。これ中長期計画なんですよ。これもらったやつなんだけど。30年から3か年書いてある。この道の駅のですね、基金からの充当額というのがですね、30年度は3億8,948万7,000円、31年度は2億8,737万4,000円という、こういうの出てきてるんですよ。ですから、これがですよ、1億2,600万円だと年度末のですね、基金残

高が変わってきちゃうんですよ、これ。そうすつとね、基金残高が多くなっちゃうの。

それで、これずつとね、私計算していくとですね、28年度はですね、残高が27億1,000万円あったんですね。28年度までね。それから29年度は6億4,000入れますから、当然にその分引かれる。それで30年度、31年度は、これ足すとね、6億8,000万になるんですね。最終的に30年度、31年度ね、要するに道の駅が完成する1年前になりますとね、財調の残高が14億しかないんですよ。そういう計算なつてきますよ、これ。

そしたら全然違うじゃないですか。そういう計算になつてきますから、役場のほうの資料をね、私たちに資料をくれた中でね、それ見ていくとそういう形、計算してもそういう形になります。そして先ほど言いましたけどね、そうなりますと、標準課税、一般財源のね、10%程度が適当だよという話がですね、そうしますとね、27年度ベースで行きますと、それがね、約10億円になるんです、計算するとね。そうすつと14億しかないのに10億円ですね、財政を補充していかなきゃいけない。そういう状況の中でね、残高が14億円になつちやつてる。それで、経常収支比率が91.4%ですかね、さっきのどっかいつちやつた。そうするとね、9%程度の事業しかできないんだよという話になんですよ。それが29年度ですよ、財源。どんどんどんどん財政が硬直化していっちゃうんですよ。

こういう状況の中でね、20億も投じて起債を上げてね、それで道の駅をやると。こういう状況になつてること、皆さんおわかりですか、これ。こういう厳しい情勢の中で、事業をね、縮小していかなきゃなんない、見直さなきゃなんないという。これ、書いてあんですよ。第6次3か年計画の実施内容ね。今後の見通しと。国体開催、道の駅整備事業と。主要施策に引き続き取り組むと。このために平成31年度まで依然として財政需要が集中すると。これは当たり前ですよ。50年からの建物あるんだもん。それを解体したりね、公共施設、そういうものに充てなきゃなんないんですよ。

で、32年度以降にとつても樂觀できないと。長寿命化を目的とする大規模修繕して継続的に使用となることが想定されますよと。で、財政調整基金に頼るほかないんだと。だから、基金の取り崩しにならないよう努めるとともに一定の事業量にとどめる必要があるんだよと。引き続き事業の見直し、事業規模の縮小、休廃止等さらなる歳出削減に全庁的に取り組む必要がありますよって、ここ書いてあるのよ。

で、我々も、委員会でもですね、70数件も抱えている建て替えをしなきゃなんない老朽化した公共施設をね、目の前にあるものをいかにですよ、上手に処理していくかと。この緊縮した財政の中で。それで、秋田県の横手市のほうへね、行って研修してまいりました。皆さん、先ほど川畑さんが一般質問していましたけどね、職員さん一丸となつてね、いろいろなこと考えてるのね。議会もそう。議会も職員さんと一丸となつてね、いろいろなこと考えてましたよ。

本当にいい勉強になりました。

そういうですね、何のために行ったかって、そういうことで行ってるわけですから、この財政がですね、非常に硬直化してるということをですね、認識していただいてね、もう一度考えていただきたいなというふうに思います。

それですね、この指定管理者に指定されましたファーマーズ・フォレスト。これですね…
…。いいですか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） 財政調整基金の基金の充当について議員のほうから御指摘ありましたけども、これについても一度説明のほうをお願いしたいということをお願いしたいと思います。基金の残高の経緯について、吉田議員のほうから今後29、30、31と事業を進めていくと残高が14億になってしまうというような説明がございましたが、これについて再度説明のほうをお願いしたいということをお願い……。反問権というんでしょうか。お願いします。

○議長（紙井和美君） 基金の経緯についての、再度。反問権を行うということですね。それでは、よろしくをお願いします。

16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） まずね、29年度ですね、予算ベースなんですけども、財調の繰入金金が6億4,000万。これ予算とここに書いてありますからね。ページはね、20ページかな。これを繰り入れますと、たしか20億ぐらいなっちゃったな。財調残高がですね、20億7,500万円になるんですね。それで、その後ですね、ここにこういうのあるんですね、これもらったやつね。で、30年度、31年度にこれ繰り入れてますね。これ持つてるでしょう。そうしますと、最終的に31年度……。ん、30年度ですか。30年度は基金から道の駅の充当ね。3億8,948万7,000円、31年度は28億7,374……。ん、違う。

○議長（紙井和美君） 済みません、もう一度お願いします。

○16番（吉田憲市君） 2億8,737万4,000円。これ繰り入れることになってます。そうしますと、最終的に32年度残で、それで14億何千万になんですが、13億9,000ぐらいになるんですけど、概略14億という財調の残高になりますよということを、先ほど説明したんですけど。

○議長（紙井和美君） 小口部長、よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時35分といたします。

午後 2時22分休憩

午後 2時35分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。よろしいですか。

16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 今の、どっか資料置いてったんだっけ、今。資料の中でね、私が指摘した3億8,948万7,000円と31年度の2億8,737万4,000円。これ新小学校と道の駅を合わせてということなんで、これの内訳はどういう金額になるんでしょうか。道の駅の部分としては、だよ。

○議長（紙井和美君） 財政課長青山広美君。

○財政課長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

まず、先ほど平成29年度の財政調整基金の取り崩し額6億数千万円というふうにおっしゃってございましたけれども、その取り崩し額はですね、予算書ベースでの額でございまして、3か年ですね、財政計画上では余剰金が出るというふうに見込まれてございまして、取り崩し額はゼロということで推計をしております。

〔「余剰金が出るならそんなの書かなきゃいいんだい」と呼ぶ者あり〕

○財政課長（青山広美君） で、ただいまのですね、事業費に対する財源不足、平成30年度で3億8,948万7,000円。それから平成31年度で2億8,737万4,000円というふうにございますけれども、これにつきましては、3か年実施計画事業費に対する財源不足額、これ事業費ベースでの財源不足額ということで、実際の基金繰入額とは一致してございません。なぜ一致しないかと申しますと、中長期財政計画上のですね、財政調整基金の繰入金については、契約差金と不用額分を見込んだ形式収支額——歳出に対し歳入が不足する額の繰り入れを想定しているため一致をしないものでございます。

ですので、今おっしゃいました3億8,948万7,000円の道の駅とかですね、国体の内訳ということではなくて、政策的経費全体を見通してですね、実際に不足する額がこの額になってるということでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） そういう経緯は大体わかりますよね、議員はね。それであるならば、こういうの発行しないほうがいいと思う、ね。それはじゃないですよ、だって。これは繰り入れって書いてあるんだよ。基金からの充当って。今言われるのはそのとおりだと私も思いますよ。しかし、こういうことを書くからわかんなくなっちゃうんだ、私ら素人は。本当に苦労するんだから、これ見つけんの。

でもね、実際にこれだけの金額が足らなくなるということは間違いのないわけだね。これ、29年度の予算ベースで6億4,000万だっけ、繰り入れるんだよという話を予算書に出てましたよね。その件については、わかったようなわからないようなですけども、とにかく、そういうふ

うに来るだろうという休憩中には予想はしてました。そのとおりに来ましたので、それ以上の反論はいたしません。

それですね、あと納付金の説明なんですけども、道の駅の納付金ね。ファーマーズ・フォレストつつんだつけ、会社ね。その定額で100万円、それで粗利の30%つつったかな。たしか、そうだと思うんだよね。それを1年間毎年差上げますよっていうの、どっかにあった。それですね、説明をお願いします。その交付金の内訳ね。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） まずですね、利益が上がる上がらないは別にですね、100万円を納付します。そのほかにですね、毎年ですね、定額の100万円プラス税引き前利益額の30%ということです。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） それは、これに書いてあるんだよ。書いてあるから、何で定額100万円で、プラス粗利の30%なんですかって聞いているの。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） はい。これはですね、指定管理予定者をですね、選定するときにですね、ファーマーズ・フォレストさんで出してきた条件なので、理由についてはちょっとわかりません。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） そうすとね、今、定額で100万円プラス粗利の30%っていうことで、毎年あげますよっていうことなんだよね。そして管理費、うちのほうの管理費あるでしょう、要するにトイレとか情報館とか、うちのほうが管理しなきゃならない管理費も含めてお願いするんでしょう。それがゼロでいいよという話を、こないだお伺いしたとき聞いたんだけど、その内訳を教えてください。経緯か。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） はい。道の駅にはですね、公共施設分、24時間トイレとかそういうものですね、そういうものの管理をしなくちゃいけません。それについてですね、町の想定では1,000万と予定しておりました。それはですね、ちょっと今あれですけども、各公民館のですね、平米あたりの単価にですね、設計を直す前でしたけども、その平米数を計算してですね、1,000万というふうにしております。それを削減していただきたいということで、応募したところですね、指定管理料についてはゼロでいいですというような提案になっております。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） それで、ファーマーズ・フォレストさんがですね、指定管理者としてですね、1番に指定されたという経緯があると思うんですね。それで、この会社ですね、これはきっと指定管理者になるときのコンペかなんかで提出したものだと思うんですけども、収支計画書というのあるんですね。それ見てみますとね、支出の部分で見てみますとね、1年目がですね、定額100万プラス税引き前利益、要するに粗利の30%ですね、500万行ってるんですよ。5年目にはですね、定額プラス粗利の30%がですね、234万というようになるんですね。

その原因ちょっと見てみたんですが、これは本当かどうかわかんないですけど、これ見てみますとね、ちょうど3年目にですね、設備等の修繕費が入るんだよね。それで2年に1回ずつ入ってくるんですね、これね。この会社の修繕費ってね。ですから設備の修繕費で多く取られるという形。あと人件費が若干あってるということですね、5年で約6割減になってんですよ。そうしますと、素人考えで、これ計算していきますとね、8年でゼロになっちゃうね。ということは、こういう資料をもとにね、指定管理者制度のコンペやったわけでしょう。この資料を確認したんでしょうか。お聞きします。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 一応この選定に当たりましては、選定委員会のほうで見てもらってるということになります。その中にはですね、公認会計士さんも入ってますし、その中で目を通していただいているという形になっております。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 公認会計士さんが入ってる検討委員会だから、じゃあ自分たちはこれを検討しなかったと。これでいいですか。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 一応数字のチェックとか記載漏れとか、そういうのはチェックしますが、内容についてはこちらでは、事務局ではチェックしておりません。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 一応指定管理者制度のそのコンペではね、いろいろな会社、先ほど優秀な会社が7社だったっけ、出てきましたって答弁されましたよね。そうすると、その中で何を基準にしてね、役場のほうとしてはですよ、役所のほうとしては何を基準としてこれ選ぶんですか。私はこの財政的な問題と、5か年の事業計画じゃないかと思うんだよね。そこら辺は公認会計士さんが入ってるんで、その検討委員会に入ってるんで、検討しないよと。余り無責任じゃないでしょうかね。議員の皆さん、どうですかね。この計画ですよ、支出の計画においたって……。

町長、しゃべりたきやどうぞ。

これね、こういうことをきちんと把握した上で、やはり選定すべきじゃないかと思うんですけども。これ私が勝手にやってることなんでね、大いに間違ってるかもわかりませんよ。けども、こういうこともやはり直接ですね、人に任せるんじゃないかと、やっぱり契約をするんですよ、それで定額100万円とね、粗利の30%いただくと。利益がなくなってくれば30%消えますから、定額100万円、月に直すと8万円ですよ。20億かけた施設がね、8万円ですよ。何年たったら回収できるんでしょうね。気が遠くなるような年月じゃないかなというふうに想像しますけども。やっぱりそういう大きな事業やるときには、直接やっぱり職員の皆さんがね、どうなんだろうかとそれに参加してですね、この5か年の収支計算書ぐらいはですね、じっくり分析してくださいよ。

今驚きました。公認会計士さんが入ってるから。入ってるつつたつたって、この人は分析したわけじゃないからね、これ。ファーマーズ・フォレストさんが分析した結果ですからね。ですから、それはチェックするのは当たり前だなというふうに、私は思いました。今後こういう事業があった場合にはですね、積極的に町の職員が加入して行ってほしいなというふうに思います。

それとですね、どこがどこかわかんなくなっちゃったんだけどな。道の駅の状況ですよ。これは道の駅で、先ほど答弁書にもありましたけど、公共施設のようなものでありながら、物販棟、サービス、レストランということで考えますと、これは普通の会社の事業と同じというふうに見た場合ね、このやはり投資したお金、これは回収せざるを得ないというふうに思うんですよ。この回収計画っていうのあるんですか。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 道の駅につきましてはですね、公設民営という形で考えております。です、議員さんはほかの施設とは違うんだろうという考えでしょうけども、町としてはですね、この道の駅の施設は公共施設というふうに捉えています。それはですね、24時間のトイレ、また地域振興施設、地域ですね、情報発信とかそういうことを含めると公共施設だというふうに捉えてまして、イニシャルコストじゃなくてですね、ランニングコストをいかに減らせるか、赤字にならないかというような視点で考えております。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） ですから、一般の人は、これはは公共施設でありながら物販及びサービス、レストランでしょう。レストラン事業が主、物を売るのが主。そしたらば公共施設をただ使ってるだけ。ですから、その公共施設も一般の施設とみなしてですよ、回収計画を立てるのは当たり前じゃないですか。その辺どうですか。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 地域振興施設の考え方なんですけども、普通のお店と違ってですね、一応地元ですね、農産物を使う。そのことによってですね、地元の振興——農業振興、工業振興を図れる。またですね、地域振興施設としていろんなですね、イベント等をその地区でやる。あとですね、他地区からですね、その町ですね、施設、地区物産等を目当てにですね、来るということで、交流施設という観点もあると思います。そういう視点からですね、施設については公共施設というふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 公共施設に考えてるということなんで、20億投じて月々8万円のね、定額をもらって、それで提供しますよと。ファーマーズ・フォレストさん。そこで収支計画書もよく見ない。収支計画書もだんだん下がってるのよく見ないし、支出も見ない。収入も減ってますよ、これ。それで、その中で公認会計士さんを交えて検討委員会やってるから大丈夫なんだよって。いやあ、恐れ入りますね。無責任すぎますよね。20億からの財政を投じるんですよ。

じゃあ最後にね、この公共施設、要するに道の駅。これの最大のメリットって何ですか。20億を投じてつくる最大のメリットをお願いします。

○議長（紙井和美君） 道の駅整備推進室長湯原一博君。

○道の駅整備推進室長（湯原一博君） 最大のメリットはですね、やっぱりですね……。まずは道の駅ということなので、道路の休憩施設、情報発信という形になりますけども、それ以外にですね、一番のメリットは地域の産業の発展とか、地域の交流が図れるということだと思います。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 通り一遍の弱々しい最大のメリットでしたけども、それが職員さんの最大の答えでしょうね。町長どうですか。最大のメリット何ですか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 道の駅検討委員会等で、ちょっと説明が足らなかったみたいですけど、やっぱり7社に対しての説明を聞いて、やはりファーマーズ・フォレストがその地域振興っていう中でやはりすぐれた会社であったということで選ばれておると思います。

道の駅はやはり夢がありますし、今後やはり道の駅からいろんなことが発信できるんじゃないかなと、そう思っております。アウトレットから来て125号バイパスのあの門につくり、そして下へ行けば予科練平和記念館、またヨットハーバー、そして桜堤。今年もまたかわまちづくりで掛馬の緩傾斜というような、そういう設備投資もできております。今後の夢は、やはり

霞ヶ浦二橋がいつできるのかなど。そういうものを、やはり政治は夢がなければ語れません。

また、やはり余りにも悲観的な物事の考え方だけでも私はまずいんじゃないかなど。私はもう最初から言っているとおり、利益が出ない道の駅ではだめだよということを言ってますので、必ず、私の頭の中で幾ら幾らと言えませんが、必ず利益が出ると私は確信しております。ファーマーズ・フォレスト自体が、それだけの企業であるということ、皆さんもこないだのテレビでちょっと見た人もいるかわかりませんが、あのときの説明等を聞いたときに、やはりいい説明だったなという、そんな話をさしただいておりますしね。あそこからいろんな形で町が活性化できると、そう確信しております。

○議長（紙井和美君） 16番吉田憲市君。

○16番（吉田憲市君） 最大のメリットは夢ということでもいいんですね。それでですね、近隣ですね、市町村で坂東市議会の話が出てくるんですね。そうすると、これはですね、数十億円の投資をやる事業は疑問があったということですよ、議会が計画をストップしてるんですね。こういうこともあるんです。それで、また道の駅研究者でですね、大学教授の小川さんという人はですね、財政が悪化する中でやみくもに建てるのは危険だよと、地域にとって本当に必要なものが何かを考えなきゃなんないという意見もあります。

私もほうぼう歩いてます。いろいろ仕事で。そうしますとね、吉田さん、道の駅どうなるのと。何で、ファーマーズ・フォレストって名前は知りませんが、何で民間の企業がね、乗り出してきて建屋も全部やってくれてね、それで道の駅つくってくれるのに、何で吉田さんは反対なのって言われて。知らないんですよ。20億かけて我が町がつくったところへフォレストが来るんだよってこと知らない。全部やってもらってると思ってる。そういう町民もいました。

ですから、これはですね、その20億がですね、公共施設だから回収計画はないよという話をされましたけれども、税金投じて回収を見込んでないと。それからファーマーズ・フォレストは優秀な会社なんでね、必ず利益を出すと。収支計画、利益は出てませんからね、これ。そうしますと、その中でね、これは大変危険な計画だと私は思ってます。今までの財政の状況の中でもね、道の駅は今の時期では尚早です。後世にね、禍根を残さなければいいなというふうに思います。今から15年もかかって償還していくんですよ。我々の時代じゃないですよ。そういう中で、ここはね、強く1回考え直してもらおう。

それで住民投票条例の話しませんでしたけど、住民投票条例はね、常設型と個別型ありますよね。これはもうお話しなくてもみんな知ってるはずですから、だから即ですね、住民の意見を聞くには常設型しかないんですね。ですから、もう1回考え直してね、町民の声を聞いてやったらいいんじゃないかと思えます。後世に禍根を残すような事業にならないように、ひと

つもう1回踏みとどまって考え直してほしいなというふうに、私は強く訴えます。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まず常設型の住民投票条例は、つくる気は全然ありません。吉田議員がそれだけの思っていることがあるのであるならば、やはり町民の皆さんがどう思っているか、それこそ住民投票条例を町民本位でやりたいということになれば、それはやっぱり自分たちが動いて、こういうものは使っちゃだめだよっていうね、そういうことをやっぱりきちんと運動していったらいいのかなと私は思っております。それは、大いに吉田議員に対して期待をしております。

○16番（吉田憲市君） 以上をもちまして質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで16番吉田憲市君の質問を終わります。

次に、9番海野隆君の一般質問を行います。

9番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） 海野隆でございます。一般質問をいたします。

非常に数字のことを、先ほどから細かく話をされたものですから、頭もクリアになってきました。

今年はですね、アメリカでトランプ大統領が就任をし、フランスでは39歳の新しいマクロン大統領が誕生するなど、世界の指導者の交代がありました。日本では10月に総選挙があつて、自民党・公明党の連立政権が3分の2を獲得してですね、憲法改正を発議できる絶対多数を占めたということでありまして。8月27日には茨城県知事選挙行われまして、新しい大井川知事が誕生いたしました。新しい政治の動きが求められているなど強く感じられた1年でございます。

事件・災害の面では、先ほども台風の話がありましたけれども、温暖化を影響によって季節外れの台風や大雨。国際的にはですね、テロが頻発すると。非常に不安定で大変な1年でもあったと思います。また非常に気になる点ではね、日本を代表する企業の品質管理、私もISOのね、9001の審査員をやっておりましたものですから、あんなことが本当にあるのかなと思うぐらいの事態が、不祥事ですね、頻発して驚きました。

日本周辺をめぐるでもですね、非常に緊迫をしています。北朝鮮は、自衛のためと称してミサイル実験を繰り返し、核兵器を持ったというふうに思われます。その北朝鮮にですね、拉致されたまま40年以上の歳月がたっても日本人が救出されないという、極めて苛酷な人権問題もあります。国も市町村も人権に関心のある全ての人たちも、この問題に深い関心を持ち続けていただきたいと思っております。

そういう1年でしたけれども、時代の趨勢、これがどのような方向に進んでいくのか。こう

いうことをしっかりとね、見据えながら、私地方議員としても、執行部との議論を通して地域のさまざまな課題に取り組んでいきたいと思います。

それでは、前置きはこの程度にして、今年最後の一般質問に入りたいと思います。

まず第1にですね、空き家対策の現状と今後のスケジュールについて、お伺いをしたいと思います。

町内をですね、あちこち歩きますと依然として空き家となっていると思われる家屋が目立ちます。空き家は住宅団地、位置指定道路により建築されたミニ団地、市街化調整区域など、町内全域、地域を問わず存在をしています。平成25年3月、阿見町は阿見町空き家等の適正管理に関する条例を制定し、それに基づき平成27年には阿見町は空き家調査を行っております。さらに平成27年の空家対策の推進に関する特別措置法——法律ですね、が全面施行されたことを受けて、平成29年5月、今年の5月に阿見町空家等対策計画を策定しております。

しかし、今日に至るまで残念ながら阿見町で具体的な対策を実施するに至っておりません。国土交通省では11月、全国の自治体が運営する空き家バンクの情報を一元化し検索できる専用サイトを開設しております。そこで阿見町における空き家対策について、今後の課題や具体的な政策の進め方について、以下についてお聞きしたいと思います。

- 1、空き家政策に取り組む意義。
- 2、阿見町の空き家の現状について。
- 3番、所有者の意向について。
- 4番、空き家政策の課題について。
- 5番、横断的か専属組織か、所管行政組織について。
- 6番、行政の行うべき範囲について。
- 7番、空き家利活用の促進について。
- 8番、一団の空き家あるいは特定空き家についての対処について。
- 9番、国土交通省の専用サイト民間への登録について。

以上、質問をさせていただきます。残余の質問は質問者席で行います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 空き家対策の現状と今後のスケジュールについて、お答えをいたします。

海野議員からの説明にもございましたが、町では平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことを受け、法と条例の関係整理の必要、法令等を運用する方針

を立てる必要があったことから、必要な調査を実施の上、専門家の助言を受けながら阿見町空き家等対策計画を本年5月にまとめたところであります。現在は本計画に沿い、まずは実施体制の確立を進め、新年度から新たな体制で取り組むことを目指しております。

1点目の、空き家政策に取り組む意義についてであります。

町においては、管理不全な空き家が増加することで、安全性の低下、公衆衛生の悪化など町民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があることから、取り組むべき重要な課題であると考えております。

2点目の、阿見町の空き家の現状についてであります。

町では、平成27年度に空き家等現状調査を実施しました。地元からの情報提供と、民間事業が保有する住宅情報から、候補とした634件の建物に外観目視による実態調査を行った結果、419件が空き家と推定される建物と判定されております。管理状態をAからDのランクで判定しており、Dランクで第三者に危害を与える可能性がある建物と判定された建物は19件で、建物が損傷し、敷地外の人や建物等に悪影響を及ぼす可能性が高いものとなっております。また、今年度、空き家について問い合わせのあった件数は49件であり、樹木や雑草の繁茂、建物の破損等についての苦情が寄せられております。

対応としては、現地の状況を確認し、写真を撮り、建物所有者を特定後、現地写真を添付し、適正な管理を求める文書を所有者へ郵送しているところですが、返答のあった件数は10件です。その内容としては、早急に対応し改善を図ることができたものもあれば、金銭的な事情等で管理方法に苦慮している等、改善を図ることが困難な事案となっているものもあります。

3点目の、所有者の意向についてであります。

平成27年度の現状調査の結果、空き家と推定される建物と判定された建物の所有者等には、平成28年度に意向調査を行っております。意向調査の結果、建物の所有者等には高齢者が多いこと、空き家となるきっかけは相続であるケースが多いことなど、全国と同様の傾向にある町の空き家の状況がわかってきました。また回答者のうち、半数近くの方が建物の売却や賃貸等の流通の意志があり、空き家バンクの利用に前向きであることなど、所有者の意向についても明らかになっております。

4点目の、空き家政策の課題について及び、関連する6点目の、行政の行うべき範囲についてであります。

国の住宅・土地統計調査や将来推計人口から今後も空き家の増加は避けられないと考えております。増加していく空き家全てに町が対策を行うことは困難であり、空き家の管理責任は第一義的にはその所有者等にあることから、町が行うべき対策は、所有者等が自ら空き家を適切に管理できるような啓発、環境整備を初めとする支援にあると考えております。

その上で、約半数の方に流通の意志がありながら、売却、賃貸につながらないことが課題となっておりますので、解決につながる情報提供のあり方を検討します。また、周囲に悪影響を及ぼす空き家への対策については、専門家により構成される協議会に諮問した上で対応を判断してまいります。

5点目の、横断的か専属組織か、所管行政組織についてであります。

空き家対策の実施体制については、悪影響を及ぼしている空き家への対策、利活用に向けた対策について、それぞれ担当の課を定めた上で、部署横断的に対策を進めてまいります。

7点目の、空き家利活用の促進について及び、関連する9点目の、国土交通省の専用サイトへの登録についてであります。

先にも述べましたとおり、建物の所有者等の中には売却、賃貸といった空き家の利活用を行いたいという考えの方が多くいます。町では、町内に複数の民間事業者が存在していることから、こうした事業者と、建物の売却や賃貸等の流通の意志がある所有者との橋渡しとなるような仕組みをつくることが考えられます。議員が9点目で御指摘の、いわゆる全国版空き家・空き地バンクへの登録についても、こうした仕組みを検討する中で必要性を検討してまいります。

最後に、8点目の、一団の空き家あるいは特定空き家についての対処についてであります。

町では、周囲に悪影響を及ぼす空き家については、これまで阿見町空き家等の適正管理に関する条例に基づき調査、指導、助言等の対応を行ってまいりました。その後、国において空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針が示されたことから、今後は、町でもこの指針に基づき、現行条例に必要な改正を加えて対策を実施する考えにあります。

対策の実施に当たっては、職員による検討の上で、専門家等に意見を伺いながら、手順に沿った形で適切に対応してまいります。しかしながら、指針に示されている措置は個々の空き家に対する措置であって、複数の空き家が一団となっている状況への措置が別に示されているものではありません。一団の空き家に対する措置については、個々にではなく一団として解決を図ることも考えられますが、現時点では具体的な方策が見えていないことから、研究課題であると認識しております。

以上。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） まずね、済みません、順番どおりじゃなくて申しわけないんですけど、5番目ね、組織についてお伺いしたいと思います。答弁にありましたけれどもね、現状阿見町のね……。

○議長（紙井和美君） 済みません。海野議員、もう少しマイクを近づけてもらっていいです

か。

○9番（海野隆君） ごめんなさい。現状をね、阿見町は実施体制の確立を進めるという段階にあると思います。問題課題をね、把握して解決に進んでいかなければなりません、全国の自治体や県内の自治体と比較しておくとまでは言いませんけれども、先行しているとも言えないと思います。隣接の牛久、ごめんなさい、美浦というのは比較的進んでいるようですけれども、牛久市ではね、年度当初の4月、この4月というか今年度からですね、建設部の中に空き家対策課を新設して、その上で8月に空家等対策計画を作成しております。したがって、その問題解決に向けた具体的な対策ね、これの着手が早かったというふうに私は思います。

そこで5点目なんですけれども、答弁ではどうも、阿見町の体制は課題問題ごとにそれぞれ担当課を決めるというふうに、先ほど答弁を述べられたんですけれども、これは専門部署は組織しないということに理解していいんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

今まさに3大プロジェクトが進行しております、人・金が大変不足してるような状況でございます。その中で、近隣の牛久市みたいな、そういった体制をですね、構築することはまだ大変難しいものですから、今考えておりますのは、新年度——来年度からですね、特措法に基づく対策する課と、それから利活用をする課というような、その2つに分けて、そういった体制で行ければと考えております。

で、後々3大プロジェクトが終わった中ですと、その辺が余裕が出てくればですね……。そうなりますと数年後ですから、さらに空き家も多くなると思いますので、そこではそういった体制にとればというふうには、今考えてるところでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 意外な答弁でびっくりしたんですけども。宅地建物取引、県内のね、それ県南地区なのかな、牛久は龍ヶ崎地区なのかな、牛久が言っていたのは、早くやらないとだめだと。早く着手してやらないっていうと出おくれますよと。こういう形でいち早くあそこはね、協定を結んで進んでるようですけども。これはやはりね、その3大プロジェクトを待たないでですね、やっぱり1つの専門部署を置いて、そこから振っていくと。こういう形にしたほうがよいのではないかと思います。そうしませんということですから、これからね、来年度に向けて組織編成があると思うんですけども、ぜひ考え直していただきたいなと思います。これは、この辺で終わりにしたいと思います。

次にですね、答弁の前段の中でね、計画作成の段階、ここは5月につくってますけども、その段階で特措法ですね、法律と条例の関係整備の必要性があったというふうにしてあります。こ

れはね、当然でしてですね、国の特措法では活用ってのが大きな目的の1つに入ってますよね。当然その特定空き家のようなもの、周辺の環境を守るとか。それと活用ってのが大きく入っていると。しかし、町の条例には、その活用というね、そのことは入っていないです。この条例は、いまだに生きていますよね。

それで牛久市の条例をたまたま見ましたらですね、これ24年のね、3月にできてるんですよ。阿見町の25年の3月ですから1年先行してできてるんですね。で、牛久市にはね、内容を詳しく書いてはいないんだけど、活用に関してね、第1条の目的の後段で、これ特措法と一緒にね、「空き家等の有効活用を図ることにより、市街地における定住の促進及び地域交流拠点の整備を図ること」と明記されてるんですね。私が思うには、この阿見町の条例も、条例を改正して明確に活用ということをですね、条例の目的に盛り込んでいくと。こういうことが必要だと思いますが、この点についてはいかがですか。

○議長（紙井和美君） ちょっと待ってくださいね。

4番高野好央君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

それでは、ただいま御質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

確かに現阿見町の条例の内容においてはですね、そういった部分で利活用の部分が抜けております。それでですね、その後国の方の特措法が新たに施行されましたので、その阿見町の現行の条例については、その特措法の内容に合わせてですね、今後条例の方の内容をですね、今中身の検討をしてるところですけども、見直していくという状況で考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） わかりました。ぜひね、特措法に合わせたような条例にですね、改正していただきたいと思います。

次ですけども、2点目でね、いろいろ答弁があったんですけども、Dランクで第三者に危害を与える可能性のある建物と判断された19件ということなんですけれども、これは法で言っている特定空き家というふうに理解していいですか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 調査の結果、そのように件数をカウントしてございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると調査終わった後ね、今年度、今年度というからもう少しあるかもしれませけども、答弁ではね、空き家についての問い合わせや苦情がね、49件あったというふうに述べています。その49件というのは、調査時点で把握していたものなのか。それとも、

そうじゃなくて別なものが来たのか。あるいは、調査をしたってということなんですけども、分類ではどの段階ぐらいのものなのか。まず、これ聞きます。

もう1ついいですか、質問して。重ねて。まとめて答弁してもらって。

でね、返答はね、10件だったっていうんですね、49件のうち。そうすると39件は返答がなかったわけですよね。これをもう少し詳しく、どういう対応をしたのかってことも含めてですね、教えてください。わかりますか。苦情が39件あって、それは調査時点で把握していたものなのかどうか。調査して分類をしたとすれば、どういう段階だったのか。残りの39件についてどうだったのかっていうことを御答弁ください。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

49件につきましては、苦情等の問い合わせ、そういったものがあつた件数です。で、一応交通防災課のほうで、その辺は受け付けしております。その49件の中で、内容としては、分類としてはやはり草とかが繁茂してしまつての除草、それから枝が伸びてきてしまつての剪定、それから建物が非常に老朽化してきちゃつてるっていう部分での補修、それから害虫、そういったものの駆除、それからごみとかが散乱してるっていうか、そういった状況でのごみの処分等という形で分けられてございます。

で、49件のうち先ほど10件ということで、その10件については、こちらから担当課のほうからですね、所有者のほうに連絡をとって返答をいただいた件数なんですけども、その中で10件のうちですね、電話等でやり取りした中の2件が一応改善が図られたというような状況になっております。49件のうちの39件につきましては、はっきり言っちゃいますとなかなか連絡がとれないというような状況で、そのままになってるような形の部分が占めてるということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると、内容をお聞きするとね、交通防災課が担当するような内容かなというふうに思うんですけども、担当はやっぱり交通防災課でやられたんですか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい。一応防犯業務ということで、交通防災課のほうでそういった連絡等はしております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 次に3点目、所有者の意向ということなんですけれども、調査ではね、推定ですけども空き家が419件あつたと。半数はね、回答を得たっていうふうに言ってますね。

で、その半数について、回答を得た分について、分類をして、いろいろ具体的な対策はどういうふうなものかいいかってこと書いているようですけども、逆に言えばね、半分は回答がなく、そのままになっているのかどうかわかりませんが、判明しない物件だっていうふうに言えると思うんですね。そうすると、調査終わって、その後何年か一遍にフォローしてやっていくと。こういう具体的なスケジュールってのは、まだ決まってませんか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。まさに先ほどの体制でお答えしましたとおりですね、ちょっとその辺の体制がまだ整ってないものですから、新年度にはですね、そういった形で体制を整えてですね、その辺を対処していきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると先ほどね、対策と利活用に分けると言ったんだけど、これ利活用じゃないので、対策する課、具体的に公室長としてはなかなか新しいね、専門部署っていうかね、をつくることはなかなか難しいとおっしゃってましたけども、想定されるのはどういう方々がやるって形になるんですか。今の件ですね。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。今の調査しましたところを回答がなかったというようなところでございますかね。そちらにつきましては、当然やはり活用も含まれますので、その辺はどちらがやるかというのをですね、ちょっとまだここでははっきりしてないんですが、そのアンケート、半数の方が回答いただいた中で、やはりそういった借地ですとか、借家ですとか、そういった利活用されたいって方もいますので、そういうふうに持っていければと考えておりますので、そういった中につきましては、調査は協働でですね、そういったことをやればっていうふうには考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） アンケートを拝見させていただいても、利活用——売りたいとか、そういうね、結構希望があるということなものですから、ぜひね、進めていただきたいと思いますが、次、早口で申しわけないんですけども、4点目でね、空き家政策の課題、6点目の行政の行うべき範囲についての答弁の中でね、専門家により構成される協議会に諮問し対応を判断するっていうふうになってるんですけども、専門家による協議会とはどんなものですか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。昨年度っていいですか、今年の4月にできました対策計画、こちらで有識者の方を委員としてお願いしてます。弁護士の方ですとか、それから宅建の方、そういう専門家の方々がおりますので、その方たちをですね、そのままそういった利活用

っていいですか、専門家のチームとして委員として就任していただくことは内諾のほうを得ていますので、同じようなメンバーで進めていきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうかなとは思ったんですけども、一応読んでみるとね、計画をつくった段階で任務が終了してしまっていて、この協議会はないというふうに理解したほうがいいんじゃないかと思うんですね。つくる場合には新たに作り直すとか、そのまま委員は一緒かどうかは、それはわかりませんが。ですから、ちょっと多分、協議会へ諮問する内容というものは、ちょっと違ってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点はどうですか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。当然計画の策定とは別ですので、今度実務となりますので、また別な組織となります。ただし、メンバー的にはですね、そういった形で御理解いただいて、内諾をいただいているというようなところでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると、7点目及び9点目になりますけども、国土交通省の専用サイトね、これ民間サイトが2つ試行ということですね、出ています。これは当然特別措置法第1条のね、目的及び13条に空き家等及び空き家等の跡地の活用等に明記されているので、市町村は情報の提供や活用のために必要な対策を講ずるように努めるものとする。これ努力義務ですね。

私も、この国土交通省の民間のね、専用サイト2つありますけども、見させていただきました。県内ではね、笠間・牛久・鹿島・美浦、この4自治体が加入してるっていうのかな、これな、加入しているっていうことが載ってますけど、インターネットにつながってるのは、どうもまだ牛久市だけのようでしたね。牛久市は、もちろん自らサイトを開いてますので、そこに直結すると。牛久市は非常にきれいなサイトで、すばらしいなと思いましたが。全国ネットに接続して大きなネットワークで、その情報を受発信すると。こういうことだと思うんですね。

そこで質問をしたいんですけども、先ほども述べましたけども、どうもいろいろ聞いてみるとね、スピード感が大事だよと、出おくれないようにしたほうがいいよということでね、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会会員の方が議員の中にもいるでしょうし、町長の会社もそうでしょうか。そことのね、協定を締結して、これ体制着々と整えつつあるようです。どうも、あれは龍ヶ崎支部だったかな、龍ヶ崎支部のほうから牛久市のほうにですね、呼びかけがあって、早目にやったほうがいいということで協定したんだということを知りましたが、こう

いう話し合いというのは、まだ体制が整ってないので進めてないのか、それとも話し合いはしているのか。これちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。阿見町は土浦、つくばですか、のほうの宅建協会の支部となってます、阿見支部でございます。で、そちらの支部長さんについても、この作成のときには委員として入っていただきまして、そういったことにつきましては、支部長さんのほうからですね、協力は惜しまないってことで、どんどんどんどんその辺は協議を進められるということはおっしゃっていただきました。ただ、こちらのほうの体制がまだ整っていないというような形で、具体的なそういったお話はまだ入っておりません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） これ最後ですけども、先ほどね、牛久市は、これ1年おくれなんだ、みんなね、今年の4月から体制を整えて8月に計画を立てると同時にですね、もう対策ぐんと打ってるんですよ。打ってるんですよ。この阿見町は、5月に計画が立ったんですよ。牛久は8月、阿見町は5月。5月から来年の4月までは実質的に動かないかなと、動かないんじゃないかなというようなスピード感だと思うんですよ。

これね、もうちょっとしっかりと、定住人口を増やすとか非常に大事なことなので、これ町長ね、町長もこの協会会員の一人として、この問題をどういうふうに進めるのかっていうことを一言決意を伺ってね、この質問を終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども人的なものどうのこうのってありましたけど、どうにしろ、空き家問題は今後非常に大切な、町としても地方自治体としても1つの大きな問題点かなとは思っております。やはりどうやったらその空き家を有効利用できるかっていうことは、今後考えていくほかないんですけど、部長等も言ったとおりね、なかなか人的なものがそろわないってことで進んではいけないんですけど、やはり何とかね、早く進めたいっていう思いがあります。

私もそういう……。私は業としてもそんなにやってないんですけど、そういうものをやっぱり必要かなとは思ってるんですよ。進めるような状況をつくっていききたいっていうね、そういう思いしてます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） じゃあ、次の質問になる前に一言。やっぱりね、思っているじゃなくて町長は決裁権があるので、例えば先ほどのね、部署についてもね、これはもうやると、やりたいと言ってる場合には、専門部署をつくってやっぱりやらなくちゃいけないと。こういうね、

指示を出していただきたいなと思います。

じゃあ、2番目のね、ちょっと時間がないので、東京電力への放射能対策費用の請求について入りたいと思いますが……。

○議長（紙井和美君） 暫時休憩していいですか。

○9番（海野隆君） ああ、そうですか。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

○9番（海野隆君） その間に資料配っていただいて。

○議長（紙井和美君） 会議の再開は午後3時45分といたします。

午後 3時35分休憩

午後 3時45分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま4番高野好央君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それでは、第2番目ですね、東京電力への放射能対策費用の請求について質問をいたします。

阿見町は、平成23年3月11日の東日本大震災時の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う平成28年度分放射能汚染対策費1,997万円を去る10月17日に東京電力に請求をいたしました。これは……。ちょっと待ってね。ちょっと失礼します。

これは、ごめんなさい。阿見町はですね、ごめんなさい、阿見町はの次に、稲敷市ほか、稲敷地区6市町村放射能協議会を通してですね、合わせて1,997万円を去る10月17日に東京電力に請求をいたしました。平成23年度から6回請求してるってということで、請求総額は6市町村全体で5億5,216万円に上っております。このうち東京電力によって支払われた金額は3,337万円に過ぎません。賠償率は6%となっております。そこで東京電力が阿見町に対して現在まで請求金の支払いの状況及び今後の支払い見込みについて、以下質問をいたします。

1、阿見町の年度ごとの請求金額と、その請求内訳。

2番、現在までの阿見町に対する支払い状況。

3番、請求金全額が支払われない理由。

4番、未払金についての町としての対応。

5番、今後の支払い見通しについてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、東京電力への放射能対策費用の請求について。

1点目の、阿見町の年度ごとの請求金額とその請求内訳、並びに2点目の、現在までの阿見町に対する支払い状況についてであります。

平成23年度分は、放射能対策室設置に伴う人件費1,979万6,568円、食品放射能測定システム購入費438万9,000円、放射能対策業務に伴う時間外勤務手当139万8,229円、給食の放射能検査に係る食材代及びその搬送経費6万4,406円など、合計2,611万4,280円を請求しており、このうち食品放射能測定システム購入費、給食食材代と搬送経費、及び時間外勤務手当の一部の合計522万1,511円について東京電力から支払いがありました。

平成24年度分は、総合運動公園の人工芝改修工事費3,034万6,037円、放射能対策室設置に伴う人件費1,995万8,304円、公共施設除染及び訪問除染に係る臨時職員賃金294万9,700円、公用車燃料代24万2,204円、給食食材代と搬送経費18万1,925円の合計5,367万8,170円を請求しており、このうち給食食材代と搬送経費18万1,925円については東京電力から支払いがありました。

平成25年度分は、放射能対策室設置に伴う人件費1,089万6,390円、給食食材代と搬送経費16万8,996円、公用車燃料代13万4,459円の合計1,119万9,845円を請求しておりますが、この分については東京電力からの支払いはありません。

平成26年度分は、放射能対策室設置に伴う人件費371万2,020円、給食測定に係る臨時職員賃金71万9,400円、給食食材代と搬送経費16万9,321円、公用車燃料代14万5,076円の合計474万5,817円を請求しておりますが、この分についても東京電力からの支払いはありません。

平成27年度分は、放射能対策室設置に伴う人件費231万8,482円、給食測定に係る臨時職員賃金63万9,800円、公用車燃料代11万2,355円、給食測定に係る搬送経費4万2,671円の合計311万3,308円を請求しておりますが、この分について東京電力からの支払いはありません。

平成28年度分は、放射能対策係設置に伴う人件費213万4,789円、給食測定に係る臨時職員賃金42万6,910円、公用車燃料代2万9,876円、給食測定に係る搬送経費2万8,178円の合計261万9,753円を請求しておりますが、この分についても東京電力から支払いはありません。

以上、稲敷地区6市町村放射能対策協議会に係るものとしては、これまでに総額1億147万1,173円を請求しておりますが、このうち東京電力による支払いに至ったのは540万3,436円にとどまっており、支払いの割合は約5.3パーセントとなります。

3点目の請求金全額が支払われない理由についてであります。

請求総額1億147万1,173円のうち、支払いのあった時間外勤務手当を除く人件費及び臨時職員賃金は、合計6,418万2,487円と全体の約63パーセントを占めておりますが、これについて東京電力は、福島第一原発事故に起因した追加的な損害と確認することができないことを理由として、賠償できない費用であると主張しております。

また、全体の約30パーセントに当たる総合運動公園の人工芝改修工事費については、経年劣化による耐用年数の到来による改修であり、賠償の対象とはならないとしております。

その他についても、事故との因果関係が確認できないもの、事故に起因する法令等の規定によらない費用であるとして、賠償対象として検討することは難しいと主張しているところであります。

4点目の未払金についての町としての対応、並びに5点目の今後の支払い見通しについてであります。

町としましては、今後も稲敷地区6市町村放射能対策協議会の枠組みの中で、東京電力に対して損害賠償請求を継続するとともに、賠償に応じない人件費を初めとする未払金について、原子力損害賠償紛争解決センターに和解の申し入れをすべく、対応を協議しております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。ちょっと数字が並んでたもんでわかりづらかったもんですから、私が答弁をもとにね、作成をした表をつくってみました。これをね、改めて見てみると、ちょっと確認をしたいんだけど、例えば測定システムとか測定機械、これ必ずメンテナンスが必要です、メンテナンスが。このメンテナンスの費用はどこにも入っていないし、それから相当、町が貸し出さなかったんだけど、ハンディー型の測定器も買ったと思うんですけど、それもどこに入っているのかわからないんですけど、それはどこかに入っているんですか。それとも、これは請求しないっていうことだったんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。環境政策課長柳生典昭君。

○環境政策課長（柳生典昭君） はい、お答えいたします。

この機器のメンテナンスにかかる費用ということでよろしいでしょうか。

○9番（海野隆君） そういった感じのものは入っているのか。

○環境政策課長（柳生典昭君） そういったものについては請求はしておりません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 通常機械を買うとですね、必ずメンテナンスしないと正しく測定されないっていうのが想定されますよね。しかも、これはあくまでも放射能を調べるわけですから、通常はそういうものは買わない、購入しないわけですよね。なぜメンテナンス費用は請求しないんですか。

○議長（紙井和美君） 環境政策課長柳生典昭君。

○環境政策課長（柳生典昭君） はい、お答えいたします。

この食品放射能測定システムにつきましては、担当課が農業振興課ということで、そちらのほうで購入して、実際に食品の検査等に使用しておるわけですが、そのメンテナンスについて

は、どのくらい費用がかかっているのかもちょっと私のほうの課では把握していないという状況でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） メンテナンスフリーっていう機械もあるのでね、メンテナンスフリーの機械かもしれませんね。

それとね、もう1点確認なんですけども、23年度請求で、私はその他っていうふうに入れちゃって、46万6,077円を入れたんですけど、なぜかという、ここに書いてある金額と合計の請求金額が合わなかったの、「など」って書いてありますよね、1ページの下から3行目。

「など」って書いてあるのを、その他って書いて46万6,077円にしたんですけども、この「など」っていうその他はどんなものだったんですか。

○議長（紙井和美君） 環境政策課長柳生典昭君。

○環境政策課長（柳生典昭君） はい、お答えいたします。

23年度の総合計の請求額が2,611万4,280円ということで、詳しい内訳を申し上げますと、職員給与関係の経費が1,979万6,568円で、以下こちらに書いてあります食品放射能測定システム購入費が438万9,000円で、それ以外に避難所勤務職員の時間外手当、それから原発被災児童生徒就学援助経費が19万4,824円、公用車燃料代が17万7,228円、それから放射能対策室表示板作成委託料が9万1,665円、給食測定用食材代が5万611円、それと同じく公用車燃料代ということで、給食センターから霞クリーンセンターまでの間の、給食センターのほうで利用した公用車燃料代が1万3,795円、それ以外に放射能研修会旅費ということで旅費が2,360円かかったと。で、合計いたしまして2,611万4,280円ということでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） わかりました。細かいものがあつたっていうことで、私が書いたその他の中に、あるいは公用車の燃料代ってのも23年度に請求したってことですよ。こっちに書いてなかったけど。わかりました。

それでね、この表を見てるとね、25年から25、26、27、28、3年目か。3年目からは全く支払われていないんですよ、全項目。それから、23年度についても、とにかく人件費については一切支払わない。それから総合運動公園の張り替えについても支払わない。それから公共施設に訪問して除染した、結構やりましたよね、これについても一切支払わないと。こういうことで、東電は支払いが渋いんですけども、その3点目にね、支払われない理由ということで、東京電力がですね、るる東京電力の主張は書いてあります。東京電力の主張は。

しかしね、町としては、この金額についてはね、当然東京電力福島第一原子力発電所事故に伴って生じた費用で、相当の因果関係が関係あると認識して請求したと思うんですよ。この認

識というのは、23年度から28年度まで、これは変わらない認識だというふうに捉えていいですか、考えて。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。環境政策課長柳生典昭君。

○環境政策課長（柳生典昭君） はい、そのとおりでございます。同じです。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ここでね、弁護士の話してもしょうがないんだけど、日本弁護士連合会がね、自治体の損害っていうことで、23年度だったかな、最初のころに、どう対応したらいいかという資料を出してます。それでね、そこにね、こういう……。もちろんね、こういう多分考えで請求しているんだろうというふうに思いますが、一応ちょっと私のほうで申し上げます。

自治体についても多種多様な損害が生じていると。これらは東京電力という第三者による不法行為によって生じた損害だと。自治体の財産権の侵害として損害賠償の対象から外される理由は全くないと。これらの損害についても、原発事故と相当因果関係が認められる限り、ここが問題なんでしょうけどね、当然に損害賠償の対象とされると。これが1つですね。

それから自治体。自治体は、その住民の生命・身体・財産等の安全を図るという行政目的を有していると。自治体が行う施策は、住民に対する行政サービスという面もあると。しかし、自治体はその行政目的を遂行することと、そのために生じた費用を東京電力に対して損害賠償請求することは何ら矛盾しない。自治体は、むしろその行政目的を十全に果たす職責があり、そのために必要な出費を躊躇すべきではないと。要するに、ひよっとしたら支払われないんじゃないかっていうことで、その対策を打たないというようなことはしないようにしなさいと言ってますね。これについて、東京電力に対して当然に損害賠償を求めるべきであると。これを自治体が行わなかった場合には、住民訴訟の対象となり得る可能性があると。こういうふうに言ってます。

最後ですけども、放射能汚染により公共施設の敷地の除染土壌の入れ替え措置に要する費用、必要な検査費用、さらに学校備品・実験設備等の交換費用、医療器具・備品の除染費用、共同調理場の——学校給食センターですね、除染費用等について損害賠償請求がまずできます。放射能に汚染された焼却炉の廃炉等汚泥処理についても損害賠償請求はできます。また住民の放射線測定の人件費のほか、検査機器や検査人員等の手配など、検査体制の整備と実施のために要した検査費用につき損害賠償ができますと。こういうふうに日弁連はですね、自治体の疑問に答えてですね、本を出したようですけども、お読みになってると思いますけども。

それでね、私が今言ったことで、これやっぱり相当……。なかなか難しいとこなのかもしれないけど、裁判になればね。だけど、これに全部当てはまってるはずなんですよね。これね、

強方に請求をしてですね、やっていただくということをお願いしたいと思います。

まず、今の私の認識でいいですか。それだけちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい。平成23年度からですね、この稲敷6地区の放射能対策協議会において請求している部分でございますので、これ引き続きですね、先ほどまだ収入額が540万程度しか支払われてないということですので、この部分については、その6地区の対策協議会と改めて協議をしつつですね、損害賠償請求を継続していきたいというふうに考えております。それで、まだ賠償に応じない人件費を初めとする未払金ついて、答弁書にございますけれども、原子力損害賠償紛争解決センター、通称ADRセンターと言っているものでございますけれども、そちらのほうに申し立てを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 今ね、ADR——原子力損害賠償紛争解決センターに仲介手続きをしようと考えていると。こういう話をされておりました。私も近隣というかね、千葉県も近隣ですよ、千葉県の自治体のホームページなどを見るとですね、和解っていうのがあって、ADRと和解しているんですね。大体10%ちょっとぐらい取ってるようですね。その和解でもね、それを超えた金額については放棄しない。二重に請求しちゃいけないけど、放棄はしないんだと。こういうことで早く回収だけしましようにと。

こういうことで、千葉県、いわゆる東葛ですか、放射能が落ちたところですね、どこだっけな、我孫子とかね、佐倉とか、その他もろもろね。大分千葉県はね、これ単独でやってるのかどうかかわからないんですけど、ADRに申し立てて取るべきものを早く回収する。全額は回収しないけれども、残った分については裁判やるかどうかかわからないけれども、とりあえず早く回収すると。こういう対応をしているようですけども、今部長はね、6市町村の協議会と一緒にやるんだと。こういうふうに言ったと思うんですね。そうすると、単独で阿見町がADRにですね、和解の申し立てをするとか、こういうことではなくて、あくまでも6市町村としてやるということというふうに理解していいですか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

そのように考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 最後ですけども、この6市町村それぞれ独自のね、市町村ですし、自治

体ですし、市町村長も考え方が違う、職員も考え方が違うと思うんですよ。早くね、これ回収したほうがいいんじゃないかと。こういうところもあると思うんですね。千葉なんかはどうも独自にやっているのではないかなというふうに思うんですね。我孫子なんか見てみると時期が違うのでね、その和解のね。じゃないかなと思うんですけれども。もともと単独でね、請求してるということもあるかもしれませんけれども。

その6市町村の中で、そのADRに和解の申し入れをするという、この時期とか、そういうものについては意思の統一というかな、意見の統一というかな、時期なんかも含めて統一されてるんですか。

○議長（紙井和美君） 環境政策課長柳生典昭君。

○環境政策課長（柳生典昭君） はい、お答えいたします。

この申し入れの件につきましては、年に一度首長さん方が集まって、その損害補償について申し入れをしているところがございますけれども、その中でも各首長さんからの意見として、早く払ってくれよとか、こういった紛争センターに申し込みをしようとか、そういったお話が出ておりますので、一応この6市町村については牛久市さんが事務局をやっているということから、牛久市さんのほうにもちょっとお話をさしていただいて、早期にどのような形で進めていくかっていうのは協議していきたいというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると、阿見町としては、そろそろADRに申し入れをすべきじゃないかという意見を持っていて、事務局である牛久市にそういうことを伝えるというふうに理解していいですか。

○議長（紙井和美君） 環境政策課長柳生典昭君。

○環境政策課長（柳生典昭君） はい、そのとおりでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） これ、私もよくわからないんで教えてほしいですけれども、これ25、26、27、28でしょう。29で5年目でしょう。これ時効とかそういった類いの話というのは、これはあるんですか。これってごめんなさい、請求。

○議長（紙井和美君） 環境政策課長柳生典昭君。

○環境政策課長（柳生典昭君） はい、お答えいたします。

この時効の件につきましては、まだその事故の被害が継続中ということでございますので、まだ定められたものはないということでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 和解契約をね、締結した自治体の対応ではね、その和解金額を超える請

求額については別途賠償請求すると。これは賠償請求するたって、法的手段を使って請求するということになるのではないかなと私は思うんですね。みんな和解っていったってね、1割ちょっとぐらいしかもらってない感じね。そうすると、そういう形になるのかなと思うんですけども、阿見町としての対応もADRで和解協議があって、一応和解をした後、その請求額を超える部分については法的手段を使っても賠償請求すると。こういう考えを持ってるんですか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども言われたとおり6市町村で、やっぱり統一見解をしながらやっていかないといけないと思うんで、その点はまた6つの市町村でですね、統一見解をしてどういう対応するかっていうのは考えていきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） あのね、それじゃだめなんですよ。6つってね、一人ひとりが集まってきた、そこでをもって議論をするわけです。ですから、阿見としての考え方を持ってなかったらば……。6で集まってどうのこうのじゃないんです。阿見としてはどう考えるかっていうことを聞いてるんですから。これ阿見町の議会ですから。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから、言ったとおり統一見解がなけりゃいけないので、私がどうのこうのよりも、みんなで考えながら、やはりどういう道を進んでいくか。それはあなたの考えで、私の考えはそういう考えなんで、それは理解していただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） まあね、やっぱりね、こういうのはですね、本来ね、自治体独自にやるべきではなかったかなというところもあるし、そうは言ってもね、なかなか法的な問題もあるので、6市町村で足並みそろえてというところで、心配してるのはその6市町村の足並みがそろわないとかね、どこかに合わせなくちゃいけないんだから。だから町長の考え方を聞いてるんですよ。でね、町長の考え方があって、初めてそこで協議するわけだからね。まあ、いいです。6市町村で相談して相談して統一見解って言ってるので、それ以上の答弁はないだろうと思いますので、結構です。

しかし、この表を改めて見てみると、本当にね、これ25年度からは一銭もというかな、払っていないというのは、本当にどうなってるのかなと私は思います。ぜひね、これ町民負担にかかっていることですから、ぜひね、東京電力に対して正当な請求はしていくということをしていただきたいと思います。2問目についてこれで終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それは3問目に入りたいと思います。

3問目は、原子力災害広域避難計画の現状についてお伺いをしたいと思います。日本原子力発電は、来年11月で運転開始から40年となる東海第二原子力発電所について、24日、運転期間を20年延長するための申請を原子力規制委員会に行いました。再稼働につながる動きだと考えられます。現在、原発所在地より30キロメートル以内の全ての市町村は、原子力災害広域避難計画を策定することになっています。阿見町は原電東海第二原発関係ではひたちなか市の一部を、東電福島原発関係ではいわき市の一部を受け入れることになっています。その人数は多数に上り、避難を受け入れる準備、態勢についても、入念な準備が必要であると思われます。役場職員だけでは到底受け入れることができず、地域住民の協力は欠かせないと思います。

そこで避難元の広域避難計画の策定状況、避難受け入れ側としての阿見町の状況について以下の質問をいたします。

- 1、ひたちなか市及びいわき市の原子力災害広域避難計画の策定状況について。
- 2、ひたちなか市及びいわき市との避難受け入れ協議の開催及び内容について。
- 3、避難受け入れについての課題及び受け入れ計画策定の必要性について。

以上、質問をいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、原子力災害広域避難計画の現状について。

1点目の、ひたちなか市及びいわき市の原子力災害広域避難計画の策定状況についてであります。

日本原子力発電東海第二原発に係るひたちなか市については、現在、広域避難計画策定に向けた課題の整理が行われており、計画策定には至っておりません。一方、東京電力福島原発に係るいわき市については、平成29年3月にいわき市原子力災害広域避難計画が策定されております。

2点目の、ひたちなか市及びいわき市との避難受け入れ協議の開催及び内容についてであります。

ひたちなか市とは、平成27年5月以降現在に至るまでに計3回協議を行っており、直近では、平成28年5月に避難先となる県内12市町村とひたちなか市との、第3回目の話し合いの場が持たれたところですが、避難経路やスクリーニングの実施体制、複合災害への対応など、いまだ具体化していない状況であります。

一方、いわき市とは、平成28年2月以降現在に至るまでの計3回の協議において、避難中継所や避難経路についての話が進められ、来年1月29日に、県内35の受け入れ市町村といわき市との間で、原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定の締結式が開催される運

びとなっております。

3点目の、避難受け入れについての課題及び受け入れ計画策定の必要性についてであります。

地震等の複合災害により町も被災し、受け入れが困難となる事態への対応、避難者のスクリーニングの確認方法、避難所の運営体制など、受け入れ計画策定の必要性は十分に認識しております。今後、ひたちなか市及びいわき市との連携をとり、さらには、他の受け入れ市町村との調整も図りながら、原子力災害時に柔軟な対応ができるよう、広域避難者の受け入れ計画の策定について検討を進めてまいります。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ひたちなか市の策定状況は、まだできていないと。それから、いわき市については29年3月、今年3月に避難計画が策定されたという答弁がございました。

何度か話してるとは思いますけども、私も1年ほど前、福島第一原発の中に入ってですね、現地を視察して周辺も見てきましたけれども、1年たったのでね、そこから大分また変わってると思います。また来年1月にですね、福島第一原発の中に入ってこようかなと思ってるんですけど。去年の4月かな、去年の4月に行ったときに、いわき市の職員からですね、説明をいろいろ受けたんですけども、そのときに初めて、恥ずかしながらですよ、いわき市の避難計画では阿見町が避難先になっていますと。平地区の住民がそちらに行くんでよろしくと。こんな話だったもんですから、いや、私全く聞いてませんでしたって話だったんですが、多分議員もね、全然情報がなかったってことは、住民の方々でね、知ってられる方は少なかったじゃないかなと思うんですね。

いわきは36万人おりますので、そのうちの半分、南半分は茨城県内、さっき35——26市8町1村。西のほうは会津地方に、会津とかその先当たりですね。西会津とか、そっこのほうに避難する計画になっているという説明は受けました。最近ね、さっき冒頭述べましたけども、東海第二原発が再稼働するってということで、本当にこれね、避難計画を早目にしっかりとつくりたいとまずいなというふう思うんですね。

それで、いろいろ課題があるということで、本当は時間があればもっと詳しく住民に対する説明とか、そういった類いのものもお聞きしたかったんですが、時間が限られているので、そういった非常に細かい部分についてはね、後ほどまた質問するとして、避難元自治体との協議で、その後の進展、この答弁の中から、さらに進展したようなことがあるのかどうか。再度お伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

直近で先週の11月の30日木曜日に、13時30分から土浦市役所におきまして第4回目の協議が

なされました。土浦市にて行いました。そのときに、ひたちなか市3名、それから避難先である土浦市、稲敷市、それから阿見町、こちらが協議に参加をしております。で、第3回目以降1年半ぶりの開催ということで、その間ひたちなか市におきましては、地元で住民の説明会を開催したというふうに聞いております。その中で、ひたちなか市側の構想を固めているところ、それから今後に向けて特に重要と考えている問題等につきまして、協議の中で説明がありましたので、かいつまんでお話をしたいと思います。

まず、ひたちなか市のほうでは、避難する移動手段につきまして住民が円滑に避難できるよう、あらかじめ避難先や避難ルートを計画に明示をする。それから、避難は自家用車での避難を基本とする。また、避難先の地域として、新たに千葉県10個の市町及び茨城県内の神栖市、鹿嶋市を新たに加えた。また、避難する単位を小学校区としまして、学区ごとの自主防災会等の単位で避難先を確保する。それから、避難経路につきましては、基本的には高速道路、国道、県道等の幹線道路とする。

また、スクリーニングにつきましては、実施する場所を具体的に検討をしていく。高速道路であれば、友部サービスエリアが候補になりますが、一般道も具体的な場所を示していく。また、安定ヨウ素剤につきましては、全市民を対象として事前に配布する。また、避難に係る必要な物資等につきましては、茨城県またひたちなか市及び避難先の自治体に要請をして確保する。また、避難に要した費用については、基本的にはひたちなか市が負担する。また、避難先に基幹避難所というものを設けて、避難者が最初に目指す避難所として位置づけをして、そこからほかの避難所を開設して順次案内をしていく。また、避難所の引き継ぎは3日間をめぐり避難元に引き継ぐといったところでございます。

で、今後の課題として担当者のほうでお話をされていたところが、その被災のレベルをどの程度まで想定をするのか。具体的に最悪のレベルなのか、それとも福島が被災したときと比較して、どの程度を想定するのかということなんです。また、バスで避難する際の、その車両及び運転士等につきまして、かなりの台数等になるが、その辺の確保はできるのかどうか。また、ひたちなか市側の対応する職員の動員体制等行動マニュアルが必要なのではないか。また、在宅の要支援者、こういった方の避難体制につきまして動かすことによってかえってリスクが高まる方も中にはいらっしゃる。そういった方の対応をどうするか。こういったところが課題とになって上がっているそうでございます。

で、今後の主だった流れにつきましてお話がありまして、ひたちなか市側の避難に係る協定、この締結につきましては、今年度内3月中を目途に行う予定ということでございます。また、ひたちなか市における広域避難計画につきましては、今後も詰めていくポイントが多岐にわたるため、策定の時期は現段階では未定ということでございます。また、避難先の受け入れ計画、

阿見町も入りますが、受け入れ計画につきましては、受け入れる市町村が任意に作成をしていく。こういったところで担当者のほうから説明がありました。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ちょっとね、確認したいんだけど、ひなちなか市では、まだまだ多岐にわたる問題・課題があるので、避難計画についてはまだできないと。しかし、その協定については年度内に締結したいと。こういう理解でよかったですか。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

議員おっしゃるとおりでございます。ひたちなか市側では、まだ計画策定までハードルの高い部分があるので協議をしなくちゃならない。そういったところが多分たくさんあるので、まだ避難計画の作成時期は未定と。ただ、いわき市に関しては、いわき市では避難計画をつくった上で協定締結に持ってくと。そういう流れでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） よくわかりました。私もひたちなかのね、どこだったかな、あれな、ある地区でね、馬渡だったかな、ある地区で説明会をやってるところに行ってますね、避難元の人たちはどんな心配をしてるのかな、あるいは避難先にどういう要望を持ってるのかなっていうのを聞きに行ったことがあります。やっぱり最近県もね、何か複合汚染のときに、もう1カ所つくなくちゃいけないんじゃないかなということも言ってるようで、本当にこのままできるのかなという気はするんですが。

いずれにしても、協定を結んだからといってですね、そもそも避難計画もできてないという状況なので、どこかの時点でやっぱりね、これ阿見でも、これどこに話するのかわからないんだけど、住民に対する、あるいは防災とか、そういったどこかの時点で説明をする機会をつくるべきじゃないかなと思いますが、この回答をいただいて、この質問を終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。

おっしゃるとおり、阿見町は避難者受け入れ側でございます。で、既に東海第二原発UPZ圏内の市町村におきまして、避難計画、こういったものを策定してるところはないということでございます。ただ常陸大宮がそろそろ計画策定にいく時期だとは聞いております。で、そのUPZ圏内の受け入れ先の市町村につきましても、受け入れ計画がまだ具体的に策定されてないっていうことも聞いております。ただ、阿見町としても受け入れ側として当然受け入れを拒

むものではないので、答弁にもありましたとおり、もし原発事故等発生したときには、複合災害でない限り、その避難に柔軟に対応できるよう受け入れ態勢はつくっていきたいと思っております。

以上です。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。終わります。

○議長（紙井和美君） これで9番海野隆君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 4時28分散会

第 3 号

[12 月 7 日]

平成29年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月7日（第3日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
交通防災課長	白石幸也君
健康づくり課長	田邊好美君
道路公園課長	井上稔君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山義一君
生涯学習課長兼 中央公民館長	松本道雄君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成29年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成29年12月7日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成29年第4回定例会

一般質問2日目（平成29年12月7日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 石引 大介	1. 安心・安全のまちづくりについて 2. 防災行政無線について	町 長 町 長
2. 倉持 松雄	1. 地域コミュニティーの形成について 2. 新小学校への通学区割について	教 育 長 教 育 長
3. 久保谷 充	1. 歴史的な経過を未来に伝えることのできる道路の呼称, 名称について	町 長
4. 難波千香子	1. スポーツ振興策と環境整備について 2. 健康度の見える化の導入について	教 育 長 町 長
5. 栗原 宜行	1. 阿見町の観光振興の取り組みは進んでいるか	町 長

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

ただいま、17番倉持松雄君が出席しました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

一般質問

○議長（紙井和美君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問をしてください。

初めに、2番石引大介君の一般質問を行います。

2番石引大介君の質問を許します。登壇願います。

〔2番石引大介君登壇〕

○2番（石引大介君） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目、トップバッターを務めさせていただきます、石引です。どうぞよろしくお願いいたします。早速、通告に従い、質問に移らせていただきます。

今回は、安心安全のまちづくりについて質問させていただきます。

日本は、諸外国に比べ、台風、大雨、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などの自然災害が発生しやすい国土です。日本の国土面積は全世界のたった0.28%しかありません。しかし、全世界で起こったマグニチュード6以上の地震の実に20.5%が日本で起こっており、全世界の活火山の7%が日本にあります。また、全世界で災害で死亡する人の0.3%が日本、全世界の災害で受けた被害総額の11.9%が日本の被害総額となっています。

平成7年1月の阪神淡路大震災から22年がたちましたが、その後も平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手宮城内陸地震、そして戦後最悪の犠牲者を出した平成23年3月、

東日本大震災、また昨年4月に発生した熊本地震と、自然災害により多くのとうとい命が失われました。改めて、これらの震災によってお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、今なお避難生活を強いられている方々を初め、被災した皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

言葉では言いあらわせないつらい経験を今も必死に乗り越えようと頑張っている方々がたくさんいらっしゃいます。私たちはこの大災害の経験を決して風化させることなく、経験から得た教訓をしっかりと引き出し、精査し、防災、減災への取り組みはもとより、災害発生時の備えを万全にしていくことが重要であると考えます。

そこで、阿見町の体制はどうなっているのか、次の3点をお伺いいたします。

1つ、災害時の支援受援体制はどうなっているか。

2つ、災害初期の対応はどうなっているか。

3つ、行政職員の対応と体調管理はどうなっているか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願ひます。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。石引議員の答弁をする前に、非常にうれしい報告をさせていただきます。それは、第70回日本消防協会定例表彰受賞団の決定ということですね、茨消協第283号、平成29年12月5日、公益財団法人茨城県消防協会会長葉梨衛会長からの通達であります。特別表彰「まとい」阿見町消防団、優良婦人消防隊、阿見女性消防隊。こういう団体ということで受賞を受けました。なかなかまといは全国でも10団体ぐらいということで、非常に素晴らしい表彰だなと。これもやっぱり今まで培われた消防団の皆様、やっぱり歴史を持った消防団でありますから、そういう人たちの努力によって受賞がなされたのかなと、心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、安心安全のまちづくりについてお答えをいたします。

1点目の、災害時の支援受援体制はどうなっているかについてであります。

支援体制については、現在、県で実施する茨城県災害対応勉強会において、県全体の災害対応力の向上を目的としてワーキンググループが設置され、町は災害対応支援チームというグループに所属しております。この中で、大規模災害時に単独での災害対応が困難となった被災市町村に対して、あらかじめ登録した災害対応の経験職員等からなる組織を編成して、派遣するための基本方針や手順等について、現在協議を重ねているところでございます。

次に、受援体制についてですが、大規模災害時には隣接する市町村も同時に大きな被害を受

ける可能性があり、広域的な相互応援体制が必要となるため、県外自治体との相互応援協定先を探っておりました。そこでこのたび、同系列のプレミアム・アウトレットの店舗が両町にある縁から話がまとまり、千葉県酒々井町と災害時における相互応援に関する協定を11月10日に締結いたしました。今後は、災害対策の分野だけでなく、商業・観光など、幅広い分野で交流を図り、両町のきずなを確かなものにしていきたいと考えております。

2点目の、災害初期の対応はどうなっているかについてであります。

町内で震度4を観測したとき、または大雨や洪水等の警報が発表されたときは、町地域防災計画に基づき警戒配備体制をとり、情報収集に努めるとともに、過去の災害時に被害を受けた土砂災害警戒区域内の崖地や、河川の状況及び冠水しやすい道路等について、迅速にパトロール巡回を実施し、災害発生に備えております。

3点目の、行政職員の対応と体調管理などはどうなっているかについてであります。

災害時、職員の非常配備基準に応じて必要な職員を配置するとともに、台風対策等で対応が夜通しとなるなど長時間にわたる場合は、勤務ローテーションを組み、長時間勤務にならないよう職員の体調管理に配慮しているところです。

今後も、大規模災害に備え、職員の休憩場所の確保等について検討するとともに、災害対応時における円滑な勤務体制の構築に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） 御答弁ありがとうございました。また、素晴らしい賞の受賞ですね、まことにおめでとうございます。私も消防団、現役ということで、今まで消防団として取り組まれてこられました諸先輩方に改めて心から敬意を表しますとともに、私もですね、しっかりと身を引き締めて消防団活動に取り組んでいきたいと思っております。

では、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、御答弁の中に支援体制のところ、県全体の取り組みの中で、災害対応支援チームについてのお話がありました。これはたしか今年の8月くらいの茨城新聞にも掲載されていたと思います。現在、協議を重ねているところのことですが、いつくらいまでに具体化されるのか教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。この災害対応支援チームにつきましては、今までに4回の協議がなされておまして、今後、来年の2月に、チーム要員の把握それから登録を行います。そして3月には、このチーム要員の研修が実施をされる予定でございます。また、現段階の予定でございますが、平成30年、来年3月までに災害対応支援チームの概要が具体化されることとなっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） 平成30年3月ぐらいに具体化されるということで、まだ具体化はされていないのかもしれないんですが、もしおわかりであれば、実際その災害規模によっては異なると思うんですけども、阿見町として何名ぐらい、ほかの地域で災害が起きたときに職員の方を派遣されるとか、何かわかれば教えてください。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。災害時の派遣要員につきましては、事前に各市町村より選定要件を満たした職員を県のほうに登録をして、登録された職員からチームを構成することとなります。そのために阿見町から何名の職員が派遣されるのかは、現段階では未定となっております。

県への登録人数につきましては、災害対応の経験や各種研修の受講、災害対応分野での知識の精通が要件として求められるため、数としては数名程度になるかと考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） そうですね、何名ぐらいっていう具体的な数字っていうのはわからないと思うんですけども、2人なのか3人なのか10人なのか、いろいろあると思うんですが、今回、なぜこの質問をさせていただいたかと申しますと、平成28年度全国知事会自主調査研究委託事業、熊本地震における応援職員派遣の実態と課題の中に、派遣された職員の方へのアンケートに、現地での派遣職員の仕事量は、平均的には平時と同じかやや少ない程度であったが、派遣されずに地元に戻った職員の仕事量は増加していたという意見がございました。

やはり職員の皆様ですね、日ごろから御自身の業務に一生懸命取り組まれていらっしゃると思いますし、残業も少ないわけではないと思います。そのような状況で誰かが派遣された場合、アンケートの回答にあったように、残された職員の方が業務過多になってしまう可能性も想定されると思うんです。そこを町としてどう考えていらっしゃるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。今までに被災地に町職員を災害派遣した経緯は、常総市の水害の際に、日が変わりで合計延べ58名の職員を現地に派遣いたしました。

実際には、災害派遣で任務についた職員に話を聞きますと、その混沌とした現場での活動におきまして、直接目で見て肌で感じた感覚というのは何物にもかえがたい経験だったという貴重な体験をされたということでございます。このことは今後の町の災害活動に生きてくるもの

と思っております。

一方、石引議員御指摘の、災害派遣をしたことにより通常業務が業務過多になることの懸念についてでございますが、災害時に職員派遣の要請が来れば、状況次第のところはございますが、人的な準備ができていれば、それを拒むことはできないと考えております。その派遣を行うことにより通常業務に影響が出ることはいたし方ない部分もあると捉えておりますが、今後、円滑に職員の災害派遣支援体制がとれるように検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。職員数のですね、問題とか、いろいろあるとは思いますが、やはり職員の皆様ですね、一人ひとりそれぞれの業務があると思しますので、どこか一部にですね、業務過多にならないように、人員配置ですとか、あとフォロー体制のほうですね、いま一度御検討されることも必要だと思いますので、よろしく願いできればと思います。これは答弁は特に大丈夫です。

次にですね、受援体制のところなんですけれども、11月の10日に、千葉県酒々井町と災害時における相互応援に関する協定を結ばれたということですが、その詳細について教えていただければと思います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。11月の27日の全員協議会でも報告させていただいたところでございますけれども、改めて、千葉県酒々井町との災害時における相互応援協定について御説明をさせていただきます。

大規模災害が発生し、被災した自治体は、その復旧復興に全力を注ぎますが、熊本地震及び常総市の大水害と直近の被災自治体の状況を見ますと、その被災した自治体だけでは人的、物的に対応する力に限界があったことは明らかでございます。

このような状況を踏まえて、阿見町も被災時に応援を受けられる自治体、または逆に被災地を支援する方策等を検討してきた中で、阿見町と同系列のアウトレットモールが存在する千葉県酒々井町に相互応援協定のお話を投げかけ、同意を得まして、このたび無事にその協定が締結されたところでございます。

協定の内容につきまして、かいつまんで申し上げますと、応援の種類につきましては、まず1つとして、食料、飲料水、生活必需品等の物資の提供。2つ目として、被災者の支援及びその活動に必要な物資等の提供。3つ目といたしまして、救援救助活動の車両等の提供。4つ目といたしまして、被災者を収容する施設の提供。5つ目といたしまして、職員の派遣などとしており、応援の実施につきましては、その応援を要請された自治体は直ちに必要な応援を可能

な範囲で実施することとしております。

また、これにかかわらず、大規模災害と認められる災害が発生し、被害を受けた自治体と連絡がとれない場合で応援を必要と認めた際は、その要請を待たずに自主的に応援を実施することとしております。さらに、応援に要する経費につきましては、原則として応援を受ける自治体が負担することとし、これによりがたいときは、その都度協議をすることとしております。

また、応援の協定は組んだが、阿見町と酒々井町との距離が近過ぎるので、同時に被災して応援することができないのではないかとといった懸念もございますが、逆の見方をしますと、近いがゆえに有事の際にすぐに駆けつけることができるという利点もあろうかと思えます。

また、圏央道が開通し、阿見町と酒々井町のどちらもインターチェンジを持っていますので、高速道路を利用しての迅速な行き来が可能となる、そういったメリットもございます。

今回も、被災時の相互応援の推進を図っていくために、同様のアウトレット店舗が存在する他自治体へも積極的に声かけを行い、協定の輪を広げていきたいと考えております。と同時にですね、酒々井町との関係においても、協定の締結がゴールではなく、これをスタートとして、実際の有事の際に円滑に職員同士の交流が図れるように、日ごろから顔の見れる関係づくりを行うための情報交換等を行い、お互いの防災訓練時にも参加していく等、日ごろからの交流を大切にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。こういった協力体制の構築というのは、とても素晴らしい取り組みだと思います。引き続きですね、酒々井町さんとの関係構築はもちろんなんですけれども、相互応援協力先となる他自治体への阿見からのアプローチということで、佐野のアウトレットとか、いろいろあると思いますので、ぜひこれからも進めていっていただければと思います。

次にですね、災害時に今、支援する、援助を受けるという意味で、今ですね、御紹介いただきました酒々井町さんとは別に、阿見町ではどのような機関とどのような協定を結んでいるのか教えてください。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。町のホームページにも掲載しておりますけれども、阿見町は全部で39の協定を締結してございます。まず相互を応援していくということで、県内全市町村や稲敷広域消防本部管内の構成7市町村と締結しており、そのほかにですね、9カ所の公的機関などと協定を結んでおります。

また、民間企業とも積極的に災害協定締結に取り組んでおりまして、災害時における物資の

供給、避難所等の開設に関する事及び災害情報の発信等に関する事等の内容で、現在28の団体と協定を結んでおります。今後も被災時に町民の安全安心を担保するために、幅広い分野との協定締結を目指し、町としての受援力を強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） 今ですね、御答弁、大塚部長からの御答弁の中に、受援力を強化していきたいとございましたが、冒頭でも述べさせていただきましたが、教訓をしっかりと踏まえ対応していくことが重要だと考えております。

東日本大震災では、応援窓口の不明確さや宿泊場所などの環境整備の課題により、せっかく外部からのもので、応援が来たにもかかわらず、そういったものを活用することができず、職員派遣などを断らざるを得ない事態に陥ったということです。この教訓を踏まえ、平成24年6月に災害対策基本法が改正をされまして、熊本地震では、被災した自治体からの要請を待つことなく、必要な物資を被災地に緊急搬送する支援、つまりプッシュ型の支援が実施されたそうです。しかし、物資の仕分けを行う担当職員の不足により、被災者の方々への物資配布が停滞してしまったということがあったそうです。

そこでお伺いします。阿見町としてですね、被災時にほかから援助を受ける仕組みとして受援計画なるものの作成は検討されていますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。受援計画の作成についてですが、過去の激甚災害を受けた被災自治体の状況等を見ても明らかのように、昨年4月に発生した熊本地震の被災地でも、国それから県、地方自治体等が選抜をして送り込んだスペシャリストの方々を、その受け入れ側の自治体がうまく使いこなすことができずに、駐車場の警備や支援物資の集配等、ボランティアでも、いやアルバイトでも可能な作業を担わされた、こういった事実がありまして、効率的な対応やその支援ができないばかりか、応援職員の士気を下げるとともに不信感を招く等の事態になったと聞いております。

このような事態が起きぬように、町では、被災時にどのような応援部隊が来て、どのような業務を行ってもらうのかを事前に想定しまして、応援部隊の知見や経験が生かせる業務を効率的に対応させていく災害時受援計画というものを、現在、策定に向けて検討をしているところでございます。また、あわせて、この受援計画につきましては、今、作成中の、先日も申し上げましたBCP、こちらと歩調を合わせて策定のほうを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。自然災害は、やはりいつ起こるかわかりません。また、どのような形で被災するかも想定できませんので、非常に大変な作業になるかとは思いますが、策定に向けてしっかりとよろしく願いできればと思います。

次にですね、災害初期の対応についてですが、御答弁の中で、現在はパトロール巡回により情報の収集や現場確認をされているとのことでした。昨日の樋口議員の質問の答弁でも、台風21号のとき、町民生活部長以下26名もの職員の方によるパトロールをされたとのことでした。本当に御苦労さまでした。

被災の度合いによっては、自動車での巡回ができない場合ですとか、あと自動車では入れない場所が出てきてしまうことなども想定されると思います。ここでですね、樋口議員も日々、調査研究されていらっしゃるんですけども、昨今、防災分野で活躍しているDrone——ドローンの導入、また先月、稲敷市にて行われました茨城県稲敷市総合防災訓練の際に登場しました災害現場偵察用バイク、こういったものの導入を検討されてはいかがかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。議員御指摘、そのドローンにつきましては、災害現場等でも有効に活用されてきている事例があります。救難事故等においても現場確認の画像取得を行うための手段として活躍している事実はございます。また、災害対策以外での運用としても、現場監視用もしくは上空からの空撮等、幅広く活用がされ始めているところかとは存じます。実際、茨城県内の自治体におきましても、さまざまな業種にて導入をしてきているところと捉えております。

しかしながら、その有用性は理解をしておりますが、その導入の費用、また操縦資格に関する問題等、調整を図らなければならないところが多々ございますので、そのあたりを精査して、導入に向けて検討をしていきたいというふうに思っております。

また、災害現場の偵察用のバイク、こちらの導入につきましては、現在、阿見消防署において3台そういったバイクを保有している状況でございます。町の災害対策用としては、今のところ導入する考えはございません。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） 今のですね、御答弁にもありましたが、予算的な問題ですとか、あと操縦資格に関する問題、あとドローンの場合ですと、やはり現在の場合、気象的な課題もかなりあると聞いております。ただですね、今後注目される分野なので、技術もどんどん進化してくると思います。ぜひ、日々調査研究していただきまして、導入に向けて御検討いただければ

と思いますので、よろしくお願いいたします。

次にですね、3点目の中でお伺いしたいんですが、今までもですね、よく耳にしているんですが、Jアラートですね。ちょっともう一度ですね、このJアラートの説明と、あとこれがですね、発令されたときの職員対応を教えてくださいたいと思います。また、Jアラートではなく気象警報が発令されたときの対応もあわせてお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。まずJアラートにつきまして、Jアラートというのは、全国瞬時警報システムとあって、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関連情報、こういったものを人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報無線等を自動起動するシステムのことであります。また、時間的に猶予のない緊急事態の発生を国民に瞬時に伝えるシステムのことでございます。

阿見町の運用としましては、2年前の豪雨時に大雨に関する特別警報の発令、また皆様がよく耳にする北朝鮮による弾道ミサイルに関する情報、また竜巻注意情報、こういったものが活用実績としてございまして、さらに町域で推定震度5弱を観測した際は、Jアラートが機能するように、町のほうでは設定をしております。

このJアラートが起動しまして、防災無線を介して情報が放送されたときは、交通防災課職員はそれを覚知次第、役場に駆けつけて対応のほうを行っております。

また、御指摘あった、Jアラートが対応しない気象警報が発令された際も、同様に交通防災課職員はそれを覚知次第、役場に登庁して対処を行っていくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。日ごろからですね、職員の方々、本当に昼夜問わずですね、緊急事態発生時には庁舎へ駆けつけ、そして町民の安全のために業務遂行されていること、改めて感謝を申し上げたいと思います。

災害がですね、ないことがもちろん一番だとは思いますが、自然災害だけは、いつ私たちの身に襲いかかるかは誰もわかりません。万が一のときには、今回お伺いした内容を、今後もさらにブラッシュアップして、円滑な支援体制をしいていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で1つ目の質問を終わりにいたします。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） 続いて2問目に移らせていただきます。

2つ目は、防災行政無線についてです。この質問は、先輩議員の方々も何度も質問されてい

と思います。しかし、地元を歩いていると、いまだに防災無線が聞きづらい、家の中だと聞こえないと耳にいたします。正直、私の家も一緒です。そこで、次の3点をお伺いいたします。

防災行政無線の設置数と、今後の増設はどうなっているか。

2つ、町内で聞き取りづらいという声がいまだにあるが、その対応はどうなっているか。

3つ、近隣市町村と情報を共有しての放送はできないか。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、防災行政無線について、1点目の、防災行政無線の設置数と今後の増設計画はどうなっているかについてであります。

設置数ですが、同報系無線は、親局が本庁舎内の無線室に1局、遠隔制御装置が阿見消防署に1局、屋外子局が町内に90局ございます。また、同報系無線については、今のところ増設する予定はありませんが、来年度開校のあさひ小学校へは、今年度中に半固定型無線局及び戸別受信機を設置してまいります。

2点目の、町内で聞き取りづらいという声がいまだにあるが、その対応はどうなっているかについてであります。

防災行政無線放送による音声は、天候や風向き等の気象条件や、周辺環境の影響を受けやすく、聞き取りづらい場所もあることは認識しておりますが、屋外子局から全ての地域に同じように音声で情報をお伝えすることには限界があるのも事実であると思います。

現在は、これら難聴地域への対策として、屋外子局の補完措置である、あみメールや町ホームページによる文字での告知、及びフリーダイヤルの0120-131-813による電話での音声案内を実施しております。

3点目の、近隣市町村と情報を共有しての放送はできないかについてであります。

現在、牛久警察署と防災行政無線を活用しての情報発信活動の相互協力に関する覚書を締結しており、凶悪事件や行方不明者事案、にせ電話詐欺等の各種犯罪情報、子供を対象とした不審者情報について、警察から要請があった場合は、無線放送により町民へ情報を発信することとしております。

今後も、地域住民の安全確保のため、防災行政無線を活用しての広報活動に努めてまいります。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まずは1点目の質問の中で、同報系無線について増設する予定はないとのことでしたが、聞

き取りづらい、聞こえないという声があるのに、なぜでしょうか。

また、地域によっては今後住宅が増えたりですとか、開発が進み、生活環境が変化してくると思います。そのような地域への対応はどうお考えなのか教えてください。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。現在運用している無線の整備をする際にですね、設計業者のほうで、町内の電波の伝搬調査というものを行っております。その中で、概略でこの位置に子局を設置すれば、町内にこういった形で電波が行き渡るということで、現在の90基の本数を検知したわけでございます。平成27年度から、この同報系の防災行政無線の運用を始めて、今3年目になっておりますが、答弁でも触れたように、放送するたびに何かしら町民の方等から反響があるのは事実でございますが、その運用当初と比べますと、その数は大分落ちついてきてはおります。

とはいえ、町民になじみやすい防災無線でなくてはならないというふうに考えておりますので、議員がお話しされたように、町内の状況について、これから新しい道路ができたり、また住宅も張りついて町並み等の環境が変わってくれば、屋外子局の増設もそれなりに考えていかなければならないところであると捉えております。

ただ、今すぐに具体的にこの場所に何本という計画は立ててはございません。また、新たに増設ということになりますと、単純に1本建柱とするということだけではなくて、親局のシステムの変更、また設置場所付近の相互干渉によるハウリング状況等の調査がございます。また、新たな伝搬調査業務も発生しますし、当然コストのほうもかかってきます。そのようなところもひとつ御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） じゃあ、防災無線って、単純に増やせば全地域に聞こえるようになるっていうわけではないってことだと思えますんで、そのあたりはちょっと私も知識不足だったのかなというふうに、ちょっと今改めて感じております。

ただですね、防災行政無線の必要性からしますと、多くの方へ一斉に情報を伝えられるということが一番重要だと思います。やはりいろんな声があると思いますので、各地域のですね、方の御意見をしっかりと受けとめていただきまして、引き続き改善に向けて取り組みをお願いできればと思います。

次ですね、2点目の質問の御答弁の中に、難聴地域への対策として、あみメールやホームページ、フリーダイヤルによる音声案内で対応されているとございました。こちらはですね、平成28年第4回の定例会において、永井議員があみメールについて質問を——あみメールの質問

ではないか。関連のほうで、あみメールの登録者数について質問されておりました。そのときの状況としまして、平成28年11月現在で、あみメールを登録されている方が1,986名だったと思いますが、その後の登録者数の状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。あみメールへの現在の登録者数につきましては、2,311人でございます。同時期前年比で325人の増となっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） そうですね、2,311人で325人の増ということで、確かに増加はされていらっしゃるんですが、1年かけて300人ということだと、ちょっとまだまだ厳しいのかなど、正直感じてしまっております。

私もですね、あみメール、あとフリーダイヤルは使用させていただいております。防災無線による音声で情報を伝えることにある程度限界があるということは、先ほどのお話の中で理解をさせていただいたつもりです。また、その対策としてあみメールですとかフリーダイヤル等、しっかりしたものを用意されているということも理解をいたしました。こちらの、何ていうんですかね、広める対策として、町の広報とかの一番後ろのほうにも記載がたしか載せていただいていたと思います。

本当にですね、いい対策をせっかくとられていると思っておりますので、ぜひ庁舎の皆さんのですね、アイデアを集めていただいて、しっかり町民の方々へ周知啓発を図っていただけるように、さらなる努力をお願いしたいと思います。

では、次にですね、3点目の質問のところなんですが、放送する内容について、先ほどですね、4項目上げていただきましたが、それ以外に私が耳にするもので思いつくものと、子供たちが下校の際にですね、見守りの放送ですとか、あと、夕方5時に音楽を流すっていう放送があると思います。

私がですね、住んでる地域は、阿見町の基幹産業でもあります農業に従事している方が多くいらっしゃいます。この前、畑ですね、作業中にお邪魔して話をしていましたら、畑作業をしていると時間を把握するのが難しいんだよねなんていう話をされました。私もですね、その話を聞いてるときに、たまに農作業をしたりですとか、草刈りとかしているんですけども、その農作業ですとか草刈りとかするときって、やはり今、僕も携帯電話持っているんですが、携帯電話も水に弱かったりとか、あと埃がスピーカー入っちゃうとスピーカー壊れてしまったりっていう部分で、やはり僕も自分に置きかえて考えてみたら、携帯壊れたら嫌だから、これはもう軽トラの中に置いていこうっていう形でいつも作業をしているのを考えました。

やはりですね、朝から仕事をしていると、確かにお昼の時間がわからないんですね。なので、気づいたらもう1時とか2時になってしまったりということも、私も経験がございます。やはり食っているのは健康の大切な要素だと思いますし、あみ健康づくりプラン21の基本方針にも、食の大切さや食の楽しさを再認識し、日ごろの生活の中で健全な食生活を送る家庭や地域の姿を目指しますとございました。

そこでですね、夕方5時の音楽と同じように、お昼を知らせる12時に、そういったものを流すことはできませんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。現在、夕方5時に放送しておりますメロディーにつきましては、無線の機器の点検の意味も込めまして毎日放送しているというところがございます。そのお昼の12時にも同様の放送をできないかということにつきましては、今後の運用の中でどう扱っていくか考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） ぜひですね、これもですね、町民の方からの声でございますので、ぜひ前向きに検討していただきまして、お願いできればと思います。

次にですね、牛久警察署との防災行政無線を活用しての情報発信活動の相互協力に関する覚書を締結しているとございましたが、これは阿見町と牛久警察署のものだと思います。この場合、例えば近隣市町村、例えば牛久さんですとか、あとは美浦さんとかで起こった事案などを、阿見町では放送ができないということよろしいでしょうか。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。現状では基本的には放送できないということになっておりますが、阿見町と牛久署の間での無線放送に関する覚書の中で、この覚書に定めのない事項等が生じた場合は、双方の協議の上、決定するという文言がありますので、その事案の状況、それからその内容等を勘案して、それによってはこの限りではないということになります。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 2番石引大介君。

○2番（石引大介君） ありがとうございます。警察署ですとか、あとは周りの近隣市町村と十分な協議というものが要ということはわかりました。

最後にですね、これは要望なんですけれども、近隣市町村で起こった事件が阿見町に来ないというわけではないと僕は思うんですね。例えばにせ電話詐欺ですとか、あとは窃盗事件、あ

とはひたたくりですね、こういったものをですね、町民の方々に注意喚起として放送するっていうことはもちろんだと思んですが、逆にですね、その犯行に及んでいる犯人への抑止力という部分でも非常に効果があると思いますので、ぜひ警察署の方々ですとか、近隣市町村と協議をしていただきまして、阿見町の安心と安全のために御尽力いただけることをお願いをいたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、2番石引大介君の質問を終わります。

次に、17番倉持松雄君の一般質問を行います。

17番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔17番倉持松雄君登壇〕

○17番（倉持松雄君） それでは、質問に入ります。実は私、この地域コミュニティーの形成についてという題目で質問いたしますのは3回目になります。大変しつこいと言う方もいらっしゃると思いますが、私も地元の人たちに聞かれたときに、「俺は知んねえ、教育委員会行ってくれっか」と言うわけにはいきませんので、通学区割りおかしいよと言われたときには、やはり納得していただけるよう説明できるようにと思って何回も質問させていただきます。

それでは早速、地域コミュニティーの形成についてと題して質問をいたします。

9月定例会の一般質問で、阿見町第6次総合計画の基本目標は、人がつながるまちづくりです。町は、大切なことなので、広く啓発しながら推進するとのことですが、教育委員会としては、子供たちと地域のつながりなど関係ないのですかとこの質問に対し、教育委員会としても全く同じ認識ですとの答弁をいただきました。しかし、新小学校の通学区割りでは、本郷二丁目は隣の家の子供が別々の学校に通うことになる場合があります。朝の通学班では、あっちに行く者、こっちに行く者入りまざっていたのでは、子供を送り出した親も、送られた子供も、地域のコミュニティーなどできないと思います。認識していることとやることが別々では、小学校の教育環境としてはよくないと思いますが、いかがかお尋ねをいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 地域コミュニティー形成についてお答えします。

地域コミュニティーの大切さについては、これまでの一般質問でも答弁させていただいたとおり、将来の社会を担う子供たちが社会参加の意識を持つように教育することは大切なことと捉えております。この意識を育てるのは、家庭、地域、学校などで、子供たちにかかわる大人たちの役目であります。新学習指導要領という社会に開かれた教育課程を重視する観点からも、

子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携していくことは大切であるとの考え方にに基づき、引き続き、人がつながるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今回御質問の、同じ地区の子供が別々の学校に通うことになったり、育成会が2つになる場合があることによって、行政区や育成会を運営していく上でさまざまな課題が生じてくる可能性については認識しております。しかしながら、学校は別々であっても、区長さんを初め、その地域にお住まいの皆さんがさまざまな地域活動を通して、地域の課題について、その解決に向けた取り組みをさらに積極的に行うことで地域コミュニティーも深められていくものと考えております。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） ただいまの御答弁いただきました中で、1つの行政区の子供が別々の小学校に通うということにより、さまざまな課題が生じることを認識しながら通学区割りを決めたということは、6次総の基本目標を無視したことになるかと思えます。

しかし、今の答弁から見れば、区長さんを初め、その地域にお住まいの皆さんがさまざまな地域活動を通して地域の課題について、その解決に向けた取り組みをさらに積極的に行うことで地域コミュニティーも深められていくものと考えておりますということは、区長さんを初め地域の方々がいろいろな問題を解決してくれるお約束はしてあるのですか。これはもう開校は来年3月ですから、急がなくちゃならないと思えますけど、その点はお約束ができていますかどうか、それをまずお尋ねします。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。今回の御質問についてですが、新しくできますあさひ小学校の通学区域で、特にその通学区域につきましては、再編検討委員会のほうで答申をいただいてつけさせていただいたものでございます。この再編検討委員会のほうには、委員としまして、当該地区の区長さんと、あと育成会の会長さん、そういった方も入っていただいております。そういった方々にですね、こういったことについても議論をいただいて、その中でもですね、こちらで今、答弁で答えましたが、地域にお住いの皆様が、さまざまな地域活動を通して、地域の課題についてその解決に向けた取り組みを行うことで解決できるという認識を共有して、こういった答申が出されたものと、こちらは理解しております。

ですので、町としましても、あと地域としましても、そういったことがないようにですね、取り組んでいただけると、こちらでは思っておりますし、お願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 区長さんや地域の方々が、いろいろな問題の……。そこに、その検

討委員会にいたもので、いろいろな問題を解決してくれれば、地域のコミュニティーが深まるのではないかと、推測ですか、推測しているんですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。まだ、新しい小学校も開校してませんから、どうなるとはお約束できませんが、こういった議論の中でですね、そういったことは委員の方、また委員の方を通してその行政区の方にも、そういう情報が行き渡っていると思います。その中で、何かしらの解決、そういうことを協力していただけると、こちらでは思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 今のところ、まだはっきりはしないということですが、解決してくれるというお約束ができていたならば、これ大変いいことです。しかし、いや6次総の目標である、人がつながるまちというのを無視してしまったが、地域の方々が勝手にやってくれるであろうと推測だけでは、これはちょっとうまくないと思います。このことは急にできないと思いますので、また次回の質問もありますから、そのときに。で、これはここでこれ以上の追求した質問はしません。

それでは、2問目の質問をいたします。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時5分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 2番目の質問に入ります。新小学校への通学区割りについてを質問いたします。

まず1番目に、第4回検討委員会の議事録に、「集合住宅などの子供は新小学校に入学させないことが考えられます」との文言は誰の発案で書かれたのかの質問に対し、答弁がありませんでしたので、再度質問をいたします。

2番目に、アパート業を妨害するとは考えていませんとの答弁をいただきましたが、その理由は何ですか。

それから、3番目に、この新小学校の区割りについてですけども、本郷二丁目は。

○議長（紙井和美君） ここには載っていない。

○17番（倉持松雄君） いや、区割りについてだから、この。

○議長（紙井和美君） 通告はこのままでお願いして、何かある場合は、また再質問で。

○17番（倉持松雄君） いいです。じゃあ、お待ちします。まずこの2つを。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） まず、答弁の前に、お手持ちの答弁参考資料の質問要旨が新小学校への通学区域となっておりますが、倉持議員の一般質問通告書の質問事項のとおり、新小学校への通学区割りと訂正させていただきます。ただし答弁書は、混乱を避けるため、住民説明会等で使用した区域と答弁させていただきます。御理解のほどよろしくお願いいたします。大変失礼しました。

新小学校への通学区割りについて、1及び2についてあわせてお答えします。

今回の集合住宅に関する御質問につきましては、前回、第3回阿見町議会定例会においてお答えしましたが、第3回阿見町立学校再編検討委員会において指定校変更についての説明をした際に、委員より、次回委員会には指定校変更制度についての具体的な検討資料が必要だとの要望がありました。これを受け、これまでの地域社会が形成されてきた経緯や各地区の考え方を総合的に考慮した上で、教育環境の適正化を考慮し、指定校変更制度の適用を最優先にさまざまな検討を行うため、事務局において検討し、作成した資料として説明したものであり、議事録に記載されているのは複数案の中の1つを説明したものです。

答申内容では、戸建住宅・集合住宅に関係なく新小学校の通学区域となりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

また、不動産の取引に影響を与えないよう、アパート業を含む不動産業者で構成する茨城県宅地建物取引業協会つくば・土浦支部に対して、通学区域の説明を行うとともに、関係者への周知をお願いしてまいりました。

現在、この通学区域に関して、不動産業関係の方々からの問い合わせ等では、業務を妨害しているといったような御意見はいただいていないことから、業務を妨害することになっていないとともに、直接的な影響を与えていないと認識しております。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 1番目の、私が聞いているのは、答申内容はわかりました。その前に、議事録に何で書かれたのかと。普通は書けないような言葉でありますけども、誰の発案で書いたのかということを知ったんです。それには細かく触れてはいないようですが、複数案の中で1つを説明したということは、代表的なものを説明してくれたんだと思いますけども、この点については、もう少し知りたかったんですが、わかったら、また後で結構ですから

説明してください。それは個人的に説明してもらって結構ですから。

それからですね、これはアパート業ですが、アパート業っていうのは、アパートの持ち主のことですか、これ。不動産屋さんですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。こちらはですね、不動産業者のほうにですね、説明をさせていただいて、不動産業者の方からですね、そのアパートに関係する方にも関係者ということで周知をしていただくようなお願いをしております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） このアパート業を妨害したとは考えてないということですが、不動産屋さんは仲介ですから、それほど利益には関係ないと思います。利害関係はないと思います。その不動産屋さんがどのようにアパートの持ち主に伝えたか。確かめてございますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。こちらとしましては、不動産業者さんのほうにそういった旨をお願いしている立場でございますので、そのことにつきましては確認できない立場だと思っております。ですから、確認はしておりません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） それでは、それは大変重要なことですよ。末端まで教育次長の言葉が通じないってことは非常に問題ですから、この次の質問までに、ちょっと調べておいてください。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 大変申しわけありません。こちらのですね、つくば・土浦支部の不動産業者さんですけど、この地区は大変不動産取引が多いという地区で、県内でもですね、かなりの業者さんがいらっしゃるということは聞いてます、この説明に伺ったときに。300から400ぐらいの業者さんがいらっしゃるということで、その方の末端までですね、そういうふうな説明をしたかっていうことを、こちらで確認することは、現実的にはちょっと不可能だと思っております。

で、こちらも不動産業を業としてなしている方ですから、責任を持って対応してくださると。で、この説明のときにも、当然自分たちもですね、こういうことを業としてやっているんで、責任を持って対応したいということで御理解していただきました。そういうことですから、必ず関係者の方に説明していただいていると思いますし、現在も、この答弁でありましたが、そ

の関係者の方からですね、こちらについてそういう問い合わせはいただいております。そのように御理解していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） これは重要なことですよ。やっぱり不動産屋って、町の言うことだから、それはだめだよとは言わないと思いますよ。そしてまたこれ不動産業だって、アパート業だって、今からやりたい人もいるわけですから、あの地区で。やはりこれは期間はいつまでとは言いませんから、ゆっくり調べておいてくださいね。それはここまでで結構です。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） この新小学校の通学区割りについてやりますけれども、今まで2つの質問の中では、区割りについてがちょっとずれたような質問でございましたけども、本当の区割りについてをこれから質問いたします。

本郷二丁目は、町施行による宅地開発地区です。オルティエ本郷と名づけ、町の模範住宅地であるにもかかわらず、この地区をばらばらにしてしまったことは、これは非常に問題であります。目の前に新しい小学校が建てられましたけども、入学できず、見るだけの人が二丁目の中に点在していたら、これは二丁目を破壊したも同然であります。ましてや地域コミュニティなんかあったもんじゃないと思います。

これは町施行でやった土地をつぶしてしまったというような感じがいたします。これはこの点について、町長はいかがお考えか、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 前にも、前回の倉持議員の質問にもお答えしておりましたね、やはり今からの土地利用を考えたときに、やっぱり見直しをかけていかないといけないんじゃないかと。これは教育長と次長ともいろいろお話をしております。やっぱりそれは今も言ったとおり、魅力ある場所であると。不動産業の人たちが、やはりあの場所をついていう、そういう考えは随分あるんじゃないかなと、そう思います。そして、8,000坪弱の二丁目の余剰宅地になりますけど、これを考えたときに、やはり今後のね、あのまちづくりには欠かせない土地ありますから、そういう中で、どういう形でどう見直していくかっていうことは、今後考えていかなければならないでしょうけど、やはりあの土地の有効利用、町にとってのやはり大事な財産になってくるんじゃないかと。自分の土地ではないにしても、その土地がやはり有効利用され、家が建つっていうことになれば、それだけ固定資産税等も入りますし、その地域のにぎわい、そういう状況になると思いますので、今後、見直しを、すぐにね、じゃあ来年どうのこうのってわけにはいかないですけど、見直しをやはりかけていくことは大事じゃないかなと、

そう考えております。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 町全体を考えた、ましてや、また地域も考えての御答弁を大変ありがとうございます。それであれば、地元の方にも、いずれは見直しにかかるであろうということは伝えることはできますので、私も自信を持ってこの質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで、17番倉持松雄君の質問を終わります。

次に、11番久保谷充君の一般質問を行います。

11番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔11番久保谷充君登壇〕

○11番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。それでは、私の今年最後の一般質問を行います。

平成27年度の茨城県観光客動態調査、茨城県市町村の入り込み客数によれば、アウトレットへの入場者が統計上、観光客とカウントされることになっていることで、阿見町は堂々の県内5位の351万人が訪れております。年間300万人以上は10市町、200万人以上は3市、100万人以上は6市となっています。県内のランキングベスト10は、1位、大洗町444万人。2位、ひたちなか市378万人。3位、水戸市367万人。4位、笠間市352万人。そして阿見町は5位、351万人。6位、潮来市343万人。7位、つくば市332万人。8位、古河市356万人。9位、鹿嶋市232万人。10位、日立市229万人となっております。

さて、同僚議員の中にもボランティアガイドの会に所属している方もいると思いますが、私の友人の中に、観光ボランティアガイドの会に熱心に活動されている方がおります。最近では、ガイドの機会も大分増えてきたと聞いております。先日は、日本教職員組合の平和集会で全国から集まってきた先生方に、茨城大学農学部にある旧霞ヶ浦海軍航空隊の遺跡を案内したり、東京の旅行会社のツアーに参加した方々に掩体ごうを案内したりして、阿見町の戦時下の歩みとその後の復興についてよく理解できたと大変好評だったようです。旧霞ヶ浦海軍航空隊の遺跡についても、経年劣化が進んでいるものと聞いております。こうした活動の中で、阿見町の歴史を後世に伝える極めて意義のあることだと思っております。友人にも、ぜひとも長く続けてもらいたいと思っております。

皆さんの中にも知っている方もいるかもしれませんが、阿見坂の中ほどの位置にですね、予科練平和記念館ができたときに設置された旧海軍道路桜並木の案内板があります。この坂道は旧海軍道路と呼ばれ、茨城県下では初めて舗装された道路です。1921年、大正10年に開かれて、当時東洋一の航空基地と言われた霞ヶ浦海軍航空隊の陸上班と水上班を結ぶもので、見事な桜並木で知られていました。

現在残っている3本は、予科練揺籃の地である土浦海軍航空隊、現陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校で訓練に励む多くの予科練生たちを見守り、1945年、昭和20年6月10日の阿見空襲にも耐えた桜ですと説明が記してあります。

皆さん、揺籃の意味がわかりますか。私はわかりませんでした。その案内板の下に揺籃の意味が書いてありました。物事が発展する初めの時期や場所だそうであります。井関農機内にある格納庫などについて、町内でも知っている方々が少なく、案内板等があれば、町民により知ってもらえるばかりではなく、郷土への誇りにもつながるのではないかと思います。

現在の三菱ケミカル、フタムラ化学の場所に戦時中あった中島飛行機株式会社小泉製作所若栗工場から霞ヶ浦飛行場に通じる18メートルのコンクリート舗装道路をつくった。舗装された道路は、工場フタムラ化学前から飛行場——今の現在の医療大学前から上郷一帯にかけての間なんです。飛行機の輸送に使用されたものであり、今でもこの道路を滑走路と呼んでおります。

私が小さいころは、この三菱ケミカルもフタムラ化学もできる前で、やはり原っぱで、自衛隊がたまに来て、戦車で来て、野外訓練をして、私も乗せてもらった覚えがあります。若栗工場は、終戦まで零戦の組み立て専用工場でした。各地からエンジン、プロペラ、翼、数個に分割された胴体、尾翼、車輪、電装品等の構成品や部品が、専用鉄道を使用して運搬され、各工程に分かれて零戦の組み立てが行われました。完成した飛行機は、格納庫前で作動検査をされた後、誘導道路——滑走路ですね、を通過して飛行場へ運ばれ、試験運転に合格したものが海軍に引き渡されました。

今年も残り少なくなってきました。今年最後の一般質問は、阿見町の歴史を振り返り、この歴史を次の世代にしっかりと伝えていくことができるような道路の呼称、名称について提言をまじえて質問をいたします。

議会での視察の経験や、県内外を観光旅行すると、各地でその土地の名所となる場所や街道などには必ず歴史を記した名板や案内板、道路道標等が見受けられます。阿見町で代表的な道標は、助郷制をめぐって一揆が発生した事実を伝える女化騒動の牛久助郷一揆道標が、阿見町一区南の道路に立っております。この道標によって、現代に生きる私たちは、助郷一揆という歴史的な事実を長く記憶に残すことになります。

そこで、質問をいたします。

- 1、現在阿見町で呼称、名称のついている路線道路はあるのか。
- 2、経緯のわかる道路の案内板等が設置されているところはあるのか。
- 3、阿見町吉原地区のように愛着を持てるように、道路に名称をつけてはどうか。
- 4、歴史的経緯のわかる案内板や道標を設置すべきではないか。

以上4点について質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは，歴史的な経過を未来に伝えることのできる道路の呼称，名称についてということであります。

先ほど，28年度の年間入り込み数。27年，それは。28年度じゃないんだ。それでやっぱりちょっと違ってたのかなと思いますけど。わかりました。栗原議員の質問に，入り込み数6位なのに5位ではおかしくなっちゃうなと思って。はい，わかりました。27年ね。

それでは，1点目の，阿見町で呼称，名称のついている路線道路についてであります。

町がホームページ等で公表している道路としては，茨城大学農学部前の茨大通り，阿見吉原地区土地区画整理事業地内の主要な道路で，いぶきの丘通り，いぶきの杜通り，赤太郎通り，牛頭座通りの計5路線に名称がついております。

また，これら以外にも，町の歴史的な資料の中には，鎌倉街道や海軍道路，滑走路等の名称で呼ばれている道路があります。

2点目の，経緯のわかる道路の案内板の設置状況についてであります。

現在，把握している案内板は，海軍道路に関連するものが，県道竜ヶ崎阿見線沿いの阿見坂下から阿見坂上のほぼ中間に設置されており，大正時代に霞ヶ浦海軍航空隊の関連で整備された経緯や，見事な桜並木であったことが記されています。

また，阿見町名所百選に選ばれております茨大通りにつきましても，経緯などが記された案内板が，国道125号バイパス交差点付近に設置されております。

3点目の，阿見吉原地区のように愛着を持てるような道路名称をつけてはどうかについてであります。

阿見吉原地区におきましては，愛着心や利便性の向上を目的に，開発前の従来の地名と，新市街地のシンボリックな要素の両面を取り入れた道路名称を決定しました。

愛着の持てる名称を道路につけることは，地域のイメージアップや良好なまちづくりの推進に大きな効果があると考えられますので，町内の主要な道路を中心に，どのように名称を決定するかも含め，検討してまいります。

4点目の，歴史的経緯のわかる案内板や道標を設置すべきではないかについてであります。

道路の歴史的な経緯は，町の歴史を伝えていく上で重要な情報の1つであると考えられます。案内板や道標は，その役割を果たすことのできる施設でありますので，道路の名称とあわせて検討してまいります。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではですね、答弁にありました鎌倉街道、海軍道路、滑走路等以外の歴史的な道路、街道があるのか、把握してるのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 今回の久保谷議員の質問の中でいろいろ調べた中では、この3路線しか私どもとしては把握はしておりません。ただ、教育委員会のほうでは、ちょっとわからないんですけども、教育委員会のほうにも確認した中では、こういう、ネット上あるいは歴史的な文献の中で、こういった名称がついてるといふうなことでございます。

ただ、阿見町史の中にいろんな名称がありました。例えば、江戸崎の君山から若栗に向かう古道の名称を保科街道と呼ぶ、あるいは阿見では下総街道と呼ぶとかっていうふうな、そういった名称も阿見町史の中では出てきますけれども、鎌倉街道についても、本郷地区あるいは若栗から稲敷市の君山に通る、行く道路も鎌倉街道と呼ばれてたというふうなことが記されていますので、主要な部分として、それがどこの場所になるかというふうなところまでは把握はしていない状況です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そうしますと、海軍道路と言われているというか、その道路はどこからどこまでなのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 海軍道路につきましては、私の記憶では、阿見坂下から茨城大学の125号バイパス、医大の十字路ですね、あそこから海軍の、霞ヶ浦海軍航空隊の本部庁舎になってしまうので、そこまでの間、約1.5キロを海軍道路というふうには認識はしております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） わかりました。それではですね、先ほど、予科練平和記念館ができたときに、案内板がつけたということで、旧海軍道路桜並木という看板なんですけどね、これ、道路としてね、きちんと別な形でつけたほうがいいのではないかというふうには私は思うんですが、その辺についての考えについて伺います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 町長の答弁にもございましたように、そういった歴史的な名称を説明できるような看板についても、道路の名称を決める中で考えていく必要があるだろうというふうなことで答弁させていただきました。その部分については、産業建設部の中だけではなかなか難しい部分もありますので、つけることはよろしいんですけども、教育委員

会ともよく相談した中で、どういうふうな形にしていくかとか、今のままでまた別の場所につけるとか、いろんな考え方があると思いますので、そういうところをちょっと精査させていただきたいというふうに思います。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今、答弁の中でもね、阿見吉原地区の中に、いぶきの丘通り、いぶきの杜通り、赤太郎通りですか、等の名称があるということではありますが、今、私たちが通常使ってるっていうか、一般の人はちょっとわかりにくいのかなっていうような意味の中でね、荒寺線の部分について、そういう名称については検討したことがあるのか、または今後、そういうことも含め検討することがあるのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） これまでそういった名称を産業建設部の中で検討した経緯はございません。ただ、今回、久保谷議員からそういった提案がありましたので、阿見町3,800弱の路線がございませけれども、それを全て生活幹線道路まで含めるわけにはいきませんので、主要なところですね、そういったところを含めた中で、検討した中で、どういった路線に名称をつけていったほうがいいのか。その名称のつけ方も、いろいろ町民からの提案ですとか、募集ですとか、いろんなやり方がございますので、そういったところを整理した中で、決めていく必要があるんだろうというふうなことで考えておりますので、荒寺線もその中に含めるのがいいんだろうということになれば、またいろいろ考えてつけていくことになるかと思っております。ただ、そのつけ方も考えていかなければなりませんので、そういうことで御理解をいただければと思います。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 私がね、一番、何ていうか、なじみがあるというか、うちのそばなんでね、滑走路っていうのが、やはり小さいころからね、先ほども話しましたが、そういう中で、地名つつっていいのかどうかね、わかりませんが、やはり昔は、先ほど話したような形になっておまして、そういう中で滑走路っていう地名が、地名っていうか形で、あそこ、滑走路っていえばあそこにあって、誰々さんのうちだとかっていう形でね、今でもわかる方はわかるわけですから、そういう中で、やはりそういうなのは、やっぱりこれからも残すためにもね、そういう意味では早急に検討して設置してもらいたいというのが私の気持ちなんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 道路の呼称、名称については、2つの考え方が、今回の質問提案の中であると思います。通常、近隣の市町村の中では、何々通りとか、何とか通りとか

ていうふうな名称をつけるのが一般的。で、片や久保谷議員が言われるのは、歴史的な背景の中で、ある程度そういったいわれをそのところにある程度説明をしていったほうがいい——海軍道路というふうなところが、そういったところも含めて、何々通りとかっていう名称をつけるというふうなことと、歴史的な背景の中で、ここはこういうふうな歴史的な背景があるんだよというふうな説明書きをどっかに入れるというふうなやり方も必要なんだろうというふうには思っております。

ただ、さっき言ったように、教育委員会ともそういった部分は十分調整していかなければなりませんので、その辺の中で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） ちょっと話が少し戻りますけど、海軍道路に関する案内板ね、あと茨大通りという案内板なんですけど、維持管理はどのように今のところしているのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 海軍道路の名称については、教育委員会の生涯学習課のほうで設置をしたようです。あともう1つ茨大前の茨大通りの名所百選としてつけたところも教育委員会のほうでつけているというところがございます。その維持管理については、特に予算上とってるというふうなことではなくて、現状、教育委員会のほうで、何かがあったときには対応していただいているというふうな状況だと思います。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今回の質問で、私も2カ所両方とも見てきたんですが、やはり片方の海軍道路のね、桜並木のところは、やはり、何というか、青カビっっちゃうか、コケが生えたような感じで、やはりこれちょっと見た目にもよくないし、なかなか外から見てもわかりづらいのかなっていうふうに思うんでね、その辺のところも、やはりこれからそういう形で設置等をしていく中で、やはり考えたほうがいいのかなというふうに思いますのでね、今現在について、そういうことについてもね、何とか、どこがどういうふうに管理じゃないけど、掃除したりなんかするのか、ちょっとわかりませんがね、どのようにね、そういう状態ですから、何とかしてきれいにしてもらいたいなというふうに思うんですが、その辺について伺います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 教育委員会ともよく相談をしながら、そういった維持管理的な部分も含めて進めていきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 町長、寝てないでしょうけど、町長知ってますよね。はい。去年の

カレンダーの4日の日のあれなんです、「由来を知れば愛情が湧く。なぜその名前がついたのか、つくり手は誰なのか。知れば知るほど親しみが湧き、手放せなくなる」というふうに書いてあります。このようにね、やはり愛情っていうか、そういうことで、中でね、やっぱり今後とも、先ほど、検討して、私の中の質問の中でね、吉原地区のように、道路の名称をつけてはどうかについて、また歴史的経緯のわかる案内板、道標等の設置については検討していくということなので、早急に、町長、お願いします、ひとつ。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう部長がいろいろお話しはしてるとおり、やはりどの道路、どの道路、どの道路を選定してっていうね、そういうことをまずやって、それから町民の皆さんに、どういう名称がいいのかとか、そういうことから始まらないとだめだと思うんですね。まず道路を選定してっていうことで、これも教育委員会等ともいろいろ話ししながら、やっぱり歴史的な遺産ですから、それをやっぱりきちんと町民に知らしめていくっていうことは、決して悪いことじゃないし、町にとってもいいことだと思うんで、早急って、いつまでとはできませんけど、やはりそういう問題提起をしていただいたわけですから、少しでも早目にできるような状況をつくっていくことが大事かなと、そう思ってます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 町長にいい答弁をいただきまして、ありがとうございます。これで終わります。どうも。

○議長（紙井和美君） これで、11番久保谷充君の質問を終わります。

次に、13番難波千香子君の一般質問を行います。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番難波千香子君登壇〕

○13番（難波千香子君） それでは、通告に従いまして、1項目め、スポーツ振興策と環境整備について、一般質問させていただきます。

2019年、45年ぶりの茨城ゆめ国体、そしてラグビーワールドカップ日本開催、56年ぶりの2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催と、スポーツの大イベントが続きます。選手が活躍することがスポーツへの機運を高めています。トップアスリートの競技力の向上とともに、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが地域でスポーツに楽しめる環境整備を進めていかなければならないと思います。

そこで、6点にわたって御質問させていただきます。

1点目、1978年、昭和53年に整備が始まった総合運動公園は、大人から子供まで幅広い年代層の人に利用されていますが、利用状況、登録団体数、人数はどうなのでしょう。

2点目、総合運動公園には、陸上競技場、野球場4面、多目的広場、テニスコート6面、フットサルコート2面がありますが、長年にわたり使用されてきた結果、老朽化が著しく進み、損傷箇所も施設によって異なりますが、利用に支障を来しています。修繕整備状況、今後の修繕整備計画について、どのようになっているのかお伺いいたします。

特に平成16年6月議会の一般質問で設置を要望いたしましたが、平成16年に設置されたフットサルコートの人工芝は設置当時のままであります。傷みの激しい芝の張り替え、また夜間薄暗いままのテニスコート、野球場の照明灯の改修や、東日本大震災の影響でそのままになっているスタンドや観覧席、排水溝等の改修整備はどうなのでしょう。町の財政状況も厳しさを増していますが、スポーツくじtotoのスポーツ振興事業助成金を活用し、整備費削減は図れないか、どうなのでしょう。また、車上荒らしや自動販売機荒らしの多発地帯でもあり、変質者が出没するなど、安全管理に問題があります。防犯体制の課題と今後の対応に、防犯カメラ設置はどうなのでしょう。

3点目、放射能の除染で削られたままの校庭、雨風により石ころが数多く表面にあらわれ、また大木の根っこで狭隘化し、生徒が安心して運動ができない状況がありますが、校庭の改修整備はどのようになっているのでしょうか。

4点目、少子化が進んで、スポーツ少年団のチーム編成ができないなどの問題が生じています。お話も伺っています。スポーツ団体の育成と支援、また指導者の育成はどのようになっているのか。また、順次あみ広報等への掲載し活躍を取り上げていってはどうなのでしょう。

5点目、阿見小中学校の各種大会の活躍について伺います。また、いい成績を残せなかったが、地方大会、町内大会で頑張った児童生徒の称賛の場はどのようにされておられるのか。

6点目、文部科学省は今年3月から、部活の休養日の制定や部活動を担当する教員の過重負担の解消策として、教員にかわり部活動指導などができる部活動指導員制度を制度化したが、導入の見解をお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 難波議員の、スポーツ振興策と環境整備についてお答えします。

1点目の、総合運動公園内にある社会体育施設を利用した人数は、平成28年度の実績から、野球場3万2,605人、陸上競技場4万2,983人、テニスコート2万4,009人、フットサルコート2万1,805人、多目的広場7,559人となります。

次に、スポーツの振興に携わる登録数と人数ですが、スポーツ少年団は、9月現在で26団、

611人。体育協会は、平成28年度末で20競技部、1,733人となります。

2点目の、運動公園については、施設により傷み具合も異なることから、各施設の状況を確認し、修繕を進めています。

直近の修繕工事は、平成28年度に防衛補助制度を活用して陸上競技場走路改修を行いました。平成29年度は、スポーツ振興事業助成制度を活用してテニスコート照明灯改修を進めており、平成30年3月までに完成する予定です。今後、陸上競技場の観覧席を含めたスタンドの改修とトイレ改修に関連した流末の排水整備を計画しています。

御指摘のフットサルコートは、人工芝がすり減っている状況から、競技利用者の安全を考え、人工芝の張り替え工事を進めていく予定です。

なお、野球場の照明は、器具の状況を調査した上で、テニスコートや陸上競技場の照明灯と同様にLED化を視野に入れた検討を行います。

防犯カメラの設置は、体育施設利用者に加え一般の公園利用者も多いことから、安心して利用できるよう設置に向けて考えていきたいと思えます。

3点目の、除染工事の対応については、除染部分に対して砂により覆土をしております。その後、大雨や風食等による気象条件により校庭の土が減少している状況は認識しており、土を補充するなどのメンテナンスが必要であると考えております。

教育環境の整備につきましては、いずれの学校も創立から30年以上が経過しており、校庭以外にも改修等が必要な箇所があるというのが現状であります。エアコンの設置やトイレ・給排水設備の改修や、ICT教育に必要な教材・機器の整備などを計画的に進めている状況であります。こうした状況から、校庭の改修整備につきましても、今後優先度を十分考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

4点目については、議員御指摘のとおり、スポーツ少年団の団員が年々減少していることもあり、団員集めについて苦慮していると聞いております。

日本体育協会では、少子化の問題もあり、団員の登録年齢を小学生以上としていましたが、平成29年度より3歳以上に引き下げられ、単位団体の判断で個別に受け入れられることになりました。このような制度を踏まえ、スポーツ少年団の活動について、町のホームページ等を利用して多くの方に御紹介していきたいと思えます。

スポーツ少年団としての登録については、最低2名の指導者と10名以上の団員が必要です。各単位団体には、多くの指導者にスポーツ少年団認定員養成講習会により資格を取得していただくとともに県体育協会が行う研修会に参加を促しています。

5点目の、町内小中学生の各種大会の活躍については、中学校の部活動において、毎年多くの生徒が県大会で上位に入賞し、関東・全国大会へ出場しております。今年度も中学校総合体

育大会におきまして、バドミントン、剣道、陸上、弓道、レスリング部等の生徒が上位に入賞し、関東・全国大会へ出場を果たしました。小学生につきましても各種スポーツ少年団で活躍し、関東・全国大会に出場しています。このように大きな大会で活躍した児童生徒には、町長への表敬訪問の機会や広報あみ等を通して称賛し、地方大会や町内大会での成果は各学校の集会等において称賛しております。

また、小中学生のスポーツについては、勝つことだけが目的ではなく、人格の形成、健康・体力の向上を目指しておりますので、成績を残せなかった児童生徒についても努力を認め、励まし、スポーツの楽しさを味わうことができるように指導していくことが重要であると考えます。

6点目の、部活動指導員制度導入については、部活動指導員は運動部活動の一層の充実と教職員の業務の適正化を図るために制度化されたものです。部活動指導員は非常勤特別職として任用され、教諭等の顧問を置かず単独で指導・引率ができるようになります。

指導員となる人材の確保や研修の必要性、生徒・保護者への説明等、導入、運用にはまだまだ課題はありますが、教職員の長時間労働の解消に向けて、導入を検討していきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。それでは、再質問させていただきたいと思います。

まずですけれども、大変詳しい御説明をいただきましたけれども、運動公園の利用状況をまず、施設の利用方法、また申請方法について、まず最初にお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えいたします。まず、施設の利用の関係で、まず予約方法とか申請方法についてちょっとお答えしたいと思います。

運動公園の体育施設利用につきましても、予約が1カ月前からできることになってます。その予約の方法としましてはですね、2通りございます。1つは、直接運動公園のほうのクラブハウスで申請する方法と、もう1つは、阿見町は茨城県が運営している予約システムというのに加入してまして、そこにお金を払ってるんですけど、その予約システムの中で、利用者はスマホとか自宅からインターネットで予約する方法がございます。このインターネットから予約する場合はあらかじめ登録というのが必要でございまして、初めて登録するときには中央公民館に来館いただいて、本人確認資料を持参いただいてID登録をいたします。次回からはスマホとかインターネットで予約できるということになります。あとは、申請は当日申請いただくような形が、その予約と申請の方法になります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。あと、日ごろから陸上競技場の利用が大変しづらいということも伺っております。学校関係者からもそのように伺っているところがあります。特に阿見町は大変に盛んで、阿見アスリートクラブの、本当に感謝している次第なんですけれども、あと個人の団体利用の関係、そういった中で、もっと利用しやすくすることができないのか。ある方から、独占しているんじゃないかという、そういうことも聞いております。また、実際予約が入っていても使っていなかったりとか、そういうことも聞いております。

そういった中で、何とか共有できるような、そういう考え、改善策は、今後どのように考えておられますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） はい、お答えします。なかなか利用が、あいてるのにできないとか、ちょっと利用がしづらいっていう点でございますが、町のほうの今の規則でございますが、陸上競技場の利用時間というのが9時から17時までになってございます。その利用時間も午前、午後というくくりになってまして、ちょっと時間からするとちょっと幅がありますので、今後、今考えているのは、利用時間をできるだけこまをちょっと多くするのに2時間単位ぐらいにしたいと、今ちょっと考えてございます。

3月に、この陸上競技場とその関係と、あとテニスコートもそうなんですけど、含めまして、規則の改正等をいろいろ考えてまして、利用しやすいようにやっていきたいと思えます。

あと、先ほどちょっと申し上げました予約に関して、ID持ってる人が予約すると、そこがバツっていうことで、それでほかの人が利用できなくなります。ほとんどの陸上競技場とか、サッカー団体がID登録してる人多いんですけど、個人利用からすると、あいてるのに使えないというところがあるという話もちょっと含めまして、今、単位利用の時間をちょっとするのとですね、あとちょっと聞いたのは、陸上競技場の団体の人に聞いてみたところ、陸上競技場をやる人は専用するわけじゃなくて、ある程度個人が入ってもできるって確認はできてますんで、その辺も含めて、今度、個人利用のほうをちょっと促進したいっていう考えはございます。そういうことで今のところ考えてるということで、3月議会のときには、条例改正等、施行規則を踏まえて提案させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時02分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番難波千香子君の質問を許します。

○13番（難波千香子君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、先ほどの質問した中で、今後は時間を午前と午後、陸上運動公園は4時間だったものを2時間ずつまた工夫していくという御答弁ございました。また、今バツだと使えないというものも工夫して、直接窓口で確認をすれば使える場合があるということも表示していただけるという、使い勝手がよくなるのかなと思います。期待しております。よろしくお願ひいたします。

それで、陸上競技場ですけれども、先ほど、使用に、活動の人数がかなりほかの競技場と多いようですけれども、すごい使っているということでもよろしいでしょうか。4万2,983人という数字が出ておりますけれども、ほかよりもかなり倍近くとなっておりますけれども、お答へよろしくお願ひします。わけを教えてください。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答へします。陸上競技場につきましては、野球場とかテニスコート、フットサルコートのようにフェンス等のくくりがございません。で、そういった施設は明確になってございますが、陸上競技場については、利用者については、実際、ジョギングとか公園利用者が入りまじるようなこともあります。それで、この数字につきましては、管理人の目視により出入りの概数ということでカウントしてますので、4万何がしという数字にはなっているということでございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） そういったことも、今後は工夫も必要なのかなと思いますね。有料で取ってる方もいれば、無料で入ってきてる方もいらっしゃるかと思いますので、その辺、検討していただけるものと思います。

また、陸上競技場ですけれども、今後、ほかに利用の拡大とかいろいろお考えがありましたら、ぜひお教え願ひたいと思います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答へします。陸上競技場については、昨年度、トラック、走路の部分なんですけど、防衛補助事業を使いまして改修してまいりました。来年度はちょっと予定してるのはスタンドの部分でございます。それで今年度、照明を一部つ

くりまして、照明は全部ではないんですけど、一部直線部を照らすような形で作ってごさいます。当然、夜間利用ということもごさいますんで、先ほどちょっと申し上げましたけど、利用時間をちょっと拡大しようという考えでごさいます。3月までにちょっと整理しまして、利用団体とも調整しましてやっいていくつもりでごさいます。

あともう1つの、これ陸上競技場の目的がごさいまして、運動公園そのものが緊急避難場所となっいてごさいます、全体がですね。陸上競技場におきましては、災害時の後方支援拠点ということで、災害が起きたときに他県から近隣市町村も被災してごさいますので、他県から自衛隊とか警察が終結する場所になっいてごさいます。そんな利用のあれもありまして、利用の拡大という点では、これは利用の拡大だと別な話なんですけど、そんな目的もある施設なんで、非常に大切な施設と捉えてごさいます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 阿見町でも避難のそういった拠点になっいておりますので、そういった面でも重要かと思ひます。また、今回そうやっいて照明灯もLED化と先ほどごさいましたけれども、そういった中で、夜も今度使えるようにということなので、またそういった周知でですね、しっかりと、中学校でも今までなかなか使えなかったんだよというお話伺っいてますので、その辺のPRもしていただければなと思ひうんですね。その辺はどのようにこれからされていくんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。既に陸上部の関係の先生方には直接利用者ID持っいて、それで閲覧っいていうのができて、それで予約なんかもできるんですけど、教育委員会の中でもやっぱり校長会とかそういう中で、今後こんなことを御案内のほうはしながら、利用を広めていきたいとは、そういったことで思っいてごさいます。そんな会を利用して、ちょっと広めたいということでごさいます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） よろしくお願ひいたします。それからですね、今回答弁のほうで、観客席、スタンドですね、それも直していただけるということで、かなり今、傷んでいるのは確かです。ひび割れも入っいてます。そういった中で、どれくらいのスタンドの数があるのかお聞きたいのと、あとは改修後の使い勝手ですね、そういった今後の展望ですか、そういったこともかなりすばらしい、今度、陸上競技場が生まれ変わるのかなと思ひうんですけど、その展望とか、また教育委員会の考えがありましたら、町で総合運動公園は1つですので、その辺のお考えをぜひお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。観覧席，スタンドの観覧席なんですけど，その観覧席の今の数なんですかね，椅子の数なんですけど，芝のほうからスタンドを見て横に5列，縦に8列ということで，80の椅子があります。すいません，40個なんです。1個につき大体10人ぐらい座れますので，全部座れば400名ほど座れるんじゃないかと思えます。観覧席は当然高さがございまして，一望に見渡せるということでございまして。夜の練習もすれば，そこに保護者の方が来られますから，そういった子供さんを応援する，支援することも可能かと思えます。

あとは，そういった利用の中では，これからちょっと考えられることとしましては，競技場と一体としたレクリエーションとか，そういったイベント等も可能かと思えます。そのようにいろんな利用が考えられますけども，そんな空間っていうんですかね，観客と演出者の空間とか，そういうものがあるっていうことが考えられるかと思えます。

あとはですね，この競技場については，4種公認という競技ということで公認はとってましたんですけど，ちょっと一定の基準があるんで，管理基準が厳しくなったことから，今は地域の身近なスポーツということでやっていますので，こういった内容は，ちょっとこれからも続けていきたいということです。

あと，都市公園等の特有な場所にありますので，そういった公園利用者との関係もいろいろあるということで，入り込んでくる環境もありますんで，有料施設等の周知なんかを行って，施設の利用者，あと公園利用者ということが理解できるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） みんなの，また運動もそうですけれども，憩いの場ということもあるかと思うんですけれども，そういったイベントとかそういうことも今はあんまり少ないかなと思うんですけれども，今後そういった，この間行ったときにはグラウンドゴルフの方が陸上競技場で一緒に使っておりましたので，利用拡大も今後ぜひ図っていただければいいのかなと思いますので，よろしくお願いいたします。

また，答弁のほうで，トイレの改修ということでありましたけれども，そういったことも今後やっていただけるのかなとは思っていますけれども。その前に，いろいろt o t oの助成制度ということで，先ほどテニスコートですね，助成金を活用してということでやっていただけるということなんですけれども，t o t oということで，スポーツのサッカーくじでということも存じ上げておりますけれども，どこまで使えるのか，今回もどこまで阿見町で使えるのか，そういった仕組み，基準，わかる範囲で，ぜひ教えていただければなと思います。よろしくお

願いいたします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。t o t oの助成につきましては、国のスポーツの振興に関することの助成する制度でございます。例えば国際レベルの競技とか選手協会に助成したり、地域スポーツということの振興として使われると。仕組みはサッカーくじt o t oの収益の、これ全体の4分の3を市町村対象と、スポーツ団体のほうに助成してく、そういう制度でございます。

今、運動公園のほうで修繕で取り組んでるのは、地域スポーツ施設整備補助、そのうち助成ということで、今やってますテニスコートの照明灯改修のそういった修繕ばかりじゃなくて、新設事業へ、あと社会体育関係で学校開放なんかもいろいろあるんですけど、そのようなことの施設整備等、幅広いメニューがございますが、いろんな採択要件もありますんで、いろいろ今、研究しているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） そうしますと、フットサルコート今回の修繕ということで、なかなか金銭的にも厳しいかと思うんですけども、具体的にそういうものを使ったとして、工事時期、具体的な御答弁がございませんでしたけれども、その辺、今後の内容をぜひ詳しく教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。フットサルコートについては、かなり状況があんまりよくないっていうところもございまして、このt o t oの助成を活用したっていう考えでございます。これは通常、次年度のやることを当該年度の1月に申請しまして、そういった審査会のほうで採択を得て進められることなんで、今ちょっと申請手続の準備とかいろいろやっているとございます。

テニスコートもそうなんですけど、前年度の1月に申請しまして、予算づけ、確保ができましたら、助成金の確保ですね、財源的な確保ができれば補正議案として上げる予定で進めたいと思ってるところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ぜひ当選というか、その辺も微妙だとは思いますが、通って、審査に通ればいいのかと思うんですけども、その補助率とかいろいろあるかと思うんですけども、そのt o t oの助成金のどこまで阿見町には、審査が通った場合つくんでし

ようか。教えていただけますか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） この助成については、t o t oの中で、今申し上げましたように、地域スポーツ施設助成ということで、グラウンドの芝生化事業という、そういう事業のくくりで該当いたします。それが補助率としては4分の3ということです。対象費に限度額がありますので、4,000万という事業費で、その中では3,000万が助成金としてということで限度額もあります。仮に6,000万の事業費の場合は、それは3,000万が限度ですから、3,000万ということになります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。あと、行ったときに、芝の張り替えも当然なんですけれども、かなり子供たちが不都合を感じてるというのは現場でお聞きしているところですけど、そのほかにもかなり老朽化が進んでるんですけれども、そういったことも今回あわせてやっていただけるんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） 当然、利用者のほうの安全性とかいろいろありますんで、状況がどうかというのは現場で確認して進めたいと思います。特にゴールとか、そういうネットとか、いろんなところ。あとは意見聞きながら、ちょっと進めていきたいと思ってございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） よろしくお願ひします。私、行ったときは、よく最近は大風が多いので、ネットとかゴールのあれですね、そういうのもかなり破損しておりましたので、そういったことも子供たちにいつ危険が及ぶとも限りませんので、そういったこともぜひお願ひしたいと思います。

あとはですね、答弁のほうで陸上競技場の流末整備を計画しているということなんですけれども、かなりトイレとかいろんなところで苦慮しているというのは前々から聞いてますけど、どのような形で今回整備していかれるのか、お教え願えますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。現状をちょっと確認して、現場の確認をしてきたところ、やはりここの地区は公共下水道や集落排水も入ってございません。流末がちょっとそういうところには、通常、合併浄化槽から蒸発散槽ということでなってます、ここもですね、埋設管で蒸発散槽につながっている状況でございます。排水ルートがちょ

っと埋め込みの中ということで、あまりよろしくないということで、ちょっと利用者が多いとあふれ出す傾向もあるんで、その布設替えするような形になります。布設替えっていうことは、ルートを変えて、ちょっと掘り込みのとこを直しまして、蒸発散槽のほうをちょっと深く掘って、浸透するような形で、そのための修繕改修ということでございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 私、行ったときも水があふれて流れる場所がないというか。それで機械で場所を出してたというかね、そんな状況でしたので、ぜひともお願いしたいと思えます。また、答弁のほうでトイレ改修もしていくということで、相当いろんな方が利用されますので、トイレ改修等現状の改修と、そのほかにも何か考えていることがあれば、ぜひお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） トイレの改修ということで、今現在、身障者用のトイレがありませんので、1基ちょっと増やしたいと思えます。これは条例というか、県条例でもいろいろありますように、公共施設の整備基準の追加にオストメイトトイレとかございます。身障者対応としてやりたいのと、あと障害者基本計画等にありますが計画によって、誰もが利用しやすい施設ということで、そんな形で進めていきたいと思えます。防衛のほうに、ちょっとそこらやりとりしながら進めていきたいと思えます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。そうすると、ほとんど防衛の補助金も使うというような考えでよろしいんでしょうかね、その場合は。はい。あと、テニスコートも今回改修していくということですけども、そのほかに、先ほどはLEDに今年度中ですか、かえていくということでもありますけれども、あと、ほかにそういったことと、ぜひまだほかにいろんな改修を考えているようであれば、お伺いしたいと思えます。いかがでしょう。使い勝手がちょっと悪いという、行ったときもお伺いしているんですけども。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） 今現在、テニスコートの改修なんか進めているんですけど、あわせまして、利用者のちょっと意見を聞いたところ、やっぱり出入口の関係が、1コートに1カ所しかないんで、ちょっと複数必要だということで、1カ所増やすとか、そんなことで、利用者の意見を聞いて進めているところはございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。じゃあ楽しみにしておりますけれども、今回、陸上競技場、またテニスコートのそういった照明のLED照明にかえていただけるということで、

そういった中で利用料金も反映させていっていただけるのか。安くなるのか、高くなるのか、いやいや改修しても料金はそのままでよということなのか、その辺はどのように考えていらっしゃいますか、お伺いします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。今、利用料金関係は、先ほどちょっと申し上げましたように、3月のほうで、議会のほうで提案させていただきたいと思えます。まずちょっと利用料金につきましては、受益者負担という、そういう原則がございます。特定の人と与えられるサービスの対価として、ちょっと支払いただくという点では、やはり経費に見合う額を負担していただく。当然、照明関係では電気料と、あとはLED照明にすること自体の製品を、耐用年数っていうんですかね、そこから割り出して計算するなど、いろいろ今ちょっとやってるところでございまして、そういうことで進めていってるところでございします。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 今300円ということで、今後高くなることはないと思えますけれど、よろしくお願ひいたします。

あと、先ほど防犯カメラをぜひ設置ということで、検討ということでありましたけれども、いつできるのか、その辺も回答がなかったんですけれども、今現在も車上荒らし、この間も自販機が壊されたということを知っていますけれど、そういった中で、特に安全対策をぜひぜひお願ひしたいと思うんです。のぼりが1本立ってたかなと思うんですけど、その辺どのように、その防犯カメラができる間だけでも、どのように考えてますでしょうか、ずっとですけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。利用される方に公園また社会体育施設利用と、いろいろいらっしゃいますが、できる範囲としましては、運動公園のクラブハウスでちょっと喚起して、申請するときに、ちょっと気をつけてくださいという御案内とか、あとは周知の点では、この前もマラソン大会で警察の人に怒られたんですけど、ちょっとこういったところで見回りじゃなくてパトカーのほうをちょっといろいろ回してくださいとか、そんな話はしてございます。いずれにしても、安全に利用いただくような感じで、できることだけはちょっとやらしていただいているというのが実態でございします。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ぜひよろしくお願ひします。私もそこで車上荒らしに遭いましたので、よろしくお願ひいたします。

次に行きたいと思います。校庭の改修なんですけれども、御答弁のほうでは、優先度を考慮してということでありましたけれども、トラック等には特に石が多いという、危険であるということも伺っております。優先順位を上げてぜひお願いしたいと思います。

それとまた、テニスコートですね。今、コートの状況が大変悪くなっているということをお前々から聞いております。使用も難しいということで。今の改修の計画について2点お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。阿見中学校のテニスコートのところだと思いますけれども、これにつきましては、私の方もですね、直接テニスコートに出向きまして、授業で使っているところも確認させていただきました。阿見中学校のテニスコートにつきましては、体育の授業や部活等で使われてまして、これまでの雨とか風等の自然関係の影響で表面の部分が削られまして、その下の砂利層とか根っこが表面に出てきてしまったという状況が考えられます。こういった状況ですので、このことについて学校からのほうも、阿見中学校からも要望を受けておりますので、早急に改修していきたいと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。あとは、石とかそういうのは優先順位を上げて、ぜひ。なんか毎回拾っても拾っても拾っても大変だという、もう非常にそういうお話を聞いていますので、その辺もいろいろお話聞きながら、できることはお願いしたいと思います。

あと、4点目のあれなんですけれども、スポーツ少年団について質問したいんですけれども、本当に今、大変人数が少ないということをお伺いしているんですけれども、スポーツ少年団の指導者数は、現在何人でしょうか。それと、その中には資格認定者数というものもあるということで、それも何人の方がいらっしゃるのか教えてください。また、スポーツ少年団の認定養成講習会もあるということなんですけれども、その両方、県の体育協会が行うというような研修会もあるということで答弁書にはありますけれど、その4点について詳細お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。指導者数でございますが、今現在215名ということでございます。うち資格認定者ということで106名ということでございます。この認定するには、スポーツ少年団の認定養成講習会に参加しまして、2日間の研修をいたします。この中で指導者の心得とか、トレーニングとか、地域スポーツの養成科目がございます。あと、4点目の県研修会でございますけど、全国スポーツ少年団報告会とか、それにあ

わせた講演会というのをやっていますけど、毎年ちょっと参加者はいないという状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 聞くところによると、やはり指導者の問題もあるのかもしれませんが、土浦、つくば、牛久のほうにどうしても流れていってしまうとか、あとクラブのほうに行ってしまうというのは現実聞いてますので、その辺もぜひ力を入れて今後もやっていたらなと思う次第です。

また、阿見町ではトップアスリーの教室も本当にやっていただいて感謝する次第なんですけど、そういった中でも、やはり指導をしっかりとやっていくことがレベルアップにつながるのかなと非常に思う次第なんですけれど、その辺の指導研修、どうなんでしょうか、どういう形でやられているんでしょうか。また今後の考え方もお伺いします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） トップアスリート教室事業ですけど、年に4回ほどやってるんですけど、当然、その教室事業は子供たちがちょっと学ぶっていう、一流選手から学ぶっていう機会です。当然指導者の人も、スポーツ少年団でいえばコーチの人、監督さんなんか出てきてもらって、その人もその一流選手から学ぶって。学ぶってのは生涯学習そのものですから、そういったところで指導者のそういったものを、心得、習得してもらいたいという、そういうことで多くの参加してもらいたいということでも、指導者たちに啓発しているところでございます。声をかけて進めていくと。多くの参加者に参加してもらおうということです。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） よろしくお願ひいたします。いろいろサッカーとかいろんな工夫されてますので、その都度、指導者にもお声かけて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとはですね、学校のほうなんですけれども、5点目なんですけれども、各大会の活躍についてということで、毎年多くの児童生徒が関東大会、全国大会に行つていい成績を上げていて、もう本当に光栄なことでもありますけれども、そういった中で、阿見町に、各中学校でも横断幕とかやってらっしゃるのはお聞きしております。そういった庁舎の垂れ幕もありますけれども、その基準の拡大、そういったのはどうなんでしょうか。その辺をぜひお伺ひしたいと思ひます。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。各種大会の活躍に対しての称賛についてですけれども、今、議員のほうからお話がありましたが、役場庁舎ではですね、庁舎用垂れ

幕を全国大会に出場した場合ですね、作成して、基準に基づいて、一応掲示しております。その作成したものはですね、その後、町民運動会までにですね、各中学校に持っていきまして、その町民運動会のときに中学校でまた掲示していただくと。それで町民の方にもごらんいただいて知っていただくというようなことをやっております。

それと、あと各中学校ではですね、こちらのほうは県大会とか関東大会に出場して成績を残した方について、横断幕をつくって中学校のほうでも掲示していると。それと、答弁の中でもございましたが、そういった大会に出た方につきましては、町長に表敬訪問していただいて、その様子を広報あみで掲示して、それをまたさらに町民の方にもお知らせしているということで、称賛の場をいろいろつくっているところでございます。

そういったことから、基準についてはちょっと拡大する考えはございません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。ぜひいろんなところで称賛していただければと思います。そこを通るときも、阿見中学校でかなり華々しくやっていただいて、ありがたい次第だなど。この間、竹来でも相当、朝日中でもそうなんですけど、皆さんやっていただいて、賛嘆してるというのは承知しております。今後もやっていただければと思います。

また、6点目なんですけれども、部活の休養日の制定ということで、今年度3月からありますけれども、そういった中で、阿見町の中学校の部活動の、ぜひここで現状と今後について教えていただきたいと思います。また、休養日、活動日、そして朝練の実施状況、そして活動時間、夏季、冬季がでございます。夏休みもでございますけど、その辺を詳しくお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。各中学校のですね、部活動の状況ということなんですけども、まず休養日についてですが、3中学校とも、平日1日、原則木曜日を休みとして、あと土曜日、日曜日のいずれか1日、ですから週2日休養日としております。

あと、朝練の時間ですが、学校の始業開始時間前の30分程度、7時半からですね、学校によって多少ありますけれど、7時15分、7時半から30分程度行っております。行っている日にちは、先ほども言いましたけども、木曜日がお休みですので、月、火、水、金というふうになります。

そして、午後、学校の授業が終わってからの時間ですけれども、こちらは一応終わる時間を決めてます。夏季時間は18時15分、夕方の6時15分まで、冬季時間、今の冬場は16時15分ということで4時15分までに終わらして帰るというような体制をとっております。

それと、夏季休業、夏休みとか冬休みは、その各部活で計画表をですね、学校のほうに提出してですね、学校の管理職の方がそれを把握、指導して行っているという状況でございます。夏休みの中でもですね、冬休みの中で、お盆期間中とか年末年始については原則部活動はしないというような状況で取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。朝練に関してなんですけど、父兄のほうからも、朝練はかなりいろんな面で、教育面で厳しいという声も聞いているんですけども、いろんな、もっとやってもらいたいという御父兄さんもいるし、さまざまなんですけれども、一応文部科学省のほうでは、そういった意味で、いろんな全国的に朝練を今、廃止している方向だと伺ってます。時代の趨勢なのかなと思いますね。そういった面も含めて、今後、今ここで御答弁はいただけないと思うんですけども、そういったことも随分変わってきているなという実感でございます。その辺は教育委員会に任せる以外ありませんけれども、今後ともよろしく願いいたします。

本当に、部活動で集中力を持って打ち込むということは本当すばらしいと。人生の中でもいつときだと思えるんですね。そういうことを教育現場でも必ず生かされてるとは思うんですけども、なかなか外部としてその現状がいかんせんよくわかりませんが、その辺のところをぜひこの場でお聞かせ願いたいと思います。

そしてまた、チーム学校の視点に立って、当然、学校、校長を初め中心になって、また町全体で子供の育てる仕組みづくり、そういうことも当然大切かと思うんですけども、今後のそういうことを含めまして、その見解を教育長のほうにお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） また発言の機会をいただきましてありがとうございます。部活動は、学校の小さな単位である学年あるいは学級、その所属を離れて、共通の興味とかあるいは関心を持つ児童生徒が、そういう生徒によって組織される、文化面もありますし、体育面もありますが、そういうものを対象とした教育活動であって、それを行う中で、生徒相互あるいは担当の教員との触れ合い、あるいは対抗試合とかコンクール、そういうものによって、より深い人間的なかわり合いを味わう、あるいは活動の中でコミュニケーション能力とか、チャレンジする挑戦意欲だとか、あるいは忍耐力だとか、そういうものが養われ、この時期の生徒の人間形成に果たす役割は大きいと認識しております。

せんだって11月にスポーツ庁から中学校、高校の運動部活動の実態調査の速報値というのが

出ました。その中で、公立学校の運動部生徒の保護者が部活動に期待するものということで、一番はチームワーク、協調性、共感を味わう。2番目が社会性、挨拶とか礼儀等を身につける。3番目が体力、技術の向上。そして4つ目が、友達と楽しく活動すると。このとおり保護者に期待していただければいいんですが、いかんせん2つ以上あると人間は比べたくなるもの。順位をつけたり、勝ったり、負けたり。で、対外試合、コンクールを目指して過熱化の課題はあるかなと思います。

一方、公立学校の校長の部活動に関する悩みでは、顧問教員の負担軽減、顧問不足、入部者数の減少。それから、直接運動部を担当する顧問教員の悩みとしては、公務が忙しくて思うように指導できない、自身の心身の疲労、休息不足、公務と部活動の両立に限界を感じる、自分のワーク・ライフ・バランス、自身の指導力不足と、こういうものが上げられています。

ただ、保護者が先ほど期待しているような観点からは、心身の発達を踏まえ、この時期の部活動から得るものは、議員の御指摘とおりでと思います。

しかし、今、担当あるいは校長のアンケートからあったように、社会構造の変化が学校教育に大きな影響を与えていることも、教育行政を担当する立場からは考えあわせなければならぬと考えています。従来は家庭や地域社会が担っていた役割を果たすために、今、教職員は多くの時間を果たさなければならないのが実態です。そして、学校への過剰な要求と、真面目にそれに応えようとする教員の負荷が大きくなっているのが現状です。

この点で、今、国を挙げて取り組んでいる働き方改革、特に教員の長時間勤務の問題に対しては、前文科大臣が就任直後に発したすばらしい言葉、教員の長時間労働によって今の教育現場は支えられている。これは持続性に疑問があるだろうという発言、あるいは、8月29日に中教審の特別部会、働き改革部会から、学校における働き方改革にかかる緊急提言が出されています。これらを踏まえますと、学校現場の大きな課題、その中で部活動の占める部分も大きいと。このような観点から、先ほど難波議員の6番目の質問にありました部活動指導員制度も出てきた経緯があります。

長時間労働をせざるを得ない環境がある従来の固定化された献身的教員像を前提とした学校組織体制では、質の高い学校教育を持続発展することは困難であると、困難な状況にあると私は捉えています。教員が担うべき業務を大胆に見直すとともに、長時間労働という働き方を改善しなければならないと考えています。そのためには、議員がおっしゃるように、学校だけでなく、地域、町全体で子供たちを育てる仕組みづくりが今以上に必要になってきているかなと思います。

今後、全ての学校は、5年後のコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度の確立の方向に向けて取り組みを始めました。現在、努力義務とされています。努力義務というのは、やっ

でもやらなくてもいいことではなくて、やることを前提に努力するということだと認識しております。その方向に向けて、阿見町でも少しずつ取り組み始めましたので、その中で、部活動のあり方についても改善していきたいと考えております。

ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。今後とも期待いたします。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。すいません、貴重な御意見ありがとうございました。それでは、次の2項目めの健康度見える化について質問させていただきたいと思っております。

1点目、自分の町の健康度見える化の取り組みについてお伺いいたします。

自分の町の健康度は他の地域と比べてどうなのか。介護や健康状態のデータベース、データを比べられるよう見える化し、地域づくりを後押ししようというものです。

愛知県大府市では、小学校区に市が持つ特定健診の結果と市民の健康意識アンケートの結果を集計した地区のデータを地域の活動する人たちの会議で公表し、生活習慣予防や介護予防の動機づけにしていくというものです。具体的には、各小学校区ごとにコミュニティ推進協議会の役員、健康づくり推進委員、食生活改善推進委員、スポーツ推進委員会にデータを示し、自分たちが暮らす地域の強みと弱みを見つけ出し、他地区の取り組みを参考に改善を考えてもらうというものであります。

また、埼玉県和光市では、中学校区で分け、認知症によるリスク、転倒するリスクを抱えた高齢者がどれだけいるのかを、65歳以上が対象の日常生活圏域ニーズ調査で集めたものを、ネットや冊子で公表し、転倒するリスク、認知症のリスクが高いとされた地域には、優先的にその事業を実践し、データを示すことにより、市民が課題を認識し、何とかしなくてはという意識を持つことにつながっていくと期待されているものであります。

阿見町での健康データを自在に活用できるようにしていく取り組みについて所見を伺います。

2点目、個人の健康度見える化について伺います。

国の活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型を活用し、体組成計・脳年齢計、血管年齢計等を導入し、住民が自ら健康づくりに取り組む機会を増やし、利用者が測定結果を記録する健康度見える化手帳を、町あるいは広域で作成し、データとして記録に残していく。今後の健康の励みにもなるのではないかと思います。

町民の継続的な健康づくりに向けた環境整備の取り組みについて伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願

います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） それでは、健康度の見える化の導入についてであります。

1点目の、町の健康度見える化の取り組みについてであります。

現在、さまざまな自治体で健康度の見える化に取り組んでいます。町がほかの自治体や県、国と比較してどのような特徴があるのか。これを町民の皆さんに知っていただくことは、健康づくりの関心を高める大きなきっかけとなります。

町では、国保連合会、国保中央会が構築した特定健診・特定保健指導、医療、介護保険等に係る情報を利活用し、それぞれの市町村の健康課題について分析することができる国保データベースシステムがあります。

このシステムでは、町のデータだけでなく、同規模自治体や県、国との比較などもできるようになっています。このシステムから得られる町の特徴を踏まえた上で、国保年金課と連携しながら、効率的な町の保健事業を進めてまいります。

また、町民の健康づくりを推進するための、あみ健康づくりプラン21についても、平成30年度中に第3次のプランを策定する予定です。

第2次で策定したプランにおいては、町の死亡原因第2位である心疾患、第3位である脳血管疾患、また糖尿病と関連の深い腎不全が主要死因の1つとなっていたことから、重点的に取り組む事項として血圧管理、喫煙対策、血糖値管理を上げています。それにつながる取り組みとして、前回の定例会でも紹介しましたが、今年度から町民の皆さんにわかりやすく、実行しやすいように、健康あみ5つのあいことばとしてまとめ、広報、ホームページ、学校や健診会場、各種教室などの機会に広く普及を行っています。

その計画の基礎資料とするため、現在、町民の健康や食育に対する知識、生活実態を把握するためのアンケート調査を2,000人の方を対象に行っているところです。その結果から見えてきた町の現状についても、あわせて積極的に情報提供を行い、見える化を進めてまいります。そして、町の現状を認識していただくことで、より健康への関心を高め、町民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという意識を高められるよう、保健活動に取り組んでまいります。

2点目の、国の活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、体組成計・脳年齢計、血管年齢計等を導入し、利用者が測定結果を記録する健康度見える化手帳を町あるいは広域で作成してはどうかについてであります。

各測定機器については、それぞれメーカーや価格等によって測定項目や精度に違いはあるようですが、体組成計は体重・体脂肪率等をはかるもの、脳年齢計はタッチパネルを押しながらゲーム感覚で脳の機能年齢をチェックするもの、血管年齢計は指先を測定器に入れ動脈硬化の

進み具合を年齢で示すもの等で、測定結果は目安として見るものです。

町では、町民が自分の健康状態を把握すること、生活習慣病の兆候や病気を発見する機会として、年1回の特定健診を初め各種健診を受けていただくことを基本に啓発を行っております。そのほか、さわやかフェア等のイベントで、自分の健康に興味を持ってもらうために血管年齢計を東京医科大学茨城医療センターから借用し、健康づくりのきっかけづくりをしています。東京医科大学茨城医療センターがマイアミショッピングセンター等で実施している街の保健室でも測定器を活用した相談を実施しており、今後も病院との連携事業を続けてまいります。

健康度見える化手帳の御提案をいただきましたが、町では健診や結果説明会の際に健康手帳を配布し、健診や医療の記録をつけることを勧めておりますので、それを活用し健康管理に役立てることができます。また、町ホームページの健康あみ5つのあいことばの体重のページに体重記録表を掲載し、1カ月分の健康づくりの記録ができるように提案しています。

今後も町民が継続的に健康づくりに取り組んでいけるよう、積極的に働きかけを実施してまいります。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変に御答弁ありがとうございました。それでは、再質問に移らしていただきたいと思っております。

見える化ということで、今回は地域と個人ということで御質問させていただくことにいたしました。まず、この見える化ということで、阿見町の中では、地区ごとにそういうことを表示できますでしょうか。まずお答え伺いたいと思っております。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。先ほど答弁さしあげました、現在調査中の健康づくりプランの基礎調査を行っているんですけども、そこにはですね、中学校区を記載する項目を設けてございますので、その範囲では集計ができるようになっております。したがって、地区ごとの違いがあるかという視点でも分析は今後進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。もし分析ができましたら、その先が大切かなと思うんですね。分析はしましたけれど、それはそこで終わるよというんじゃなくて、やはりそれをどこまで公表して、皆さんとともに共有して、町のさまざまな地域の健康づくりをしていくって、そこまでぜひやっていただきたいなと要望いたします。

そして、国保のデータベースシステムということでもありますけれども、詳しい内容をぜひお

聞かせ……。阿見町で全国で取り組んでおりますけれども、詳しい内容をお教え願えますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。国保データベースシステムでございますけれども、これは国保連合会が管理します特定健診、特定保健指導、それから医療、介護保険等に係る情報を活用いたしまして、統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者いわゆる市町村ですけれども、市町村の効率的かつ効果的な保険事業の実施をサポートする、こういうことを目的にしまして構築されたシステムで、全国のほとんどの市町村で、この国保のシステムに加入をしているということでございます。

このシステムから、国保加入者の人口構成、それから被保険者の構成、平均寿命、死因、有病状況、こういった疾患の方が何人ぐらいいるとかですね、それから医療費の状況、生活習慣の状況等につきまして、各自治体ごとの状況を把握できるようになってございます。また、それぞれの項目につきましては、他の保険者との比較ができ、地域の特性、課題を知ることができるようになってございます。

医療費に関するデータからはですね、総医療費に占める割合が高くて、対策をとることが可能な疾病、それから1人当たりの医療費、医療費が増えている疾病などを分析したりできますので、ターゲットを絞ってアプローチができるようになってございます。

簡単に申し上げますと、そういったシステムが全国で適用されているということでございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。ほぼ全市町村でシステムに加入しているということで、そういったものを用いまして、当町ではこういった事業を展開できるのでしょうか。その辺もお教え願えますか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 今申し上げましたデータを活用しまして、データヘルス計画の策定、それから住民の皆さんへの意識啓発、健康教育、それから重症化の予防対策、事業の効果検証など、そういったものに役立てていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。いろんな事業でまた公表してくださるということですね。今後、そういった具体的に健康づくりのこういうものをしていくという事業の予定をお教え願えますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 具体的にはですね、今も申し上げましたけども、データヘルス計画等を策定してございますので、まず重症化の予防。例えば、高齢になるにつれまして医療費のほうはどんどん上がっていきます。その中でも循環器系の疾病が医療費が高い順でいきますと多いんですけども、生活習慣病は重症化するまでに非常に長い期間をかけていくということで、1つは医療費の高い疾病を特定して、そこを対策をとるということとあわせて、将来ですね、医療費が高額化することが予測される、そういった生活習慣病の予防対策、そういったものも重要だというふうに考えてございます。

それから、悪性新生物、いわゆるがんですけども、こちらのほうも、町のほうでは死因のほうで高い状況にございますので、こちらのがんの早期発見、早期治療ということで、そういった対策のほうも進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。具体的にそのデータベースからしっかりとつかんで、阿見町ではこの部分がということで、今後も事業をやられてることを期待するものです。

阿見町では、前回の定例会でも、今回も、健康あみ5つのあいことば、取り組んでいくんだということで、非常にいいことだと思っております。その中で、今回の提案しました体組成計、血管年齢、脳年齢、そういったところと、今回のそういった5つのあいことばの中の共通点と違う視点。いやいや違うよということで、阿見町は健康あみ5つのあいことばで行くぞということなんでしょうか。ぜひお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。生活習慣病を予防するために、誰もがすぐに取り組める5項目を健康あみ5つのあいことばとして、現在取り組みを進めているところでございます。この健康あみ5つのあいことばでの項目の適正な体重、それから減塩、野菜摂取、それから運動の進め、こういったものにつきましては、血管の動脈硬化の進行、それから循環器疾患、脳血管疾患の予防につながる項目でございます。

御質問の各測定器を活用したときの対応策といたしまして、栄養と運動と休養、これが考えられますので、指導事項はこの5つのあいことばと共通するものというふうに考えてございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。そうしましたら、ホームページに、答弁のところで、体重計の記録表も実際にできるように、体重計は載せたよという御答弁をいただきました

けれども、ちょっと詳しい内容をお聞かせ……。ここにいらっしゃる方、果たしてどれだけの人がホームページから見ていただいているか、また今後のこともありますので、ぜひ私にもお知らせください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。体重の記録表でございますけれども、自分の健康づくりに関する記録をするものとしまして、ホームページの健康あみ5つのあいことばの1つ、毎日体重をはかろうのページに、体重や歩数、それから行動目標などが1カ月分ずつ記録できるものでございます。継続的に健康づくりを取り組む上では、自分の経過が見えるように記録をつけること、それをもとにアドバイスを受けることはモチベーションも高め、継続の励みにもなるというふうに考えてございます。

一度ダウンロードされまして見ていただくと、非常に使いやすい表になってございますので、なるべく多くの町民の皆様がこの表を御活用いただいて、継続的に自分の体重等をチェックしていただければ、健康づくりにつながっていくのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。ホームページからということで、あとは各教室、学校、健診会場で広く普及していくという御答弁でありましたけれども、健診のときに、これは多分、町全体でやっていくということなんですけれど、やはり多くのお年寄りから若い方、やはり健診の機会で拡大していくことも1つの方法ではないかなと思うんですね。そのほかに、また阿見町には運動普及推進、また食改さん等、そういう関係の方がボランティアでいらっしゃいますけれども、そういった中でそういう講習会、つるかめ教室、また継続的に看護師さん以外でも、日常的にもそういったものを普及啓発できるのではないかなと思うんですけれども、そういった考えはございますでしょうか。ぜひお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。5つのあいことばの普及啓発ということでございますけど、せっかくの機会ですので、もう一度、5つのあいことば、簡単に御紹介させていただきます。1つは毎日体重をはかろう。2つ目、減塩しよう。それから3つ目、毎日両手いっぱい野菜350グラムを食べよう。4つ目、今より10分でも多く体を動かそう。5つ目、禁煙をしようということでございます。

この普及でございますけども、若い世代の方に対しましては、5つのあいことばのチラシを、まず小中学校を通じまして各家庭に配布をさせていただきました。さらに詳しい内容を、今御紹介いただきました町ホームページに掲載しまして、各自で確認をできるようにしてございま

す。できるだけ多くの皆様にホームページを確認していただけるようにですね、チラシに町ホームページのバーコードを入れまして、簡単に確認ができるようになってございます。

それからまた、新しい家庭を迎える時期に、家族の健康を考えてもらおうということで、マタニティークラスで、妊娠中の食事だけではなくて、生活習慣病予防の内容の講話を加えて行っております。そのほかにも、離乳食の教室ですとか、乳幼児健診の機会を活用しまして、健康づくりの教育を計画してございます。そのほか、健診の機会に加えまして、健康づくり課の他の事業でも説明を行うようにしてございます。

それから、高齢者につきましては、現在、御質問ありましたように、つるかめ教室に健康づくり課の職員が健康相談にお伺いした際に、ミニ講話で5つのあいことばについてお話をさせていただいているところでございます。

地域で繰り返してお話をしていくために、地域で活動を御協力いただいております食生活改善推進員、それから運動普及推進員の皆様、ボランティアの方々等に御協力いただければより効果が期待できると思っておりますけれども、まずは各推進員の皆様等に研修等で各項目につきまして知識を深めていただくことから進めていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、地域の事業等などあらゆる機会を通じまして、繰り返しお話をさせていただくことが大切ではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 私は、すばらしいものがね、阿見町にいよいよできたなとは思っております。本当にこのぺらぺら1枚じゃなくて、実際はもっとすばらしいですよ。もう本当にそれがあれば全て完璧っていう。そういうものは当然ボランティアさんに勉強をまずしていただいて、そこから一気に職員っていうか、やはりこれからは、そういうできる人を育てるっていうのも1つじゃないでしょうか。やはりそういった視点を変えて、みんなで阿見町の人を守るという、そういう中でボランティアも健康になってるっていう。今後ボランティアポイントとかいろいろね、考えもあるんでしょうけれども、そういったボランティアを育てるということも1つの一気に広がる大切な視点じゃないかなって、阿見町にそこがどうだったのかなと思いますね。

あと、普及は大切です、確かに。果たして普及したけれど、どれだけの人が実践してやりますでしょうか。そこをまた見てあげると、モチベーションが持って行って見てあげる。励みになる。その辺が今回見える化の一步だと思うんですね。その辺もまたやって、ぜひ。阿見町は健康ポイント、そういうのはなかなか難しいっていう。ポイントなければ、窓口で見てあげる、そういうところで見えてあげる、そういうことが、ちょっと今までないかなと。その辺を

やっただけだと、相当保険給付、そういった健康寿命も上がるのかなと思いますので、御努力をぜひお願いしたいと思います。

それとですね、さまざまなことをやっていただいて、街の保健室をやっていると。え、やってたんだと思うんですけど、その辺の利用者数を、ぜひお教え願えますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 街の保健室でございますけれども、これは東京医大茨城医療センターのほうと連携をしまして、阿見町と美浦村それから稲敷市の3会場で、血圧それから体脂肪、血管年齢測定、それと健康相談や講話などを実施していただいております。阿見町では、毎月1回、年間12回実施しております、参加者数ですと、延べ——これは去年のデータですけど、743名。1回ですね、大体40人から80人ぐらいの方がいらしていただいているという状況でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） たくさんの方が来ていらっしゃるんだと、今、思いました。街の保健室の開催日で、ショッピングセンターのどこの会場、どのところでやっっているのかと、あと開催日ですね。それとあと、どういった内容で、また周知はどのようにされているのか、ぜひお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 街の保健室でございますけれども、マイアミショッピングセンターの1階フロア、インフォメーションセンターの前、ちょっとしたスペースがあるんですけども、そこで毎月1日に行っております。ただ、土日、祝日に重なる場合には翌週の月曜日。時間帯的には13時30分から15時の間に開催をしております。周知につきましては、茨城医療センターのホームページ、それから同センターの外来などの院内の掲示、それから病院前のコンビニ、それからマイアミショッピングセンター等に掲示をしているということでございます。

内容につきましては、先ほど申し上げましたように、お越しいただいた方の血圧、体脂肪、血管年齢測定、それと健康相談と講話。講話は毎月テーマを変えて実施をしております。例えば今月、平成29年12月は、1日に、これはインフルエンザについて講話を行っております。来年1月には、1月4日、これは緑内障について。2月1日には花粉症について、3月1日にはパーキンソンについてということで、毎月いろんなテーマを決めていただきまして、講話をいただいているということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 県立医療大と連携をとって、素晴らしい事業だと思います。ごめんなさい、東京医大ですね。だと思います。失礼しました。そういった中で、街の保健室は国のほうでも確かに進めておりますけれども、助成も町からもしてるかと思うんですね。そういったことで、町の方にも、ぜひそういうPRとかしていただければ、非常にそこに行く方も増えるのではないかなと思うんですね。そこに行くと検査もできるってことなんで、そういったことはやっていただけるんでしょうかね。今のところ、今の御答弁でないみたいだったんですけど。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） できるだけ多くの皆様に来ていただけるように、今後、周知については考えていきたいと思っております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。そうしましたら、これ時間は何時からやってるんでしょうか。すいません。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 午後1時30分から午後3時までということでございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。そうしましたら、あとは東京医大から、そのほかにも連携して、血管年齢計をさわやかセンターとか、そういうところで借りて借用しているということでもありますけれど、そういった借りるのも十分よしとするんですけれども、体組成計、例えばですね、1つ用意して、いろんなところに持っていく。今、町では血圧計が至るところにありますけれども、そういったものを1つ用意して、いろんなところに持っていく、そういったことも簡易的な見える化もできないものかなと思うんですね、一歩進めて。また、このことに関しましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型っていうのがありますけれども、それを含めてわかる範囲で、ぜひ御説明願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。まず体組成計についてでございますけれども、現在町で3台保有してございます。体組成計ですけれども、体重のほかに体脂肪率の測定、それからその脂肪の内容、皮下脂肪ですとか内臓脂肪、それと筋肉率の測定等、体の組織ですね、をチェックすることができるものでございます。ただ、あくまでも目安となる数値でございますので、そして各家庭でも現在かなり普及しているということもございまして、現在は特定保健指導の際の教室等でですね、活用しているというのが現状でございます。さらなる

利活用につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の交付金についてでございますけども、この交付金は現在ではですね、地方創生推進交付金という名称でございます。市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた自主的それから主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てる交付金ということで、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣にその認定を受けることが必要になります。その認定を受ける判断基準でございますが、まず先導的な事業というのが前提でございます。その上で7つの基準というのがございます。これは自立性、それから官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、それから地域社会を担う人材の育成確保、それから事業が先導的であると認められるその他の理由、こういった認定判断の基準がございます。

対象となる事業でございますけども、結婚、出産または育児について希望を持つことができる社会環境の整備に関する事業、それから移住及び定住の促進に関する事業、地域社会を担う人材の育成及び確保に関する事業、観光の振興、農林水産業の振興、その他の産業の振興に関する事業、そのほか地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に関する事業ということになってございます。

以上のような条件等がございまして、1自治体の単一事業ではなく、広範囲にわたる取り組みと効果が期待できるということが求められるというふうに考えてございます。

この健康度見える化手帳等の作成とかですね、等には、なかなかこうした目的にはなかなかすぐわないのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 阿見町には健康手帳、見える化手帳ということですけども、こういった健康手帳、バージョンアップしてこういうふうになっているんですけど、皆さん御存じでしょうか。こういうものもあるんですけども、果たしてどれだけの町民の方がお持ちなのか、まずお尋ねします。健診のときにいただける、指導のときにいただけるということで、ほか、窓口においてあるんでしょうか。その辺もぜひお聞きしたいと思います。あと周知ですね、そういった啓発をどのようにされているのか。なかなかちょっとお目見えしてなかったと思うんですけど、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 健康手帳のPRいただきましてありがとうございます。この手帳ですけども、毎年300冊ほど配布をしております。御紹介いただきましたように、各種健診の際に、40歳以上の受診者の方にはですね、積極的に配布をさせていただいております。それからまた40歳未満であっても、希望があれば配布をさせていただいているという状況でござ

います。

周知啓発でございますけども、希望される方が自由に手にとることができるように、全ての健診会場にパンフレット類とあわせまして提示をさせていただいて、随時お声かけをさせていただいております。それから、健診のほかに、結果の説明会、それからつるかめ教室、それと健康づくり課の窓口でも希望される方に配布をさせていただいて、健康管理に役立ててもらっております。特に健診後の結果説明会におきましては、健診データの継続的な管理が必要になる方がたくさんいらっしゃいますので、持っていない方に関しましては配布をして、活用を図っていただいているというのが現状でございます。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時20分といたします。

午後 2時11分休憩

午後 2時20分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

難波千香子君の質問を許します。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。最後に質問して終わりにさせていただきたいと思います。今までさまざまな阿見町としてもあみ健康づくりプラン21、今度第3次ができる。そしてまた今回、すばらしい健康あみ5つのあいことば、また、ブランド力からすばらしい、またそういうものを発信していただいた。また、昭和60年、62年ですか、はつらつ健康手帳、こういったものがある。なんかいろいろやるものがあるんですけども、またそういった接合性ですね。私たちは何をどうしたらいいのかという、町民の皆さんに、なんかそういう統合性というか接合性を持って、1つを見たらそこに全部書けるよと。ここにも体重計がある、身長がある、そういうものをしっかりとこれからはやっていただければ、もっとありがたいのかなと思うんですけど。どうでしょうか、その辺よろしくお願ひ、最後の御質問にしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 御指摘いただきましたように、この健康はつらつ手帳にも体重計を記録するページがございます。また、健康あみ5つのあいことばの体重をはかろうのところでも体重がはかれるような表を載せてございます。ここら辺は、次回また見直しを図るときに、整合性を図りながらまとめる等をしてですね、町民の皆様によりわかりやすく、より使いやすいなるように検討を進めて、なるべく多くの皆さんに、こういった5つのあいことばを広く周知いただき、まずは実践をしていただくと、そういった取り組みが図れるように、町

民の皆さんにわかりやすいように取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。
以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 長時間にわたり、大変にありがとうございました。以上で質問を終了させていただきます。

○議長（紙井和美君） これで、13番難波千香子君の質問を終わります。

次に、6番栗原宜行君の一般質問を行います。

6番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。私の後ろでは、早く、早くしろという無言の圧力がありますが、それに負けずにとにかく、それを気にしながらですね、最後の一般質問をしたいと思います。それでは、通告に従いまして、よろしく願いいたします。

今回はですね、阿見町の観光行政について伺います。2010年、日本の訪日外国人旅行者は、年間で、その当時もまだ861万人でした。政府は2013年までに訪日外国人旅行者数を1,500万人にするという目標を立てました。当時、この1,500万人というのはですね、無謀に近い目標でございました。結果はですね、2013年の結果は1,036万人ということで、やっぱり1,500万人には到達しなかったという結果に終わってしまいました。ただですね、861万人であった、1,000万人を超えることのなかったんですけれども、2013年には1,000万人を超えたということでございました。

それからですね、2014年、2015年と行くに当たって、1,973万人までですね、2015年には旅行者が増えたということで、2016年の10月に政府が目標として早期実現を望んでいた訪日外国人が初めて2,000万人を超えました。観光を新たな基幹産業とすべく、平成24年の3月、観光立国推進基本計画を策定してから4年目の快挙でした。

しかし、政府は訪日外国人の地方の観光地までの足が伸びていない。つまり首都圏だけで済んでいるという環境がですね、地方創生に対しては足がかりとしかかったんですけれども、それを何とか地方に訪問してほしいという形で、その後、方針も少しずつ変わってまいりました。

世界の観光業を見てみればですね、第1位はフランスです。年間8,400万人。2位はアメリカの7,700万人、3位がスペインの6,800万人。4位が中国の5,600万人ということで、まだまだ日本は2,000万人を超えましたけれども、世界の規模にはなっていないという格好になっています。そこでですね、新たな目標として、政府は4,000万人、またそれを突破すると6,000万人にしようということで新たな目標を立てました。

さて、阿見町もですね、多くの観光客が訪れる町になることを目指しています。そして本年

の3月、阿見町観光振興基本計画を策定しました。そこで阿見町の観光について、以下の点について質問させていただきます。

- 1つ、阿見町の観光地への来訪者数について。
- 2、阿見町観光振興基本計画の進捗状況について。
- 3、フリーWi-Fiやデジタルサイネージ、宿泊施設などの受け入れ整備状況について。
- 4、阿見町の空き家率及び空き家対策について。
- 5、来春施行予定の民泊新法への対応について。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 観光振興の取り組みの進捗についてお答えいたします。

1点目の、阿見町の観光地への来訪者数についてであります。

町の年間入り込み客数は、県の発表によると、平成28年は前年度比3万9,200人増の352万2,200人、県内第6位の誘客数で、依然として県内上位の数値を示しておりますが、その大半はアウトレットへの来客層となっております。

2点目の、阿見町観光振興基本計画の進捗状況についてであります。

昨年度策定した阿見町観光振興基本計画は、あみ再発見、みんなで始める観光まちづくりをコンセプトに、町民参加による観光まちづくりの展開、霞ヶ浦に目を向けた阿見町らしい観光交流の創出、歴史や風土などを生かした観光の展開、観光空間としての雰囲気づくりとプロモーションの強化の4つの基本方針により構成されております。この方針に基づき、観光協会事業へ反映しながら、施策を推進しております。

今年度については、予科練平和記念館を拠点に霞ヶ浦湖岸の施設を活用した町民参加によるおもてなし花壇の整備やまい・あみ・マルシェを実施しており、来年3月にはサイクリングイベント事業を予定しております。また、地域祭事のPR事業やスマートフォンを活用したスタンプラリーの構築に取り組み、アウトレット以外の観光誘客施設や観光スポットの強化と町内周遊対策に取り組んでおります。

3点目の、フリーWi-Fiやデジタルサイネージ、宿泊施設などの受け入れ整備状況についてであります。

デジタルサイネージにつきましては、役場庁舎、本郷ふれあいセンター、中央公民館、予科練平和記念館、アウトレットコミュニケーションセンターの計5カ所に設置し、おのおのの場所で必要に応じた観光や暮らしに役立つ情報等を発信しております。

フリーWi-Fiにつきましては、アウトレットや町内の商業施設等では既に設置されておりますが、行政施設では設置されていない状況です。今後、来町者の見込まれる予科練平和記念館や道の駅のような公共施設での設置を検討する必要があると考えております。

宿泊施設については、現在、ビジネスホテルが1社のみ営業している状況です。町内には優良企業の立地が進んでいることから、観光以外の面でも宿泊施設の必要性を強く感じているところではあります。

4点目の、阿見町の空き家率と空き家対策についてであります。

国が実施した平成25年の住宅・土地統計調査によると、本町の空き家率は16.6%であり、そのうち約10%が利活用の決まっている空き家の賃貸用の住宅が占める状況にあります。

空き家対策については、昨日、海野議員にお答えしたとおりであります。

5点目の、来春施行予定の民泊新法への対応についてであります。

民泊新法の対応につきましては、現在、県で民泊新法に関する条例等の検討を進めているところであり、民泊経営においては、公衆衛生の確保や近隣の住民トラブルといった課題もあることから、近々、市町村説明会を予定されているようです。今後、県の動向を注視していきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。そこでですね、まず1点目の、阿見町の観光地への来訪者数なんですけども、久保谷充さんのほうからですね、先ほど県内順位がございまして、27年度の順位でいけば5位、28年度については6位ということでございますので、せっかくね、27年度のあれがありますので、どういうふうな28年度は変わったかという形です。ちょっと御案内したいと思います。

これは充さんと同じですが、1番目は大洗なんです。2番目がですね、水戸になります。水戸が373万です。その次にですね、つくば市が来ます。つくば市が369万6,000。続いてひたちなか市362万2,000。で、笠間市が361万2,000と。で、我が町阿見町が352万ということで、28年度と27年度が違うのがですね、300万人は、もうこの阿見で終わりなんです。その後はもう200万台にしかないということで、特にですね、意外なのは土浦がですね、これは批判ではありませんが、批判ではないんですけど、土浦が158万9,000ということで、本当に200万人阿見よりも少ないという形になっています。あと、牛久さんも同じ158万ということで、こうやって見るとですね、9月の一般質問のときに、財政力指数で阿見町が県内7位という形で御案内したと思うんですけど、この観光客のほうもですね、6位ということで、阿見は結構ね、優秀な町だということが、これも調べていってすごく感じました。

そこでですね、まず、なぜ私がこのパネルを今回用意したかということなんですけども、こ

れは1年に1回パネルを御用意することに私は決めました。それで、去年は熊本に行きましたので熊本だったんですけども、今年、観光という形で10カ所、観光とあと研修もあったんですけど、今日は観光という形で、全国10カ所を回りました。鹿児島に行ったんです。知覧と万世というところに行きました。これちょっと見ていただくと、これ知ってる、知ってるっていうふうになると思われそうですけど。すいません、本当は裏もつくろうと思ったんですけど、裏をつくとまた倍になっちゃうので、とりあえず安くいきました。

これはですね、予科練平和記念館ができるときに、万世さんのほうから貸し出しがあったんですよね。それでまず御記憶があると思うんですけど、それともう1つ違うのは、これはですね、知覧のほうのやつだろうということのイメージが強いんですけど、これ実は17から18歳までの5人の少年兵なんですけど、子犬を抱く少年兵っていう形で有名な写真です。これの送ったところの消印が、この万世の、今でいえば南さつま市から出てるので、万世は今、南さつま市なんですけど、そこでやっぱりこれは知覧じゃないよっていうのが証拠として上がっています。

これは御厚意によってですね、当時私も予科練さんのほうに資料を貸し出したりとか、いろんなものを送ったんだよっていう方が館内をアテンドしていただいて、その後いろいろと聞くところです、本当涙が出てしまったような感じで、本当に悲しいあれでした。

続いてこれが知覧です。知覧がですね、今年の9月ですかね、1985年に開館したんですけども、32年たって1,900万人突破したということで、これが知覧ですね。32年間で1,900万人なので、今、予科練は年間6万人と7万人だと思うんですけど、その10倍が知覧だということですね。私も知覧行く前までは、すごく特攻の町なので暗いかなと思ってたんですけど、すごい明るい町です。城下町、武家屋敷もあるし、いろんな形もあって、この隣にですね、ミュージアム知覧というのがあります。そこは来年の大河ドラマが西郷どんなんですけど、西郷さんの刀を展示してあるんですよ。そこで、セットで600円で入場できるんですけど、そういった形ですごく明るい。私が最初考えていたよりも明るいなというような印象でした。

何でこの1,900万人も来られたんですかっていうと、やっぱり知覧の先に指宿があって、そちらのほうに行くルートに乗っかってるんで、やっぱりずっと来ていただいているっていうのが館長のお話でした。ただ、やっぱりいろいろ取り組みはされてるという形でございました。こういうふうですね、史跡だとか建物だとかというところに行く観光もございます。

今ですね、新たな観光の部分でですね、インスタ映えというのをですね、御案内のおじさま方々、私も娘がいますので、インスタ映えはちゃんと知ってましたけど、2017年今年の新語大賞、新語・流行語大賞が、このインスタ映えと付度でございますね。このインスタ映えをするということだけで若い人がどんどんどんどん来る。茨城県のインスタ映え1位は守谷市なんで

す。守谷市のさくら坂というところのお店が1位になってます。全国でいくと、神奈川の足柄郡ユーシン渓谷っていうのが全国ではナンバーワンになってて、ユーシンブルーっていうですね、エメラルドグリーンの渓谷になっているんですよ。第2位が木更津の江川海岸と。これもまた日本ではないような。こういったインスタ映えするところということで、SNSでみんな来るといような格好の中で、観光地っていうイメージがですね、かなり変わってきていて、そこをつかないと、なかなか来ていただけるお客様の数も伸びていかないといような状況があります。

そこでですね、そこで再質問させていただきたいんですけども、町内ですね、観光地点、これは何か所、今、設定をされているんでしょうか。その観光地点はどこでしょうかということなんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。ちょっと確認したいんですが、観光地点ですか、観光地ですか。どちら。

○議長（紙井和美君） 観光地点って言いましたよ。

○産業建設部長（湯原幸徳君） すいません。

○6番（栗原宜行君） 私ちょっと素人のあれなんですけど、いろいろな統計見ると、そこは観光地点でいって、全体的には観光地って包含してるので、もちろん部長で答えやすいほうでいいと思います。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、答えさせていただきます。一般的に観光地ということになりますと、歴史、文化、自然、景観、そういった遊覧資産的に整備をされていて、交通機関ですとか宿泊施設が伴ったところが観光地というふうなところの定義になっているようです。ただし、その中でも、公開を目的とした整備が進み、一般旅行者にも観光の前提である歴史、文化、自然、景観などの遊覧資産が鑑賞できる施設については、そういったことの定義はなく、観光地というふうな定義であるようですので、阿見町にとって観光地というふうな部分については予科練平和記念館しかないのかなというふうには思っております。ただ、あくまでもそれは観光客が予科練平和記念館に来ていただいているというふうなところでございます。

また、観光地点というふうな形になりますと、県のほうでも、国の定めた観光地点分類というのがございまして、その中で観光動態調査実施要領というのがございます。その中で、町としても観光客として来ているところの地点を一応報告をしているところについては、アウトレットと、予科練平和記念館と、それとまい・あみ・まつり、それからさわやかフェアを一応観光地点というふうな形で指定をしているというふうなところでございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そうすると、町長の御答弁のところにもですね、阿見町の28年度が352万2,200人という形なんですけど、アウトレット以外の部分でいくと、この今3カ所ですか、ざっくり、例えば統計はとられてないと思うんですけども、どんな感じで観光地別の来訪者数っていうのはなっているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 今、御説明をさせていただいた観光地点として指定をしているところの中で、アウトレットが338万7,000人程度——これ28年度でございます。予科練平和記念館が約5万人。それ以外のさわやかフェアとまい・あみ・まつりですか、が8万5,000というふうな数字でございます。ですので、それ以外の部分については、若干出入りがあると思うんですが、そこまでの統計はなかなかとりづらい部分がございます、今そういうふうな状況になっております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そうしますと、一応そういう数字的な部分を押さえた中でですね、2番目の、振興計画の進捗状況なんですけれども、今4つの施策、基本方針に基づいてされているということで御答弁がございました。その中でですね、4つの基本方針の中の施策でですね、今年3月に策定したときに、未着手及び一部実施している施策があって、あと実行中というふうに、この基本計画書にはですね、載ってるんですけども、これのその後の進捗はどんな感じでしょうか。

○議長（紙井和美君） 商工観光課長岡野栄君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（岡野栄君） はい、お答えします。観光振興基本計画の進捗状況ということで、未着手という部分と一部実施というふうな表現がされているかと思いますが、この計画を策定した時期の状況になってございます。現在の状況をということであれば、まず未着手の部分につきましては、基本方針の霞ヶ浦に目を向けた阿見町らしい観光交流の創出の中で、県・近隣市町村と連携したサイクリングの推進ということがございますが、これは未着手でございましたけれども、先ほどの答弁の中にありましたように、来年3月18日に開催予定のサイクルイベント、「アーミーライド～サイクルキャンプ in 阿見町」ということで、エンデューロ、ぐるぐる回るエンデューロとライドハンターズという2つの自転車イベントを計画してございます。このライドハンターズというものはですね、広域観光を目的としたファミリー層向けのサイクルイベントでございまして、阿見町と美浦村、稲敷市と連携して、立ち寄りポイントを設定して、その立ち寄りポイントに行ってQRコードを読み込むとポイントがたまると、そういうふうなものでございます。その中にはミッションをつけたポイントが

ございまして、そのミッションをクリアすると高得点が狙えると、そういうふうな楽しいイベントを、今、計画しているところでございます。先日、美浦村と稲敷市に協力をお願いに行つてまいりました。

次に、同じ基本方針2の中で、霞ヶ浦沿岸における親水交流空間の整備というのがございますが、これは国のほうで今年間もなくですね、緩傾斜堤防の工事に入る予定でございます。延長が200メートル、少し当初より延びまして200メートルの整備が行われると。来年の春、当初は3月末までの予定でしたが、ちょっと延びるというふうな回答を得ておりますので、繰り越しになっていると思います。その後、基本計画の中では平成30年以降の予定になっておりまして、それは国体セーリングの会場となっておりますので、そちらの整備が完了したらですね、この計画に基づいてまた利活用を図っていきたくて、そういうところでございます。

また、基本方針3番の、歴史や風土などを生かした観光の展開の中では、周辺地域や拠点施設と連携した観光周遊ルートの創出というところが未着手になっておりますけれども、これはスマホを活用したスタンプラリー、今計画してございまして、これもですね、町内周遊を図るというものでございますので、これも着手しております。

また、基本方針4につきましては、観光空間としての雰囲気づくりとプロモーションの強化ということで、阿見町及び町の観光に対するブランド価値の創出ということになっておりますが、商工会との連携によるブランド化委員会というものを立ち上げまして、新たなブランドの創出について検討をしているところでございます。

その下にあります町内及び周辺観光情報の発信媒体の整備とマーケットへのアクセスの強化。これはSNSを活用して、フェイスブックですか、観光協会でも今年フェイスブックを活用した発信媒体の利用を図っているところです。

それと、観光振興施設事業のマネジメント力の強化につきましては、平成31年からということになっておりますので、現在着手しておりません。

一番最後の、観光振興に向けたインフラ、受け入れ体制の整備につきましては、その質問にございましたWi-Fiの環境整備などが該当すると思うんですが、ここの部分につきましては、残念ながらまだ未着手というふうな状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。では、続きましてですね、次のページというか、今回、重点分野の設定もされてると思うんですよね。そこで、ここに書いてある部分で、こういうふうに変ったよとかっていうものがあれば、御案内いただきたいと思ひます。

○議長（紙井和美君） 商工観光課長岡野栄君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（岡野栄君） 重点分野の取り組みにつきまして、進捗状況を御説明いたします。観光振興基本計画の施策は約60の施設を提唱しておりますが、限られた予算、人員の中で優先的に重点分野を決めまして、観光協会事業へ反映しながら推進をしているというものでございます。

重点分野の取り組みとしましては、1番、道の駅を拠点とした特産品開発、地域情報発信の充実という部分につきましては、道の駅を見据えて、商工会と連携した地域ブランド化セミナーを開催し、新たな地域ブランドの育成に取り組むとともに、道の駅推進室と連携し、出店者説明会等の周知や新商品開発事業支援補助金制度の紹介などにより、町商品開発支援の推進をしております。

2番目の、花を生かした町民によるおもてなしの推進につきましては、町の誘客施設でもある予科練平和記念館の前に、町民参加による延長160メートルのおもてなし花壇の整備に取り組んでおります。夏の花としてマリーゴールド、サルビア、ニチニチソウ、またこれから冬ですけれども、ノースポール、ハボタン、また2月以降、ビオラ、パンジーなどの植栽をするという計画でございます。

3番、県、近隣市町村と連携したサイクリングの推進につきましては、先ほどお話したように、来年3月18日、武器学校と予科練平和記念館を拠点とし、茨城県、美浦村、稲敷市と連携したサイクリングイベントを実施する予定です。

4番の、地域の歴史、文化資源の活用に向けた地域連携の推進につきましては、地元の方たちの意向を確認しながら、地域の祭りをPRしております。今年は青宿お浜入り、君島ひよつとこ、福田の馬鹿祭りをPRいたしました。このほかにも、先日は、11月12日に予科練平和記念館で実施したれんこんマルシェでは、レンコンの掘りとり見学というものを実施しましたところ、多くの皆様に参加していただきまして、平和記念館裏の蓮田です、ゴム長で水圧をかけてレンコンを掘る様子を、レンコン農家の方が説明してくださいました。今回の特徴としましては、福田の馬鹿祭りにつきましても、地元の方が観光客を受け入れてくれたこと、またレンコン掘りについても、地元のレンコン農家の方が説明してくれた、そういうことからですね、町民による観光のまちづくりが少しずつ進んでいるのではないかと考えております。

5番目の、阿見町及び町の観光に対するブランド価値の創出については、1番と重複しますが、ブランド化セミナーの開催や、タケノコ、メロン、レンコンなどの料理フェアを実施しております。先日のまい・あみ・れんこんマルシェでは、阿見町産のレンコンの販売をしたところ、大変好評をいただいたところです。ブランド化セミナーにつきましては、予科練の街クッキーのパッケージの見直しというところを、今、議論しているというふう聞いております。戦争のイメージから、仲間、青春、団結をイメージしたものに変えるというふうな取り組みを

しているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。基本計画はですね、今年の3月、昨年度末に策定されて、平成33年が年度の目標ですけれども、かなり進んでいるという形ですね、うれしく思います。ありがとうございました。

あとですね、実は今ありました重点のところにありました道の駅の部分ですけれども、先月11月の23日にですね、テレビ東京で「カンブリア宮殿」という番組ですね、道の駅が放映されました。そのときのうつのみやろまんちっく村というのが出たんですけれども、これが阿見町でもやっていただけるファーマーズ・フォレストさんだということなんですけど、これ家族で見えておまして、うちのおじいさんも、おばあさんも、うちの女房もですね、「すげえな」というところがあってですね、私も確かにすごいと思いましたんですけど、いろいろ話をしてみると、そんなのやったのみたいな話がありました。例えば、これを町として見逃した方のためのなんか対応策っていうのは考えてらっしゃるんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 商工観光課長岡野栄君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（岡野栄君） はい、お答えいたします。テレビ東京のホームページによりますと、オンデマンドにより、パソコンやスマートフォンからバックナンバーを視聴できる有料サービスがございます。民間放送でもあり、また有料ということですので、町での推奨や紹介は現在考えておりません。今後も町に関する番組等があれば、ホームページやあみメール等で町民への事前周知を図ってまいりたいと考えています。

ちなみに12月12日火曜日8時54分からは、テレビ東京で「開運！なんでも鑑定団」の番組があり、その中で阿見町の出張鑑定団が放送される予定となっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。私もお宝あったんですけど、残念です。

じゃあ、続いて3番目ですね、フリーWi-Fiのほうの部分で質問させていただきます。こちらのほうにも書いてありますけれども、フリーWi-Fiにつきましてはですね、商業施設等ですね、かなり進んでいます。例えばカスミさんは関東中心、茨城を中心に179店舗全店入ってますし、タイヨーさんについても全店でやっていると。あと、コンビニさんについてもですね、セブンイレブンが大体約2万点、ファミリーマートが1万7,000店、ローソンについても1万3,000店、これについてもですね、セブンスポットとか、ファミマWi-Fiだとかですね、ローソンWi-Fiとかっていう形の中で、店舗の周りに行けばインターネット環

境があると。特にまたテザリングといいまして、よく井田議員がですね、控室かなんかでいろいろやっているテザリングというのがあって、実際にWi-Fi環境が整っていないくても、そういう形で自分が持っている携帯とという形の中でですね、環境がつくれてしまうというふうに、今、時代が進んでいます。実際に来られたお客様が町内でいろいろやっていると、あれば、もっと強い電波の中でやれるのには一番こしたことはないんですけども、じゃあ町が何年までにやらないからといって、Wi-Fi環境がだめだとかっていう形には、今、実際に商業のほうが進んでいますので、ないんですけども、ただ、ほかの自治体でもですね、今や取り組んでいますし、より、そのフリーWi-Fiがあれば、例えば国体、今年も国体、松山に行きましたけれども、愛媛ですね、愛媛国体行きましたけども、今回、岩手国体と違ったのがですね、GPSを艇に積んで、それをWi-Fiで飛ばして順位を見られる。だから、実際に明るい画面の中で見なくても、それぞれの方の携帯で順位が追えるっていうような形でサービスが始まっています。これはもう岩手にはなかったサービスが始まりましたので、来年の福井だとか、次の阿見の部分ではですね、やっぱりこれは、やっぱりそこは取り入れていきなさいっていうような指導があるのかなっていうふうに思っています。

愛媛は都道府県、県全体としてエリアを網をかけているので、新居浜さんだとか松山でやなくても、実際に県全体でやっているという形の中で、Wi-Fiの部分が整備されているということがあります。ですので、いろいろ追っていけばですね、阿見町においても、お金をかけずにやれたり、若干の部分でWi-Fi環境が整うということになりますので、その部分です、いろんなWi-Fiで使えることをいろいろやっていただきたいというふうに思っています。

例えばフリーWi-Fiの環境の中で、今、何がいかというと、バーチャルリアリティーのVRだとかですね、拡張現実のARだとかっていう形で技術が進歩しています。宮内庁で皇居を回ったり、桂離宮を回ったりとかしたときに、実際に行っているいろんなサービスがとられるということがあります。バーチャルと拡張との何が違うかというと、ARの場合ってというのは、その現地に行く、観光地に行かないと、それが手に入らない。つまりARはお客さんを呼び込んでくるんですよね。で、VRはバーチャルなので、自宅にいたって、阿見町の平和記念館は行けるよっていう形なので、自治体とするとARのほうにシフトしているというふうになっています。

そこで、そういう格好の中でですね、AR、VRについてどういうふうな展開を考えていらっしゃるのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。まず、Wi-Fi施設、フリーW

i-F iの施設の整備については、さっき町長の答弁のとおり、公共施設の中でも、もう既にやられている自治体もかなりございますので、これだけの観光施設、観光資源がある中で、やはりフリーWi-Fiが公共施設にないというのは、やっぱりちょっとおくらしているんじゃないかなと私も感じておりますので、そういう環境をやっば整備していくことが大切なんだろうというふうに思っております。

その中で、非常にAR、VRというのは、私も初めて勉強させていただきまして、ARというのはオーグメンティッドリアリティーというふうに呼ばれているそうで、日本では拡張現実と呼ばれているということで、もう1つの空間世界をつくるVRに対して、ARは現実的にデジタル情報を付与した仮想現実を現実世界に拡張していくと。私はよくわかんないんですけど。そういうふうなことらしいです。また、VRはバーチャルリアリティーというふうなことで、コンピューター上に人工的な環境をつくり出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できるというふうなことで、これはもう既に町内の雪印メグミルクの工場見学の中では取り入れていただいている状況でございます。

そういった状況の中で、やはりとりあえずWi-Fiの環境を早急に整備してくる必要があるのかなというふうには思っております。そんな中で、VRについても、例えば予科練平和記念館、VRですね、予科練平和記念館などで、これは施設管理者、いろいろな課題もあるんだろうと思いますけれども、例えば予科練生になりながら、当時の体験をしてみるとかっていうふうなやり方も、1つは考えられるというふうには思いますので、まずはWi-Fiの環境を進めた中で、そういった可能性が、まずVRについてはできる可能性はあるかどうか。あと、ARについては、そういったWi-Fiの環境の中で、いろいろほかの人にも見ていただくようなことができるというふうなところは考えられるんじゃないかなというふうには思っております。

ただ、これを今後のどういうふうに展開していくかという話になりますと、まだ玉を持っているわけではございませんので、今後の課題というふうなことになろうかというふうには思っております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。それと、デジタルサイネージが一応町内には5カ所設置して、実際にやられてますよという形で御案内がありました。例えばデジタルサイネージが本当に大型ビューの部分です、やられているのもそうなんですけども、例えば車内広告であったり、例えばカスミさんのレジだとかコンビニのレジだとかっていうときに、ぼんぼんぼんぼんCMが入ってくるような形もデジタルサイネージの分類にされているんですけども、実際に今5つやられていますが、今後のデジタルサイネージの展開については、ど

のようにお考えでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 今、御承知のとおり、阿見の役場の玄関のところにテレビの画面がございます。これがあと4カ所ですか、プラス4カ所で5カ所町内にあります。町内といたしても、なかなか民間の施設に、あるいは商店にお願いしますというわけにも、なかなか今の段階ではいけないというふうには思っております。そんな中で、まだ君原公民館ですとか、舟島ふれあいですとか、そういったところにはまだ入っていないところがございますので、その辺のところの整備といたしますか、もう1つは考えられるのかなというふうには思っています。それと、あとは商工会ですとか、あとはJAですとか、やはりどうしても公共性の高い場所をまず考えていく、もし入れるというふうなことになるれば考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。ただ、あくまでも財政的な面も含めてですけれども、それとメンテナンスも含めてですけれども。そういったことを、相手方ともよく調整をしながら、展開ができるかどうかは考えていきたいなというふうには思っております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原直行君。

○6番（栗原直行君） ありがとうございます。それでは、この3番目の中ですとね、宿泊施設のこともお尋ねをいたしました。宿泊施設がですね、今、御案内のとおり1社しかないという形でございます。それでですね、これはヒアリングさせていただいたときに、阿見町にはもっと前はあったんだよということをですね、佐藤課長からも伺って、そんなに阿見には宿泊施設があったのかって思ったんですけども、実際に建築、運営を、これから1社では足りないの、1カ所では足りないの、例えばアプローチなんていうのはやられているんでしょうか、誘致とかですね。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 阿見町から直接的にですね、例えば宿泊業者ですとか、そういったところにアプローチをしているというようなところまではしておりません。ただ、先ほどの町長の答弁のように、観光の部分も含めてですけれども、町内にはいろんな東部工業団地にもアイリスオーヤマですとか、主要な企業も入ってきておりますし、それ以外の福田工業団地、筑見南第一工業団地等においてもいろんな企業も入ってきておりますので、その需要はあるんだろうというふうには考えております。

そういった考え方の中で、今、町内には1社の、あそこは中郷になるんですかね、にビジネスホテルがあるんですけども、それ以外にもやはりまだ宿泊施設、ビジネスホテル的な宿泊施設を誘致したいというふうな、その必要性は感じているところでございます。

そういった中で、今、阿見吉原地区では、地区計画の中で、ホテルを建てることのできない

というような規制がされているんですけども、茨城県のほうとしましては、町の意向も十分に理解をさせていただいて、茨城県のほうにもホテルをやりたいというふうな問い合わせはあるというふうなことでございます。もしそういった事業者が入って、適正なホテル業としてやられているということであれば、地区計画等の変更も含めて考えていかざるを得ないというふうに思ってますし、その辺は積極的に誘致はしていきたいなというふうには思っておるところでございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。それでは、次の4問目のですね、空き家率、空き家対策について伺います。昨日の海野議員が空き家対策の部分で質問されていて、その部分でもう御回答はありましたので、それも十分わかりましたので、空き家率の部分、ちょっと2つほど伺いたいと思います。

実際に16.6%という形なんですけれども、実際の空き家の件数としてはどれぐらいあるのかということ、賃貸用以外の種類別の空き家状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 政策秘書課長佐藤哲朗君。

○政策秘書課長（佐藤哲朗君） お答えいたします。先ほど町長答弁にもありましたようにですね、平成25年の住宅・土地統計調査によりますと、空き家率は16.6%ということでございます。この調査でございますが、抽出調査ということで、推計値でございますけれども、340件の空き家が町内にあるという結果が示されております。

それと、賃貸用以外の種類の種類別空き家の状況ということでございます。こちら住宅・土地統計調査でございますけれども、空き家を4種類に区分しております。1つは二次的住宅ということで、これはいわゆる別荘ということになります。それから、賃貸用の住宅ということで、これはアパートの1室等をカウントしているというようなことでございます。それから売却用の住宅、それからその他住宅ということでございます。その他住宅につきましては、ちょっと分類不能なものだとか、あるいは取り壊し予定にしているような状態のものをその他住宅というようなことで分けているということでございます。

その内訳でございますけれども、二次的住宅につきましては、これ0%、0件。売却用の住宅ということで0.4%で、これは90件。その他住宅が5.3%ということで1,120件ということで示されております。ちなみに賃貸用の住宅につきましては、10.9%ということで、これが一番大きい割合を占めておりますけれども、2,330件ということでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。それでは、空き家の実数というのが見えてき

ましたので、5問目のですね、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法のほうについて伺います。

このいわゆる民泊新法の概要と改正点について伺います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 民泊新法の概要と改正点ということでございますが、従来は旅館業法の中で宿泊する事業者さんが宿泊所を許可をもって整備をしていたというふうなことで、具体的には改正ではなくて新たな法律をつくったというふうなことだと認識をしています。

先ほど議員のほうからる説明があったように、外国人観光客の増加、それから、による宿泊施設の不足ですとか、人口減による空き家問題、あるいはインターネットという、当時はなかったインフラを使った新しいビジネスモデルが出てきたというふうなことも含めてですね、この事業を実施する場合の一定のルールを定めたものが、この住宅宿泊事業法、民泊新法というふうな形になるかと思えます。これは今年の8月29日に決まりまして、来年の6月に施行するというような形になるわけですが、今までのホテルなどができなかった住宅街でも民泊営業可能とするというふうなことで、これまで旅館業法の場合には、営業許可、許可制をとっていたわけなんですけれども、都道府県知事に許可制をとっていたんですけれども、これをこの中で、住宅宿泊事業者、そこに住んでる所有者の方が民泊をやる場合のする人たちですね。それから、住宅宿泊管理業者、民泊運営を代行してやる会社、あとは仲介業者ですね。仲介業者っていうのがあるんですけれども、そういう人たちは、あくまでも届け出制をもって登録をしなければならないというのが大きな柱になってございます。

旅館業法との大きな違いなんですけれども、まず、行政の申告につきましては、旅館業法が許可に対して、先ほど言いましたように、住宅宿泊事業法では届け出制に変わったということ。

それから、営業日数の上限が定められておりまして、旅館業法では上限はないんですけれども、民泊新法では180日以内で営業しなければならないということ。ただし、県の条例等によりまして、180日以内の条例をすることも可能だというふうなことにはなっております。

それから、用途物件としては、旅館業法ではホテル、旅館等になるんですけれども、住宅宿泊事業法については、一般住宅、長屋、共同住宅または寄宿舎というふうな形になるかと思えます。

それから、居室の延べ床面積等については、民泊新法については特にはないんですけれども、旅館業法の場合については、宿泊者数が10人未満と申請された簡易宿泊所については3.3平米以上というふうなくくりがあるようです。

それから、一番その地域で事業をするというふうなことになりますと、旅行業法では、市街化区域の住居専用地域以上、以上といいですか、ではできないというふうなことなんですけれども、

民泊新法の場合には、条例で禁止している区域がなければ、それは一般の住宅の中でそういう民泊ができるというふうなことになるというふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。もう早くしろ、早くしろというのが、後ろからですね、ひしひしと感じておりますので、スピードアップをします。それでですね、実際にですね、民泊新法ができる前でいろいろ、今、部長が言われたようなことをやると違法なわけです。実際に阿見にですね、違法民泊っていうのはありますか。

○議長（紙井和美君） 政策秘書課長佐藤哲朗君。

○政策秘書課長（佐藤哲朗君） 申しわけございません。早くしなければならぬところで、先ほどの答弁なんですけれども、ちょっと数字の訂正がございます。平成25年ですね、住宅・土地統計調査の空き家の総数につきまして、私、340件と申し上げてしまいましたが、3,540件の誤りでございます。申しわけございません。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 町内においてインターネットで検索できる民泊は1カ所あるというふうなことですけれども、それが違法かどうかについては、ケース・バイ・ケースでございまして、この民泊施設が無許可営業か、ちゃんと許可を得てやっているのかというふうなことについては把握はしてございません。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ちょっとですね、この民泊新法がですね、かなり空き家対策で実際にどうしようかっていった1つの考え方として利用ができる。利活用が、これをですね、かなり、先ほど部長からありましたように、届け出制に変わりましたし、例えば大手の部分も入ってきて、より家主さんとかですね、実際に空き家だけじゃなくて、部屋があいてる空き部屋もこういう形でできるわけですけれども、そういったところの中でですね、かなり空き家対策になるんじゃないかと私は思っています。

そこでですね、今、これもまた私たち年寄りにはですね、年配者はわからないと思うんですけど、エアビーアンドビーっていうのがあるんですね。多分知らないなって、皆さんあれですけど。これもですね、結局民泊新法との絡みの中でかかわってくる、関係してくるんですけども。このエアビーアンドビーっていう部分と、この民泊新法の部分で、どういう形で関係性が出てきて、それに伴って町民の家主さん、大家さんが、どういうふうにはですね、啓発をしていけば、空き家対策になるんだというところで、ちょっとお考え——まだまだできたばかりの部分なんですけども、その辺のエアビーアンドビーとこれからの啓発の部分をちょっと伺いたいと思います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） エアビーアンドビー、これ私も知りませんでした。いろいろ調べてみますと、192カ国、3万3,000の都市で80万以上の宿の提供、あいてる部屋を借りたい人、あるいは貸したい人、そういった人たちを橋渡しする、インターネット上で橋渡しする業をなりわいとしているというふうなことでございます。

今後、空き家等の部分について、どうしてもその家を活用できなくなってきたというふうなところが出てくるんだろうと思いますし、昨日の海野議員の中でも、アンケートの中では、賃貸をしたいとか、処分をしたいとかってというような人たちが多くという中で、こういう民泊新法を活用した中で、空き家を活用していくという人たちも出てくるかもしれません。そういった部分の啓発についてはですね、町としては、今、茨城県のほうでも条例の制定を考えておるところでございますので、そういった中身ができた中では、町としてもホームページや広報等でしっかりと知らせていく必要があるんだろうというふうには思っています。

そんな中で、自分でやりたい、あるいは管理会社をお願いしたいというふうな人も出てくるんじゃないかと思っておりますので、そういう人たちがもし仮に出てきて、エアビーアンドビーのところを使ってやってみたいんだというふうなところについて、町が積極的に関与するというのは、なかなかこれは難しいというふうには思いますので、それはもう個人の中で対応してもらわざるを得ないのかなというふうには思っております。

ただ、いろいろネット上で見てみますと、エアビーアンドビーについても、課題がないわけではなくて、全世界の中で、ちゃんとした旅館というか宿泊施設として成り立っているところばかりではないところも登録に入っているというふうなところもありますので、その辺の部分についても十分に見定めていく必要性はあるんじゃないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。それではですね、再質問については以上でございます。1つ御案内したいのがあります。来年私はどこに行くのかとかですね、御案内しなきゃいけないと思っておりますので。

まずその前にですね、出国税について御案内させていただきたいと思っております。今年の10月、11月にですね、内閣のほうでかなり対応をやってました新税ですね、出国税。これにつきましてはですね、報道にあるような1,000円という形の、全て出国した場合に1,000円を出国税として取りたいと。そうすることによって財政規模が数百億円になるだろうと言われております。この政府の考え方だとすると、当然出国税なので、これは国内の観光の発掘、掘り起こし等の部分に使いたいと、一般の財源にはしたくないというふうな政府の考え方があります。

大体マックスでいけば、毎年700億ぐらいのものが出国税で賄えるんじゃないかというふう
に言われているのと、先ほど御案内したとおり、世界を見れば8,600万人が行き交う中で、ま
だまだ日本の2,000万台は少ないので、あと4,000万人を出しますよってという話になってますの
で、今回、政府についてはですね、実際の財源としてあれするよりは、こういった観光立国で
もうけていくんだというふうには、実際にもう露骨に、露骨というか、正しいことだと思うん
ですけども、そこで取れる財源を取っていくっていうふうには方針を変えています。

これもですね、この700億円も、毎年毎年生まれてくるわけですから、阿見町がですね、観
光立町としてどんどんどんどん手を挙げてですね、これもとりにいっていただいて、どん
どん阿見町をよくして行っていただきたいと思います。そういう中でですね、今回、観光
のところにスポットを当てて一般質問させていただきました。

さて、私は来年どこに行くかといいますとですね、沖縄に参ります。沖縄のフォレストさん
がやる2号店が沖縄がオープン来年しますので、それを見に、来年は沖縄がスタートとい
うことで、私の全国行脚は始まりたいと思います。

以上、ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、6番栗原宜行君の質問を終わります。

休会の件

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月8日から12月18日までを休会にしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時24分散会

第 4 号

[12 月 19 日]

平成29年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成29年12月19日（第4日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
交通防災課長	白石幸也君
道路公園課長	井上稔君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山義一君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成29年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成29年12月19日 午前10時開議

- 日程第1 議案第93号 阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第94号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第95号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第96号 阿見町下水道条例の一部改正について
- 議案第97号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第3 議案第98号 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第99号 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第100号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第101号 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第103号 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第104号 平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第105号 阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負変更契約について
- 日程第5 議案第106号 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（普通教室）購入）
- 議案第107号 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（特別教室）購入）
- 議案第108号 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（校務備品）購入）
- 議案第109号 財産の取得について（あさひ小学校教材備品（一般）購入）
- 議案第110号 財産の取得について（あさひ小学校図書購入）
- 日程第6 議案第111号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 日程第7 議案第112号 和解について

日程第 8 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第93号 阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について

○議長（紙井和美君） 日程第1，議案第93号，阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る12月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、12月8日午前9時58分に開会し、午前10時29分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員21名、議会事務局2名の出席をいただきました。ほかに一般傍聴者2名がありました。

初めに、議案第93号，阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、阿見町総合計画の策定に関する条例の定義，第2条体系について教えていただきたいとの質疑がありました。

条例の2条はあくまでも言葉の定義でございます。総合計画は基本構想がありまして、10年の構想，その下に5年ごとの基本計画があるということですとの答弁がありました。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入りました。議案第93号，阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定については，全委員が賛成し，原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第93号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第94号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第95号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第96号 阿見町下水道条例の一部改正について

議案第97号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2、議案第94号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第95号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第96号、阿見町下水道条例の一部改正について、議案第97号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

本案については、去る12月5日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第94号、平成28年度阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第94号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成29年12月11日午前9時57分に開会し、午前10時27分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め8名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第95号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第95号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第96号、阿見町下水道条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第96号、阿見町下水道条例の一部改正については、委員全員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第97号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第97号、阿見町水道事業給水条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） おはようございます。私はこの中の議案第96号、阿見町下水道条例の一部改正について、それと97号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、この2点について反対討論を行います。

まず96号の下水道条例ですが、今回の改定案で、基本料金を現行の1,000円から1,300円に引き上げるものであり、利用者に対しての負担増になることから反対します。

議会初日の質問で、一般会計からの繰り入れを少なくするためというような答弁がありました。しかし、平成22年度から見ると、繰入金金は1億9,229万、約2億円減っております。そ

の中で、毎年出されている決算審査意見書、これを見ますと、歳出の中の下水道管理費に対する歳入の使用料及び手数料の割合が減少し、改善がなされていることが、過去何回か書かれております。この過去7年間を見ても、今回改めて値上げをする必要はありません。よって、この96号に対して反対をいたします。

ちなみに、今回、この決算審査意見書を見ていたわけなんですけれども、平成27年度の決算審査意見書の中です、公共下水道事業特別会計の記述、ちょうど9ページに当たるんですけれども、先ほど話した歳出の下水道管理に対する歳入の使用料及び手数料割合、こういった部分です、前年度比で増加しているけれども、改善と書かれているんですよ。ですから、これ、違うんじゃないかなと思って。下水道課のほうで、後でちょっとそれは確認してください。

続きまして、97号の水道給水条例です。

今回、改定案は、10立方メートルまで一律1,800円だった料金を、基本料金を700円として、1立方メートルから110円を賦課する形態になります。この料金改定は、私などが一般質問で何回か取り上げたもので、体系的については、利用者に合ったものとなっていると思います。

昨年の12月議会で、住吉地区での方々に不利益にならないような形で考えているのかと質問をしたわけなんですけども、答弁の中で、不利益にならないような形で考えておりますという答弁でした。

しかし、今回の改定では、10立方メートルで今までと同じ1,800円になるような体系のため、住吉地区ではゼロ立方メートルから28立方メートルの家庭が値上げになります。昨年の答弁をしっかりと守らせるためにも、この97号の改定案に私は反対をいたします。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第94号から議案第97号までの4件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案4件については、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第94号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第94号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第94号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第95号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第95号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第96号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第96号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。

よって、議案第96号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第97号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第97号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。

よって、議案第97号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第98号 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

議案第99号 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第100号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第101号 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2

号)

議案第102号 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第103号 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第104号 平成29年度阿見町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(紙井和美君) 次に、日程第3、議案第98号、平成29年度阿見町一般会計補正予算(第4号)、議案第99号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第100号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第101号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第102号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第103号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第104号、平成29年度阿見町水道事業会計補正予算(第3号)、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る12月5日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇]

○総務常任委員会委員長(吉田憲市君) 先ほどに引き続きまして、議案第98号、平成29年度阿見町一般会計補正予算(第4号)のうち、総務常任委員会所管事項を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、地域安全対策費の概要についてをお尋ねいたしますとの質疑に対し、職員給与関係費、7人分の給与、諸手当等の減額となっております。こちらにつきましては、交通防災課の中に、8月から危機管理監が着任されましたけれども、人数としては増になっている部分がございますが、給与手当等につきましては、課員の相対的な見通しが図られまして、他の課の職員の計算と同じような形で計算をした結果、減となっておりますとの答弁がありました。

次に、町税徴収嘱託員報酬について、嘱託員は何人いるのか、金額にしてどのぐらいの徴収をしているのかとの質疑に対し、現在は1名です。昨年11月までは2名体制で行っていましたが、そのうち1名が体調不良で退職になり、それ以降、半年間、1名体制で状況を見ておりましたが、1名体制でも十分対応できることを見きわめましたので、今回1名分を丸々減額させていただきました。

徴収実績なんですが、年々落ちてまいりまして、27年度、2,839件、3,400万円、昨年度、28年度決算ベースで2,158件、2,410万円となっておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第98号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月8日午後1時55分に開会し、午後2時41分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名全員で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局より2名の出席をいただきました。

まず初めに、議案第98号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、うち民生教育常任委員会所管事項について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、民生費、保育所費の賃金の減額の説明をお願いしますとの質疑に対して、28名募集したところ、16名しかいなかったための減額ですと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、保育士が集まらなかった理由は何かとの質疑に対して、賃金が安いということと、大変な仕事だということが原因なのではないかと思われまして答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、障害者福祉費の中の自立支援医療給付事業が、年初予算で4,217万6,000円ですが、今回1,299万1,000円の増額になっていますが、この増額の理由について説明をお願いしますとの質疑に対して、こちらの自立支援医療給付事業については、健康保険を使われない方、生活保護などの方等の透析の医療費、あとは他県ですとマル福が直接使えないため、立て替え払いとなります。東京都内の病院でマル福に該当するような疾病を治療させる方などが利用されています。今年度の当初に15名の方が利用されていました。15名の方が年度当初から1年間利用されるということで積算したところ、昨年より22%ほど執行されている額が多かったことから、その方たちが3月までその医療に対応できるようにということで積算をさせていただきました。また、新規の方2名が、この秋以降使えるようにということで、増額の補正をさせていただいておりますと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、児童福祉総務費の時間外手当の127万5,000円の増額の理由についてとの質疑に対して、時間外補正の理由というのは業務量が多いためです。内容としては、要保護児童支援の必要な児童の相談が増加していることが上げられます。それから、放課

後児童クラブ建設に伴う業務量の増加です。建設の打ち合わせとか、年度末には二区児童館、本郷小の児童クラブ、これをあさひ小の児童クラブへ引っ越し作業が見込まれるためです。それから、27年度からスタートしております子ども・子育て支援新制度の事務量が多いためです。それから、実際に新制度が始まると、民間施設に補助を出しているため、その補助に対しての調査が出てきます。保育士の処遇改善の調査とかもあります。また、新設の保育園の開設に伴ういろいろな指導とか交付金の申請など、業務量が増えてくるのが理由ですと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、教育費の中の学校管理費の部分で、新設小学校のピアノの運搬はどこの学校から持ってくるのかとの質疑に対して、ピアノにつきましては、実穀小学校から2台持ってきます。それを新小学校のほうへ運んで活用させていただきますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第98号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち、民生教育常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第99号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第99号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第102号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、一般管理費、介護保険事務費の賃金で、一般事務賃金50万9,000円の増額の理由をお願いしますとの質疑に対して、高齢福祉課の介護支援系の職員1名が産休・育休に入ることになり、その代替要員といたしまして1名雇用することになったためですと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、電算システム委託料63万8,000円が補正で増えた理由というのは何ですかとの質疑に対して、4月以降、介護保険の改正に伴い、システムの改修が必要になってきます。そのため、事前にシステムを改修する必要があり、茨城計算センターに入っている介護保険システム、介護保険事業所の管理システムが茨城県と連動しています。この両方のシステムを改修する費用ですと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第102号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、全委員が賛成し、原案どおり可決

しました。

続きまして、議案第103号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第103号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 次に、産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、先ほどに続きまして、議案第98号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、農業振興への産地改革チャレンジ事業補助金及び農業ヘルパー活用事業補助金の内容についての質疑があり、執行部からは、まず、産地改革チャレンジ事業補助金については茨城県の補助金で、農業者の組織する団体がブランド化や6次産業化による付加価値向上など、自ら行う強みをつくり、高める革新的な取り組みにチャレンジするに当たり支援するものです。今回、阿見町の認定農業者が消費者ニーズの高い高山性花木類の導入による経営改善を図る取り組みで、経営体育成型という補助金を申請しております。事業費は33万3,240円、県補助金は3分の1ですので、11万1,000円の補助金となりますとの答弁がありました。

次に、農業ヘルパー活用事業補助金については、人手不足に悩む農業者、農業生産者の支援を兼ね、農業に関心を持つ町民に対し雇用機会を提供する制度で、平成28年度からスタートしたものです。平成29年度は当初予算100万円を計上しておりましたが、現在13名の方より約130万の申請がありますので、今回の増額計上となります。補助対象者としては、町内に在住する阿見町人・農地プランに位置づけされた農業者または農業法人、農業ヘルパー制度に雇用者として登録し、農業ヘルパーとして雇用契約を締結している者とあります。条件としましては、そのほかに、傷害保険に加入していることや町税を滞納していないということがあります。補助金の内容は、当該年度の農業ヘルパーを雇用して支払った総資金の10分の1として、上限を20万としておりますとの答弁がありました。

次に、農業基盤整備事業の減額の理由についての質疑があり、執行部からは、農地・農業用水等の資源の保全管理活動及び農地周りの農業排水等の施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全活動に取り組む組織に対し交付しております。平成29年度は、活動組織が11組織、取り

組み面積は約327ヘクタールとなっております。減額の主な理由としては、活動組織から長寿命化による活動申請がなかったこと、もう1つが、新規地区3地区を予定しておりましたが、申請がなかったことから今回の減額となりますとの答弁がありました。

次に、道路新設改良事業の減額の理由と特定地区道路整備事業の減額の理由についての質疑があり、執行部からは、まず、道路新設改良事業の減額については、震台地内の生活道路及び立ノ越地内の生活道路の整備に伴う委託料並びに工事請負費、土地購入費、補償費の減額となります。当工事については、地権者との用地交渉が難航していること、また排水計画の事前協議に時間を要したこと、年度内の執行ができなくなったことから、今回の減額となりますとの答弁がありました。

次に、特定地区道路整備事業の減額については、荒川本郷地内の地区施設道路27号線の整備に伴う工事費並びに委託料となります。こちらは、一部地権者との用地買収が未契約であり、当初予算を含む関連予算を今回の補正で減額するものですとの答弁がありました。

次に、どういうことで未契約なんですかと質疑があり、執行部からは、未契約については、地権者との用地交渉がまとまっておりませんので、まだ設計にかかれない、工事にかかれないということで未契約ということになっておりますとの答弁がありました。

次に、土地区画整理事業の増額と荒川本郷地区のまちづくり事業の増額、住宅維持管理費の増額の内容についての質疑があり、執行部からは、まず、土地区画整理事業費の工事請負費については、岡崎土地区画整理事業地内にあります調整池の一部を占有していた使用者から土地の返還を受けたことに伴い実施するものです。管理用の道路の改修工事を行う経費を補正計上いたしました。内容については、フェンス工事として約30メートル、それと管理用道路の工事として約30メートルを計上しておりますとの答弁がありました。

次に、荒川本郷地区まちづくり事業の委託料については、平成29年11月1日に公募を開始しました。町有地売却業務区域内にある町有地の境界復元測量業務に要する経費を補正計上したものです。町有地借受者に町有地の引き渡しを速やかに行うため、補正計上により、年度内の事業発注を目指すものであります。対象となる町有地については約1万5,000平方メートル、19筆の復元測量を行うものですとの答弁がありました。

次に、町営住宅修繕委託料の増額の理由としては、町営住宅の管理業務を茨城県住宅管理センターに委託しております。その委託料のうち、空き家修繕分を増額しております。当初は過去3年間の平均で修繕費用を見込んでいましたが、実際に修繕しましたところ、経年劣化等により高額となった部屋があり、そちらの修繕を行うために補正をしたものですとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議

案第98号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会所管事項については、委員全員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第100号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑を許しましたところ、一般管理費の消費税について、なぜ520万もの大きな補正が出るのですかとの質疑があり、執行部からは、消費税については、使用料等でお客様から消費税を預かっております。工事等で今度は払い出す消費税もあります。預かった消費税と払い出す消費税のバランスによって、その年ごとに消費税の額が変わってきます。前年度の工事が少なく、払い出す消費税が少なかったことから、今回の補正となりますとの答弁がありました。

次に、公共下水道整備事業の下水道工事費の減額と、調整池整備工事での増額の内容についての質疑があり、執行部からは、補助金を伴う工事になります。道路工事区画道路27号線の道路工事により雨水管を入れる予定でしたが、道路工事ができなくなったことに伴い、雨水管の工事もできなくなったことによる減額です。この減額したものを返すという方法もありますが、せっかくだいた補助金ですので、何とか効率よく使えればということで、調整池のほうにその補助金を回し、調整池を前倒して整備したということで、調整池のほうを増額しておりますとの答弁がありました。

次に、調整池整備による増額は、入札等は終わったんですか、それともこれからですかとの質疑があり、執行部からは、入札はこれからとなります。両方を足した額で設計を組んで入札を行います。ただ、年度内は難しいので、繰り越しの作業も一緒に行っておりますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第100号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第101号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第101号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、委員全員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第104号、平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第104号、平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）については、委員全員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第98号から議案第104号までの7件についての委員長報告は原案可決であります。

本案7件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号から議案第104号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第105号 阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負変更契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第4、議案第105号、阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負変更契約についてを議題といたします。

本案については、去る12月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、先ほどに続きまして、議案第105号、阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負変更契約について、質疑を許しましたところ、地区に給水していこうという形になったと思いますが、このときに、相手方との契約は何も交わされなかったのですかという質疑があり、執行部からは、契約行為ということは相手方とはしておりませんが、相手方の工場長名で、これだけの水を確保してくださいというような要望書がありましたので、それによって工事を発注したということになりますとの答弁がありました。

次に、これだけの工事に対し、契約もなしにしていいのかどうか。年間だとそれなりの契約をすと思っていますが、この契約そのものは、これが通常の契約なのかとの質疑があり、執行部からは、大口事業者と協議していく中で、大口事業者に、より確実な、使いますというよ

うなメッセージが欲しいということで協議はしましたが、民間も、景気の動向によって、工場を常設することによって水が必要になるということで、景気の動向によって必ず増設が行われるかどうかはわからないというような状況の中で、大口事業者も必ず使いますというような契約はできないとのことでしたので、それであれば、責任ある方から要望をいただきたいということで要望書をいただいたということになります。今回、変更して、他の地区に給水をするということになると、企業局から買う受水費が節約できますので、この3億数千万が無駄になってしまうというようなことではございませんとの回答がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第105号、阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負変更契約については、委員全員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第105号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第106号 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（普通教室）購入）

議案第107号 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（特別教室）購入）

議案第108号 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（校務備品）購入）

議案第109号 財産の取得について（あさひ小学校教材備品（一般）購入）

議案第110号 財産の取得について（あさひ小学校図書購入）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第106号、財産の取得について（あさひ小学校什器備品（普通教室）購入）、議案第107号、財産の取得について（あさひ小学校什器備品（特別教室）購入）、議案第108号、財産の取得について（あさひ小学校什器備品（校務備

品)購入), 議案第110号, 財産の取得について(あさひ小学校図書購入), 以上5件を一括議題といたします……。大変失礼いたしました。議案第109号が抜けたようでございますので, 訂正させていただきます。

最初から読ませていただきます。申しわけありません。訂正をお願いいたします。

議案第106号, 財産の取得について(あさひ小学校什器備品(普通教室)購入), 議案第107号, 財産の取得について(あさひ小学校什器備品(特別教室)購入), 議案第108号, 財産の取得について(あさひ小学校什器備品(校務備品)購入), 議案第109号, 財産の取得について(あさひ小学校教材備品(一般)購入), 議案第110号, 財産の取得について(あさひ小学校図書購入), 以上5件を一括議題といたします。

本案については, 去る12月5日の本会議において, 所管常任委員会に付託しましたが, 委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては, 委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君, 登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(川畑秀慈君) それでは, 議案第106号, 財産の取得について(あさひ小学校什器備品(普通教室)購入)について, 御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ, 106号だけではなく全部に係るのですが, 品目として10品目で, その下に「全」とあるが, これは幾つかの代表品目を選んだのですかとの質疑に対して, 御指摘のとおりです。まだ他の備品類についても二百何個とありますが, 全て書き切れなかったため, あくまでも台数の多いものを選んで書かせていただきましたと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ, この記載されている備品購入の中にICTに関連する電子黒板などの購入費用という品目とか入っていないが, 購入のほうはどう考えているのかとの質疑に対して, 学校施設整備事業という別の予算があります。その中に電算システム使賃料という予算項目があり, その中で, リースの中に組み込まれています。ですから, これらの備品とICT関係は別に組んでいると御理解していただきたいと思えますと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ, 今回の什器備品の購入で全て整うのかとの質疑に対して, これが全てではなく, 実穀小学校関係があり, 使えるものはこちらで運搬料を組んであります。そちらも含めて, 使えるものは使って補充していこうと考えているようなことで, なるべく経費を削減する方向で検討しています。ただ, これで100%そろうということではないと考えておりますと答弁がありました。

質疑を終結し, 討論に入り, 討論なし。討論を終結し, 採決に入り, 議案第106号, 財産の取得について(あさひ小学校什器備品(普通教室)購入)は, 全委員が賛成し, 原案どおり可

決しました。

続きまして、議案第107号、財産の取得について（あさひ小学校什器備品（特別教室）購入）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、幾つかある中で、ここだけ入札が3回行われているが、町のほうで積算した金額は思ったより低かったのではないかと思うが、入札が3回になってしまった背景と、辞退したところが幾つか出ているが、なぜ辞退したのか、わかれば説明をしてほしいとの質疑に対して、今回、普通教室、特別教室、校務備品等について分けた理由は、町内業者の方もこの入札に参加しており、分けることによって落札するチャンスを与えられるのではないかとということで分けたものです。この入札については3回目で落札したのですが、2者の辞退については、なぜ辞退したのかというのは今のところわかりません。これについては、いろいろ各備品を精査して、町としてこの金額で購入したいという金額を考えていましたので、これによって業者も厳しいところがあったのかと思いますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第107号、財産の取得について（あさひ小学校什器備品（特別教室）購入）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

議案第108号、財産の取得について（あさひ小学校什器備品（校務備品）購入）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第108号、財産の取得について（あさひ小学校什器備品（校務備品）購入）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

議案第109号、財産の取得について（あさひ小学校教材備品（一般）購入）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第109号、財産の取得について（あさひ小学校教材備品（一般）購入）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第110号、財産の取得について（あさひ小学校図書購入）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、図書購入に当たって図書司書の方の意見というのは反映されているのかとの質疑に対して、図書司書の方に、本が今に合ったものなのか、今、在庫のある本と新しい本の整合性があるのかとか、バランスがいいとか、専門的なところで見ていただいて、この新しい購入の本を選んでいるような状況で、司書の方のお力をかりないといけないような形で進めてまいりましたと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、この中にはDVDとかCDは入っていないのかとの質疑に対

して、現在のところは本のみで考えております。今後はそういうものも増やしていくようになるかと思えますと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、今回、図書館流通センターのほうで一括してやっていると思うが、本のカバー等の費用も含めての金額ですかとの質疑に対して、今回の図書の購入に際しましては、背ラベルの記入・張りやバーコードなどの張り及びフィルムコーティング等、必ず必要であり、CDに入っているもので、書誌のデータ等、図書の名前、書いた方、いつ発行されたか、価格、本の内容、そのシリーズの有無等のデータも含めまして、全てこの金額に入っています。図書司書の方が、新しい本が来たときにこの業務をやらなくても済むような負担軽減を含めて、この業者に選定して決定しましたと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第110号、財産の取得について（あさひ小学校図書購入）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第106号から議案第110号までの5件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案5件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第106号から議案第110号までの5件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第111号 稲敷地方広域市町村圏事務組合格約の変更について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、議案第111号、稲敷地方広域市町村圏事務組合格約の変更についてを議題といたします。

本案については、去る12月5日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは，先ほどに引き続きまして，議案第111号，稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入りました。討論なし。討論を終結し，採決に入りました。議案第111号，稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更については，全委員が賛成し，原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第111号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって，議案第111号は，原案どおり可決することに決しました。

議案第112号 和解について

○議長（紙井和美君） 次に，日程第7，議案第112号，和解についてを議題といたします。

本案については，去る12月5日の本会議において，所管常任委員会に付託いたしました，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長倉持松雄君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは，先ほどに続きまして，議案第112号，和解について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第112号，和解については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第112号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第112号は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第8、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

閉会の宣告

○議長（紙井和美君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

議員各位には、終始熱心な審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長を初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして、平成29年度第4回阿見町議会定例会を閉会といたします。大変に御苦勞さまでした。

午前10時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 紙 井 和 美

署 名 員 倉 持 松 雄

署 名 員 佐 藤 幸 明

参 考 资 料

平成29年第4回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第93号 議案第94号 議案第98号 議案第111号</p>	<p>阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 総務常任委員会所管事項 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第98号 議案第99号 議案第102号 議案第103号 議案第106号 議案第107号 議案第108号 議案第109号 議案第110号</p>	<p>平成29年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号） 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（普通教室）購入） 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（特別教室）購入） 財産の取得について（あさひ小学校什器備品（校務備品）購入） 財産の取得について（あさひ小学校教材備品（一般）購入） 財産の取得について（あさひ小学校図書購入）</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第95号 議案第96号 議案第97号 議案第98号 議案第100号</p>	<p>阿見町町営住宅管理条例の一部改正について 阿見町下水道条例の一部改正について 阿見町水道事業給水条例の一部改正について 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）</p>

産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第101号	号) 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号)
	議案第104号	平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号)
	議案第105号	阿水新工第17号福田工業団地内浄水場新設工事請負変更契約について
	議案第112号	和解について

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成29年 9月～平成29年12月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	10月31日	第2委員会室	・役場駐車場に駐車されている車について
	11月14日	第2委員会室	・第4回臨時会会期日程等について ・その他
総 務 常 任 委 員 会	9月29日 ～	秋田県横手市	・財産経営推進計画について
	9月30日	秋田県秋田市	・女性消防隊の消防技術向上や地域における消防活動の充実に寄与することを目的に開催される第23回全国女性消防操法大会を視察 (秋田県立向浜運動広場駐車場)
民 生 教 育 常 任 委 員 会	10月17日	東京都杉並区	・学校給食の取り組みについて ・給食試食
	11月16日 ～ 11月17日	長野県阿智村	・建設運営に至るまでの経緯について ・利用者サービスの内容について ・現在の運営状況とこれからの計画について (社会福祉法人夢のつばさ)
			・生涯学習・公民館活動について ・村づくり委員会と公民館活動についての関係

民生教育 常任委員会	11月16日 ～ 11月17日	長野県阿智村	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定について ・社会教育研究集会の取組みについて (阿智村公民館)
産業建設 常任委員会	11月16日 ～ 11月17日	群馬県渋川市	<ul style="list-style-type: none"> ・産地振興（6次産業化）の取組みについて (農業生産法人株式会社赤城深山ファーム)
		群馬県川場村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の活性化の取組みについて
議会だより 編集委員会	10月5日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第154号の発行について ・その他
	10月19日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第154号の発行について ・その他
	10月26日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第154号の発行について ・その他
全員協議会	10月30日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度3か年実施計画について ・平成30年度町行政施策及び予算要望における回答について ・その他
	11月27日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町第6次総合計画後期基本計画の策定について ・阿見町と千葉県酒々井町の災害時における相互応援に関する協定締結について ・平成29年第3回定例会議案第90号「訴えの提起」について

全 員 協 議 会	11月27日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訴訟上の和解について ・ 上下水道料金改定について ・ 福田工業団地浄水場新設工事について ・ 阿見町立学校再編事業及びあさひ小学校建設事業の進捗状況について ・ 財産の取得について ・ その他
-----------	--------	--------	--

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	10月18日	全員協議会 ・平成29年第2回定例会提出案件の説明		久保谷充 永井義一
	10月27日	第2回定例会 ・龍ヶ崎地方衛生組合監査委員の選任について ・平成28年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について ・平成29年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号） ・平成30年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決	久保谷充 永井義一
牛久市・阿見町斎場組合	10月31日	第2回定例会 ・平成29年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第1号） ・平成28年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について	原案可決 原案認定	難波千香子 海野 隆 野口雅弘
稲敷地方広域市町村圏事務組合	11月2日	全員協議会 ・稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について ・稲敷地方広域市町村圏事務組		佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博

稲敷地方広域市 町村圏事務組合	11月2日	合消防施設・消防車両等整備 計画について ・その他		佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博
	11月2日	第2回定例会 ・稲敷地方広域市町村圏事務組 合公平委員会の選任について ・平成28年度稲敷地方広域市町 村圏事務組合一般会計歳入歳 出決算について ・平成28年度稲敷地方広域市町 村圏事務組合立養護老人ホー ム松風園特別会計歳入歳出決 算について ・平成28年度稲敷地方広域市町 村圏事務組合水防事業特別会 計歳入歳出決算について ・平成30年度稲敷地方広域市町 村圏事務組合関係市町村の分 賦金割合について	原案可決 原案認定 原案認定 原案認定 原案可決	佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博
	11月8日 ～ 11月10日	研修視察 ・視察先 津市消防本部・和歌山 県土砂災害啓発センター・岩 出市那賀消防組合		佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博